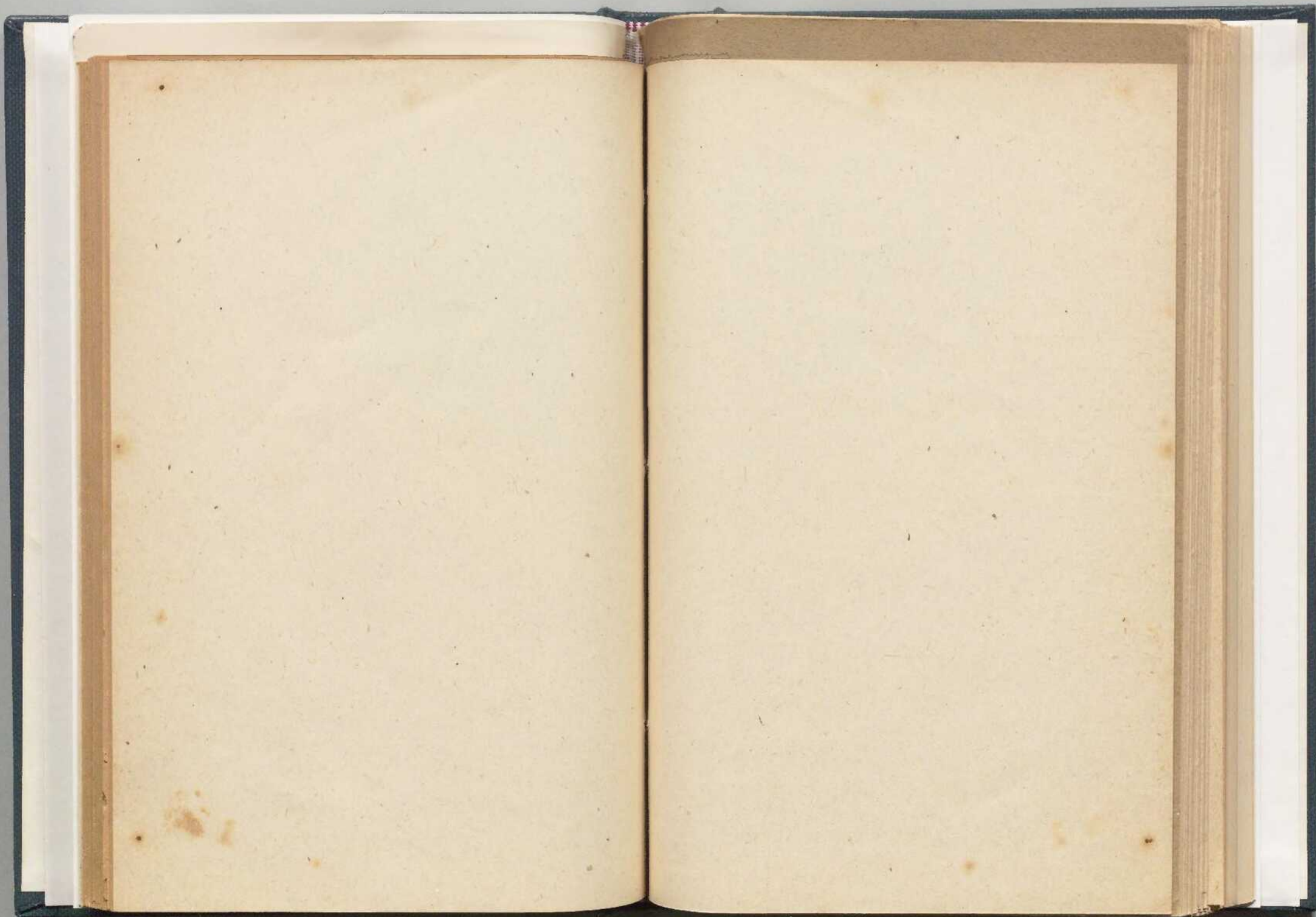


4

獨逸インフレーションと
其の租税對策

財團
法人
金融
研究會



獨逸インフレーションと

其の租税對策

戦時經濟政策の遂行上インフレーション対策がその最も重要な一面をなすものであることは贅言を要しない。而して第一次世界大戦時及びその後の時期に於ける獨逸のインフレーションはこの問題に關して典型的なる事例を供したものであるが、これに對して採られた獨逸政府の諸施策は今日よりみてまた参考とすべきものが尠くない。本編は多年來獨逸税制史の研究を進められてゐる野津高次郎氏に委嘱し當時獨逸政府が採つた租税對策の概要並にその法規を記したものである。

財團
法人
金融研究會

序

長期消耗戦の様相を呈する近代戦に於ては、戦費の増嵩に因る通貨の膨脹と、戦用物資の消費、民需物資の生産減に基因して、其の交戦國經濟界に、インフレーション現象を起すことは、免れない處である。而して此のインフレーションより生ずる害禍を、最少限度に停むるが爲めには、其の出現の初期、勢の尙微弱なる時に於て、其の進行を阻止し、之を弱化和緩和することが、絶対に必要である。インフレーションの進行阻止、其の弱化和緩和は、物資の方面に於て、其の生産供給の増加を圖ると共に、之が消費節約を強行し、通貨の方面に於て、膨脹せる通貨……所謂浮動購買力となる通貨……を物資獲得の用に供せしめざることに依つて、達成せらるゝのである。物資方面の方策に付ては、暫く措き、通貨方面に於ける方策としては、國民の自發的意思に依る公債應募、長期貯蓄、又は保險加入等、所謂國民の自發的消化方法が國民生活との摩擦を起さざるのみならず、直ちに戦費の調達、生産力の擴充にも役立つのであるから、出來得可くれば此の方法に依り、浮動購買力の吸收消化を圖る可きである。併し乍ら逐次増加する浮動購買力を、只國民の自發的消化方法のみに依つて吸收消化することは、言ふ可くして行はれ難き處であるから、其の幾部は、國家の強制力に依つて、之を他動的に吸收消化しなければなら

らぬ。國家の強制力に依つて、浮動購買力を吸收消化する方法としては、強制公債、強制貯蓄又は租税等の方法が考へられるが、之等の中、強制公債は非常特殊の場合に已むを得ず行ふ一時臨機の權道であつて、長期に亘り常時繰り返し行ふべきことではない。強制貯蓄に就いては、ジョン・ケインズ(John Keynes)が主張し敵英國が採用したるが如き所得の一部を戰爭中強制的に貯蓄せしむる方策は、無碍に排斥すべきことでもない、其の貯蓄を引出し得ざる期間は、貯蓄者にとり租税と同様であるが、唯戦後に希望を繋いでおく點が租税よりも魅力の存する處である。併し又夫れ丈けに國庫にとつては、戦後の負擔となり、且つ一般的ならざる處がインフレーション進行阻止對策として、租税よりも効果的でない點である。長期戦下に於ける膨脹通貨の強制的吸收消化策は、租税の形式に依つて行ふことが、最も適當である。即ち増税に依て行ふことが常道である。而してインフレーション豫防對策としての増税は、インフレーションの進行に先んじ、他の自發的消化方法と相俟つて、次々に行はれなければならぬ。インフレーションが已に加速度を以て展開したる後の増税は、其の大勢に壓倒されて、何等之を阻止する堤防とはならぬ。インフレーションは恰も大河の決するが如く、滔々として貨幣價值を下落せしめ、之を基礎とする租税機能が無力化せざるば止まないものである。

獨逸インフレーションは戦時中其の萌芽を發し、戦後急速に發展し、賠償金の重壓が加はるに及んで、遂に爆發するに至つた。此の國を擧げての經濟破綻の因つて來る處を考ふるに當り、當時の財務當局の、不當なる戰費支辨方策の見逃しなき強行と、國民のインフレーションに對する無智無關心なりしこととを、重大視せざるを得ない。戰爭が長期態勢となり「戦費は敵國をして支拂はしめよ」の方策遂行が困難に立ち至つた時、早く増税政策に轉向すべきではなかつたか。ヒヤルマー・シヤント(Hjalmar Schacht)は、其の著「麻の安定」(Die Stabilisierung der Mark, S. 5)中に此の事を指摘して、「此の戦

時中に開始したインフレーションは、若し國民に對する課税をもつと増加して居たならば、確に緩和し得たことと思はれる。一九一四—一五年の租税年度には、租税、關稅及事業に依る収入は、既に三億麻も減少し、債務の利子支拂の爲めの支出が、十億麻以上も増加したのに、經常収入の増加策を講ずることを、全然忘つて居た。當局は、始めは陸海軍經常支出の半分、後には平時豫算を含む總戰時支出を、特別豫算(戰費豫算)に移すと云ふことを、やつたに過ぎなかつた」と、述べて居る。一九一六年より、獨逸政府は、増税政策を採用したが、一九二三年三月二十日の「税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律」に至る迄、其の増税法に於て、貨幣價值下落に關する斟酌の加へられたものは少かつた。インフレーション進行についての、認識不足を非難せらるゝのも、亦已むを得ない。インフレーションが、愈々急速度を以て進行するに至るや、麻貨の下落から生ずる税法上の各種の支障損害を、是正輕減せんと試みられたが、固より其の効果はなかつた。一例を麥酒税法に採るならば、同法は、一九二三年七月九日から、同年十一月五日に至る四箇月間に、二十回の修正を受け、其の中三回の修正は、實

施の機を有しないものであつた。要之、戦時及戦後に於ける獨逸當局の、インフレーションに對する租稅政策は、徹頭徹尾、失敗の連続と認めざるを得ない。

又當時の獨逸國民のインフレーションに對する態度、及其の理解の程度に付いては、左にリヒアールト・レヅインゾン著「歐洲に於ける財の移動」(Richard Lewinson: Die Umschichtung der Europäischen Vermögen, S. 11, 12)中の一節を引用して、其の説明に代へることとする。

『政府の金融及貨幣政策に對する批判……少くも政府の責任解除には役立つ……は、殆んど皆無であつた。新聞は緘口令に縛られて居た。戦争前貨幣理論を研究し、貨幣價值下落や、インフレーションや、爲替相場の何たるかを、一般的に承知して居た唯一の人々は、諸大學の經濟學者達であつた。之等の人々は、恰も軍隊の下士官の如く、「廻れ右」をして、其の論調を變へてしまつた。而して例へばローベルト、リーフマン(Robert Liefman)の如く、學術上、門外漢と呼ばれて居た二三の人々が、僅かに曉天の星の如く、學界より、批判の聲を擧ぐるに過ぎなかつた。

一般民衆に至つては、貨幣相場に關する事象に就いては、微塵も感付く處がなかつた。銀本位時代から、貨幣價值の動搖に就いて、多少なりとも知つて居た年輩の人々は、既に死んで了つたか、或は生きて居ても、其の記憶は、疾くに彼等から消え失せて居た。「本位貨幣の價值が動搖する!」……此の様な考は、貨幣理論の素人には、全く逆説ギャグとしか思はれなかつた。本位貨幣(Währung)とは、永續する

もの(das Wahrende)、「何時迄も残るもの」(das Bleibende)動搖せしめ得ないもの(das Unerschütterliche)、凡ゆる物の動かすべからざる尺度を意味した。「マルク、イコール、マルク」(金であろうと、紙であろうと、麻は麻に變りはない)の觀念は、全く自明の理とされて居た。随つて、物價の昂騰を、先づ第一次的に、貨幣側に由来する一過程とは見ずに、單に物資の缺乏と、商人の暴利との所産に、外ならないと考へた。此の事實の真相を看過せる、珍妙極まる誤解の生じたのは、次の二つの原因に歸することが出来る。其の一は、獨逸國が戦時封鎖を受けた結果、殆んど一箇の鎖國的商業國と爲り、隨つて、人々が諸外國の貨幣相場に、關心を持つ楔機を失つたこと、其の二は、戦争中に發生した強制經濟體制に依り、世人が各物品の本來有して居た價值に對する感覺を、全く失つて了つたことである。目に見えないものは、唯相互に一致しない二種類の價格、即ち世人が餘りにも低きに失することを知つて居た法定最高價格と、明白に暴利的價格である闇相場とであつた。明々白々、争ふべからざる一事は一切の物が騰貴したと云ふことであつた。此の物が騰貴したと云ふことは、之を客觀的に觀れば、大部分の經濟行爲者群の購買力の減少を意味するが、之を主觀的に觀るならば、騰貴なる觀念は、民衆の購買力が低下すること無くして、物價が指數上高くなる場合、換言すれば物價の上昇と名目上の所得増加とが、同一歩調を持つ場合に於ても、亦生するのである。此の所得が増加し、購買力が減少しない場合にも、尙物價騰貴せりと云ふ心理過程は數年間に亘つて繰り返され、一般民衆が、既にインフレーションの本質

を認識した時に至つても、尙繰返されたのであつて、此の心理過程も亦、世人が貨幣價值下落の真相を把握するに至らなかつた一因である」と。

以上の如く、インフレーションに對する國民の無知無關心が、其害毒を満喫するに至つた所以であると思ふ。

今や帝國は、昭和十二年の支那事變から引き続き大東亞戰爭に入り、交戦實に五箇年有餘、インフレーションは、我が國經濟界に相當根強く芽生えて來た。此の萌芽は、伸びるに従つて之を芥除し、斷じて獨逸インフレーションの轍を履んではならぬ。今後大東亞戰爭の繼續する限り、或は財政上の理由から、或は又消費規制の觀點から、増税は度々行はれるであらう。併し吾人は、インフレーション豫防緩和對策の見地からも、亦國家は増税を行はなければならぬ。國民も此の増税を甘んじて受けなければならぬと、主張するものである。是れ自ら揣らず、敢て本書を公にする所以である。

昭和十八年四月

野津高次郎

例言

一、本書は著者が「獨逸税制發達史」著作の爲め蒐集したる獨逸インフレーション時代の税制資料を、財團法人金融研究會の委嘱に基き、急遽纏めて一卷とし、之を公にするものである。蓋し今や我が國が乾坤の大東亞戰爭を完遂せんとするに當り、インフレーションが漸く其萌芽を伸さんとするの兆を呈するので、之が豫防緩和の手段たる増税の必要を、獨逸インフレーション税制對策失敗の歴史を通じて、國民に訴ふることの徒爾ならざるを信ずるからである。

二、本書題して「獨逸インフレーションと其の租税對策」と謂ふも、インフレーションの豫防對策としての租税對策を論述するのではない。第一次世界大戰後、獨逸インフレーションが、急進展を開始してから、税制上生ずる支障を緩和軽減せんが爲めに、種々の對策が講じられた。本書は其の諸對策を記述するものである。

三、本書は、獨逸インフレーションに對する讀者の記憶を新にし、其のインフレーション對策の理解に便せんが爲め、先づ獨逸インフレーションの經過を述べ、次に其の進行に應じて採られたる税制上の一般對策を、總論的に敘述し、然る後各種租税につき、其のインフレーション對策を箇別的に、記述した。尙租税のインフレーション對策に關する法規中、各租税に亘り、最も一般的にして、且つ其の中心をなす處の一九二三年三月二十日の「税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律」と、一九二三年十二月十九日の「第二租税緊急令」とについては、特殊讀者の參考に資する爲め、其の全譯を、附録として輯録することとした。

四、本書第二章以下の資料は、主として獨逸法令官報に採つたが、尙グローテフェンドの法令集や、ゲオルグ・シャイツ編纂のフィナンツ・アルヒーフ等からも補つた。

著者

目次

第一章 獨逸インフレーションの經過……………一

第二章 一般税制上のインフレーション対策概要……………二二

第三章 各種租税に於けるインフレーション対策……………二八

 第一節 直接税及流通税……………二八

 (一) 所得税。(二) 法人税。(三) 財産税。(四) 相続税。(五) 取引税。

 (六) 土地取得税。(七) 資本流通税。(八) 動力車税。(九) 保険税。

 (十) 競馬及富籤税。(十一) 手形税。

 第二節 消費税……………七七

 (一) 煙草税。(二) 麥酒税。(三) 葡萄酒税。(四) 砂糖税。(五) 鹽税。

 (六) 點火用品税。(七) 燈火用具税。(八) 骨牌税。(九) 石炭税。

第三節 一九二三—一九二四年に設けられたる新税の要綱……………八九

(一) 麵麩供給資金確保税。(二) ライン・ルール税。(三) 經營税。

(四) 取引所税。(五) 債務證書税。

附 録

一、税法ニ於ケル貨幣價值下落の酌量ニ關スル法律……………一〇四

二、第二租税緊急令……………一三六

第一章 獨逸インフレーションの經過

第一次世界大戰後の獨逸インフレーションは、戰時中其の萌芽を發し、戰後急速に進展し、一九二三年に於て最高潮に達した。今之に關する各種統計數字に依り、其の經過を表記すれば、左の如くである。

獨逸が、開戦當初に於て遂行した戦時財政動員の第一着手は、一九一四年八月二日の、帝國軍事資金處分に關するものであつた。即ちスパンダウのユリウス塔に保置せる一億二千萬麻の帝國軍事資金、竝に『一九一三年七月三日財政制度變更ニ關スル法律』に従ひ、蒐集せる同額の金非常準備金は、帝國銀行に依り、帝國の爲に支出せらるべき動員費用の緊急必要なるに顧み、聯邦及帝國議會の事後承諾を留保して、同銀行に委託せられ、次で同月八日議會の承諾を得たのである。

又同八月四日には、議會は、戦時第一回借入金五十億麻に、承認を與ふると共に、戦時財政動員に關する諸法律を通過公布した。即ち先づ「貨幣法」を改正し、金貨幣の代りに、帝國紙幣及帝國銀行券を交付することを得るものとし、「帝國紙幣及銀行券ニ關スル法律」を設けて、帝國紙幣を法貨とし、帝國中央金庫、帝國銀行に對し、夫れ夫れ其の發行する帝國紙幣又は帝國銀行券に對する兌換の義務を免除し、又私立發券銀行（バイエルン銀行、ザクセン銀行、バーデン銀行、ウエルテンベルヒ銀行）に對しては、其の發行する銀行券の兌換に、帝國銀行券を使用することを許し、又「獨逸帝國國債規則ノ補足ニ關スル法律」を設け、政府は一回限りの臨時支出、竝に經常支出の一次的補足の爲めの借入に當りては、大藏省證券に依らずとも、政府手形の振出を以て足ることとし、更に「銀行法」を改正し、政府の支拂ふべき手形は、支拂期限三箇月以内のものは、債務者が政府一人なるも、帝國銀行に於て、割引することが出来、且つ銀行券の發行準備に充つることを得るものとし、又償還期限三箇月以内の大藏省證券も、亦政府手形同様、銀行券の發行準備に充つることを得とした。更に「貸付金庫法」が公布せられ、全國大都市に、貸付金庫が設置せられ、擔保貸付に依て、廣汎なる信用の供給が行はれ、其の發行する貸付金庫證券は完全なる法定貨幣の性質は與へられなかつたが、帝國及各邦に對する租稅其の他の納金に使用され、又帝國銀行の正貨準備に充當することが認められた。

註一 貸付金庫は、獨逸の戦時財政にとつて、極めて重大なる役割を演じたものであるから、此の機會に、其の機能の詳細を記述して置くこととす。貸付金庫法に依れば、帝國銀行本店又は其の營業所々在地に必要あるときは、信用補助殊に商工業經營促進

の爲め、擔保を提供せしめて、消費貸付を爲す目的を以て、貸付金庫を設立する。而して貸付に際しては、貸付金庫證券 (Darlehensanweisung) を發行し、公の金庫に於ては、額面價格に於て、支拂として受理せられるが、私取引に於ては、其の受理の強制はない。當初は此の證券の發行總額は十五億馬以内とされたが、此の制限額は十一月十一日に、三十億馬に引上げられた。證券の額面は五、一〇、二〇、五〇馬と定められたが、後には一馬、二馬の小額券が發行せられ、小額貨幣の不足を補つた。貸付金額は、百馬以上であり、期限は三箇月を通過とし、例外として六箇月を認めた。擔保物件の範圍は極めて廣く、即ち一、帝國領域内に存する腕取の根なき貨物、土地、鑛山及工業上の產出物の通常の評價の半額迄、例外として、其の物件の種類及賣却の難易に依り、三分の二迄の買入。

二、帝國及各邦政府より、又は社團、株式會社、株式合資會社にして、帝國領域内に事務所を有するものより、發行せられたる有價證券の公定相場、又は市價を以て、割引をなせる額による買入。

三、主務管理廳の許可する他の有價證券の買入。

に及ぶのである。貸付金庫の利息収益は、管理費用を控除せる後、總て缺損の補填及貸付金庫證券償還に使用し、剩餘は總て國庫に歸する。金庫が貸付の際交付した貸付金庫證券には、強制通用力は賦與せざるも、帝國及各邦に對する租稅其の他の納金に使用された。而して此の金庫は、國民の公債應募を、容易ならしむるに與つて力あつたことは、第三回公債募集當時の獨逸半官的新聞記事に依て、知ることが出来る。即ち

「公債に應募せんとする者は、必ずしも現實に金銀を有することを必要としない。提供する物さしいあれば、夫れが現金たる」と否とを問はない。若し諸君が、銀行に預金を有するならば、唯夫れを公債應募の爲に、引出しさいすればよい。若し諸君が有價證券を有するならば……其の有價證券を賣拂ふ必要はなく、單に夫れを帝國貸付金庫、或は大銀行に擔保として、金を借りればよい。そして諸君は、其の軍事公債元本に對して、利子を得るので、之に依り借入金に對する利子を償ひ、或は償つて餘りあるので、別に諸君の懐中を損する譯はない、尤も諸君が金を借り入れて、公債に應募した場合には、其の公債を銀行に提供して置かねばならないが、何等の損はない。貸付金庫よりの借入金の利子は、年五分二厘五毛であり、公債の利子は年

五分であるから、其の間二厘五毛の差があるが、公債の發行價格は、九十九割であるから、埋め合はせば十分つくだである。

若し諸君が、已に第一回或は第二回軍事公債に應募して、全額拂込済みであれば、此の公債を銀行に持参すると、額面の七割五分迄は貸して呉れるから、其の金で新公債に應募すればよい。例へば、諸君が舊公債四百馬を持つて居たとすれば、之を銀行に擔保に入れば、三百馬貸して呉れるから、其の額丈新公債に應募することが出来る。此の三百馬の公債を、擔保にすれば、更に二百馬以上の公債應募資金が得られる」と。

右の方法に依れば、最初貸付金庫に持参した一萬馬の現金、又は商品で、九回の軍事公債に、新一萬馬の現金をも拂込むことなくして、三萬六千九百九十七馬だけ應募することが出来ることとなるのである。

以上戰時財政動員計劃に基く諸改正に依り、戰時中發行せられた獨逸通貨の種類は、左の如きものであつた。

- 一、帝國銀行券
- 二、私立發券銀行券
- 三、帝國金庫證券
- 四、貸付金庫證券
- 五、緊急貨幣 (Notgeld)^{註二}

註二 緊急貨幣は、大戰開始直後、出征軍が必要とする爲めに、發行せられた小額鑄貨、並に紙幣であつて、初めは其の箇々の額面額も小さく、亦其の發行總額も少額であつたが、國內物價の騰貴と共に、次第に其の發行高も増大した。而して其の發行者は、政府、都市、地方團體、貯蓄銀行、商工會議所等で、初めは其の數、百餘に過ぎなかつたが、後には二千二百五十一の多き

に上つた。

而して政府が、戦費を調達するには、所要額の大量證券を發行して、之を帝國銀行に割引かしめ、帝國銀行は之を準備として、兌換証券を免除されたる銀行券を發行し、之を以て政府の支拂に充て、政府は又一定期間を置いて、軍事公債を募集し、其の手取金を以て、大量證券を償還回收し、以て市場に於ける通貨流通高の收縮を圖る仕組みであつた。

此の獨逸戰時財政動員計劃は、戰爭勃發時の俄仕組みのものではなかつた。第一次摩洛哥危機に際し財政當局が、軍部との諒解の下に立案を練つたもので、其の立案の總帥は、戰の初期動員計劃が順調に運んだ當時、民衆の口や半官的戰爭宣傳に依り、軍人元帥 (Feldmarschall) に對抗して、貨幣元帥 (Geldmarschall) の名譽稱號を受けたる帝國銀行總裁、ハーヴェンシュタイン (Havenstein) 其の人であつた。

註III R. Lewinson, Die Umschichtung der Europäischen Vermögen. S. 4, 146.

尙戦費調達財源としての租税、外國に於ける麻價値の變動、即ち爲替相場、及金準備等に關する當時の獨逸財務當局の所見や、其の指導方針を觀察するに、先づ租税については、全然之を採用せざるの方針を採つた。其の根據は「戦費は凡て敵國をして支拂はしめよ」と謂ふ、必勝の確信の上に置かれて居る。此の事は、議會に於ける政府の諸答辯中に、即ち一九一五年三月政府は議會に於て「吾々は強要せ

られたる戰爭に對する計算書を、講和の際に、敵に突きつけ得る希望を、固持する者である」と述べ、又同年八月三十日、大藏次官ヘルフェリッヒ博士 (Dr. Helfferich) が、「萬已むを得ざる必要の生ぜざる限り、戦時中は、國民の嘗めつゝある困苦を、租税に依り更に加重することを欲しない」と述べて居ることに依ても、伺はれる處である。

註IV 前掲 R. Lewinson: Die Umschichtung der Europäischen Vermögen, S. 11.

註V H. Schacht: Die Stabilisierung der Mark, S. 6.

又麻の爲替相場に關しては、一方爲替管理につき周到なる對策を講じながらも、其の下落に對し、頗る樂觀的見解を有して居た。即ち外國に於ける麻相場が漸次下落し始めた一九一五年三月十日の、ヘルフェリッヒの大演説中、此の事に論及し、「對外爲替相場の趨勢は、私見を以てせば、獨逸の強固なる財政的地位とは、全く一致せざるものである。之は單に獨逸の對外經濟關係上の、技術的原因に因るものに過ぎない」云々と。而して彼は、其の技術的原因を「對外麻相場の下落は、獨逸の輸入超過を、從來海外投資の利子を以て、補填して居たのを、戦時それが、不可能となつたが爲めであつて、豫算の不足を補ふべく、人工的貨幣製造を爲すが爲めに生ずるものではない」と説明した。彼は、更に論議を進めて「以上の如くであるから、刻下の重要問題は、外國に於ける麻の評價如何に非ずして、出來得る限り、金保有高を増加することに在る」と。之に關し、前掲「歐洲に於ける財の移動」の著者レビンゾー

ンは、峻烈なる批評を加へて、「ヘルフェリツヒの金準備増加に關する根本觀念は、金價値に對する彼自身の獨自の意見から發したと謂ふよりは、寧ろハーフェンシュタインの意見の影響が、一層大なるものがあるう。頑冥、專恣、根本に於て全然官吏たるに適せざる帝國銀行總裁が、かの空想も及ばざる零經濟の時期に至る迄、飽く迄も固執して居たのは、紙幣發行が、如何に多くなつても、何等意に介することはない。要は此の大動亂の終つた時に對して、十分なる金準備を保有することであると云ふ意見であつた」と、述べて居る。而して實際に於て、此の意見に基き、金及金貨は、凡ゆる手段を以て、流通より引き上げ、帝國銀行に集中された。其の結果、戰爭勃發當時、十二億五千萬麻の帝國銀行金準備は、一九一四年末、約二十億となり、更に一九一五年末には、約二十五億、即ち戦初の二倍となつて居た。併し固より其の増加も、銀行券の膨脹に、步調を合はせることは、出来なかつた。

註六 獨逸政府は一九一六年一月二十日の「外國支拂手段ノ取引ニ關スル布告」を初め、戦時中八つの爲替取締規定を發して、外國爲替の投機を防止すると共に、外國爲替相場を政府の統制下に置き、以て通貨の混亂を抑制した。

以上が、前大戰に於ける、獨逸政府の戦時財政動員の概要であつて、戦局の進展に伴ひ、此の軌道に従つて、戦費の調達が行はれた。即ち必要額に應じて、發行された大藏省證券を回收し、其の債務を長期化する爲め、政府は、一九一四年九月第一回の戦時公債を募集した。其の募集の成績は、豫期以上に良好で、應募額は忽ちにして募集額を超過した。此の手に依り、市場に流通せる大藏省證券二十

第一章 稅率及免除規定ニ於ケル貨幣價値下落ノ酌量

第一條 所得稅法ノ稅率規定ニ於ケル貨幣價値下落ノ酌量ハ其ノ都度特別法ニ依リ之ヲ行フ。

尙其ノ外所得稅法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

第二十一條ノ後ニ第二十二條トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第二十二條』

第二條第一號ニ基キテ納稅義務ヲ負擔スル者ノ課稅所得ノ中ニ一九二二年五月二日附布告(R. G. Bl. I. 四七二頁)

ニ依リ改正サレタル法人稅法第一條第一項ノ規定ニ從ツテ法人稅ヲ賦課サルル營利會社ノ利益配當ガ含マレ居ル場合ニ於テ課稅所得ノ總額ガ

(イ) 第二十一條ニ從ツテ一〇%ノ稅率ノ適用ヲ受クル額ノ二倍ヲ超過セザルトキハ利益配當中千麻未滿ノ端數ヲ切り捨テタル額ノ一五%ヲ、
 (ロ) (イ)ニ規定セル額ヲ超過シ而モ(イ)ニ規定セル額ノ六倍ヲ超過セザルトキハ利益配當中千麻未滿ノ端數ヲ切り捨テタル額ノ一二・五%ヲ
 (ハ) (イ)ニ規定セル額ノ六倍ヲ超過スルトキハ利益配當中千麻未滿ノ端數ヲ切り捨テタル額ノ一〇%ヲ
 所得稅ニ充當ス

本充當ハ納稅義務者ノ得タル利益配當ノ總額ガ一萬麻ヲ超過セザルトキハ之ヲ適用セズ
 充當可能額中所得稅額ヲ超ユル部分又ハ所得稅ノ納付ノ行ハレザル部分ハ之ヲ償還セズ』

稅法ニ於ケル貨幣價値下落ノ酌量ニ關スル法律

第二條 法人税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

a、第十一條ニ於テハ第二項ヲ次ノ如ク改正ス

『營利會社ニアリテハ第一項ノ規定ニ依リ納付スヘキ租税ハ、種類ノ如何ヲ問ハズ利益配當トシテ配當セラルル額ノ一五%ヲ増額ス。一九二三年三月二十日ノ「税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律」第一章第六條ノ規定ニ依ル資本收益税不徴收ノ期間中ニ在リテハ本増額ハ之ヲ二五%トス。但一九二〇年三月二十九日ノ資本收益税法(R. G. Bl. 三四五頁)第三條第五號ニ掲グル種類ノ有限責任會社ニハ之ヲ適用セズ』

b、第十二條ニ於テハ第一項ヲ次ノ如ク改正ス

『第一條第一項ニ基キテ納稅義務ヲ負擔スル者ノ課稅所得中ニ第一條第一項ノ規定ニ依リ法人税ヲ賦課サルル營利會社ノ利益配當ヲ包含スル場合ニハ、營利會社ニ在リテハ利益配當中千麻未滿ハ端數ヲ切り捨テタル額ノ一五%ヲ、其ノ他ノ納稅義務者ニ在リテハ千麻未滿ノ端數ヲ切り捨テタル額ノ一〇%ヲ法人税ニ充當ス、本充當ハ納稅義務者ノ得タル利益配當ノ總額ガ一萬麻ヲ超過セザルトキハ之ヲ適用セズ』

尙其ノ外第二項ハ之ヲ削除シ且第三項中ニ二回使用セラレタル「所得税又ハ」ナル語ハ之ヲ削除ス

第三條 財産税法ノ稅率規定ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ハ査定期間ノ直前三箇月間ニ於テ其ノ都度特別法ニ依リ之ヲ行フ

財産税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス
第三十四條ノ後ニ第三十四條aトシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第三十四條 a

第一期査定期間ニ對スル財産税ノ賦課ニ當リ稅率ニ關スル第三節ノ規定(第十八條乃至第二十二條)ノ代リニ次ノ規定ヲ適用ス

一、端數切捨ヲ行ヒタル財産(第十七條)中四十萬麻ヲ超過スル部分ニ限り納稅義務アルモノトス

次ノ各號ノ場合ニ於テハ納稅義務ナキモノトス

(一) 財産ガ百二十萬麻ヲ超エズ而モ主トシテ第九條ノ規定スル財産ヨリ成リ且一九二二會計年度ノ所得税ノ基礎トサレタル所得總額ガ四萬麻ヲ超エザル場合

(二) 財産ガ四百萬麻ヲ超エズ而モ主トシテ第九條ノ規定スル財産ヨリ成リ且一九二二會計年度ノ所得税ノ基礎トサレタル所得ガ大部分該財産ノ收益ヨリ成リ而モ六萬麻ヲ超エザル場合、但本號ノ規定ハ六十歳以上ノ者又ハ營利能力無キ者若ハ自己ノ營利ニ依リ生計ノ資ヲ支出スルコトヲ永續的ニ阻害サレタル者ニ限り適用ス

曆年一九二四年度又ハ一九二五年度ノ財産税ハ所得ガ第一號ノ場合ニ四萬麻ヲ超エズ、第二號ノ場合ニ六萬麻ヲ超エズ且財産ガ主トシテ内國抵當權、確定利附有價證券又ハ内國定期金ノ元本ヨリ成ルトキハ申請ニ基キ之ヲ徴收セズ。所得税納付義務ガ一九二二年ニ始メテ發生シタルカ又ハ一九二二年ノ所得ガ一九二二年七月二十日ノ法律(R. G. Bl. 六九五頁)ニ依リ改正サレタル一九一九年九月十日ノ相続税法(R. G. Bl. 一五四頁)ノ適用ヲ受クル財産取得ノ結果一九二二年ノ所得ニ比シ増加シタル場合ニ於テ何レノ所得ヲ基礎トナスベキカニ就テノ決定ハ大藏大臣之ヲ行フ。第一號及第二號ニ規定スル免稅點ヲ超エル財産又ハ所得ヲ有スル納稅義務者ニトリ納付スベキ財産税ヲ差引キタル後ニ其ノ者ノ財産又ハ所得ガ之等ノ免稅點ヲ超エザリシモノト假定ス

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

ルトキヨリモ少額ナル財産ヲ殘ル場合ニ於テハ財産税ハ財産ノ免稅點又ハ兩免稅點ヲ超エル金額ノ半額中ヨリ租稅債務年額ガ支辨サレ得ル限度ニ限り之ヲ納付スベキモノトス。

第一項及第二項ニ規定セル免稅點ハ第三條ノ規定ニ依リ制限的納稅義務ヲ負フ納稅義務者ニハ之ヲ適用セズ

二、財産税(第一條第一項)ハ自然人ニ就テハ毎年次ノ額ニ上ルモノトス。

課稅財産中

最初ノ	一、五〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ一
次ノ	一、五〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ一・五
次ノ	一、五〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ二
次ノ	一、五〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ三
次ノ	六、〇〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ四
次ノ	一、二〇〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ五
次ノ	一、八〇〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ六
次ノ	一、八〇〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ七
次ノ	三〇、〇〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ八
次ノ	六〇、〇〇〇、〇〇〇	麻迄	千分ノ九
以上ヲ超エル金額			千分ノ一〇

其ノ他ノ納稅義務者ニ就テハ財産税(第一條第一項)ハ毎年課稅財産ノ千分ノ一・五トス

三、財産税附加税(第一條第二項)ハ自然人ニ就テハ毎年

課稅財産中最初ノ百五十萬麻迄ニ就テハ財産税(第一條第一項)ノ

次ノ百五十萬麻迄ニ就テハ財産税(第一條第一項)ノ

右ノ額ヲ超エル金額ニ就テハ財産税(第一條第一項)ノ

トス

四、納稅義務者ノ世帯ニ所得税法第十七條ノ規定スル二人又ハ其レ以上ノ子ガ屬スルトキハ財産税ハ一曆年毎ニ、

自ラ財産税ヲ納付スル義務ナキ子各一人ニ就キ二百萬ヲ減額ス。但課稅財産ガ端數切捨ヲ行ヒタル後六百萬麻ヲ

超エザルトキニ限ル。一曆年ニ於ケル本減額ニ就テハ各前曆年ノ十月十日ノ家族狀態ヲ基準トス。

第四條 強制公債法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第二條之ヲ次ノ如ク改正ス

強制公債ノ應募價格ハ

- 一九二二年七月ニ應募セラレタル強制公債ニ就テハ額面價格ノ九四%
- 一九二二年八月ニ應募セラレタル強制公債ニ就テハ額面價格ノ九六%
- 一九二二年九月ニ應募セラレタル強制公債ニ就テハ額面價格ノ九八%
- 一九二二年十月一日ヨリ一九二三年四月三十日ニ至ル間ニ應募セラレタル強制公債ニ就テハ額面價格ノ一〇〇%
- ニ上ルモノトス

強制公債ガ一九二三年四月三十日迄ニ應募セラレザル時ニ限り應募價格ハ一九二三年四月ノ翌月ヨリ各月ニ就キ額

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

面價格ノ一〇%宛之ヲ増加ス

一九二二年八月三十一日迄ニ現金ヲ以テ應募價格ノ支拂ヲ爲ス方法ニ依リ應募セラレタル強制公債額ハ終局的ニ應募サルベキ強制公債額中ニ二倍ノ額面價格ヲ以テ充當ス。二倍ノ額面價格ヲ以テ爲ス本充當ニ基ク償還ハ之ヲ行ハ

二、第八條ニ於テハ

(一)、第一項中ノ「二十萬」ナル數字ヲ廢シテ「四十萬」ナル數字ヲ置ク

(二)、第二項第一號中ノ「六十萬」ナル數字ヲ廢シテ「百二十萬」ナル數字ヲ置キ第二號中ノ「二百萬」ナル數字ヲ廢シテ「四百萬」ナル數字ヲ置ク

三、第九條ニ於テハ第一項ヲ次ノ如ク改正ス

自然人ハ左ノ各號ノ率ニ依リ強制公債ニ應募スベキモノトス

財産中

最初ノ	六〇〇、〇〇〇麻	一%
次ノ	九〇〇、〇〇〇麻	二%
次ノ	一、五〇〇、〇〇〇麻	四%
次ノ	一、五〇〇、〇〇〇麻	六%
次ノ	一、五〇〇、〇〇〇麻	八%
以上ヲ超ユル金額		一〇%

四、第十三條第一段中ノ「二月二十八日」ナル語ヲ廢シ「四月三十日」ナル語ヲ置ク

第五條 相続税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第八條ニ於テハ

(一)、第一項第一號ノ「年」ナル語ノ後ニ「經濟的ニ」ナル語ヲ追加ス

(二)、第二項中ノ「現存セル」ナル語ノ後ニ「不動産」ナル語ヲ追加ス

二、第十條ニ於テハ

(一)、第二項及第三項ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

取得財産額ガ

四〇〇、〇〇〇麻ヲ超ユル時ハ	一〇%丈ケ
八〇〇、〇〇〇麻ヲ超ユル時ハ	二〇%丈ケ
一、二〇〇、〇〇〇麻	三〇%丈ケ
一、六〇〇、〇〇〇麻	四〇%丈ケ
二、〇〇〇、〇〇〇麻	五〇%丈ケ
二、四〇〇、〇〇〇麻	六〇%丈ケ
二、八〇〇、〇〇〇麻	七〇%丈ケ
三、二〇〇、〇〇〇麻	八〇%丈ケ
三、六〇〇、〇〇〇麻	九〇%丈ケ

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

四、〇〇〇、〇〇〇麻

一〇〇%丈ケ

税率ヲ増シ、以下準次ニ歸屬財産全額ガ一千萬麻ニ至ル迄ハ四十萬麻毎ニ第一項ニ規定スル税率ノ一〇%宛増加シ、更ニ其レヲ超エテ歸屬財産全額ガ一千六百萬麻ニ至ル迄ハ六十萬麻毎ニ、更ニ其レヲ超エテ歸屬財産全額ガ二千萬麻ニ至ル迄ハ八十萬麻毎ニ、第一項ニ規定スル税率ノ一〇%宛増加ス。更ニ其レヲ超ユル取得ニ在リテハ第一項ノ税率ノ五倍ヲ徵收ス。

歸屬ノ當時既ニ存在スル取得者ノ財産ガ四百萬麻ヲ超ユル場合ニ於テハ該超過額中四十萬麻迄毎ニ第一項及第二項ノ規定ニ依リ算定セラレタル稅額ノ一〇%ノ附加稅ヲ徵收ス。本附加稅ハ四百萬麻ヲ超ユル金額ノ半分ヲ超過スルコトヲ得ズ。又本附加稅ハ本稅ノ百%ヲ超ユルコトヲ得ズ。最後ニ死亡セル兩親ノ一方ノ遺産ヨリノ財産歸屬ニ對スル課稅ニ際シテハ、子ノ現存財産(第九條第一項一號ノ一)ハ、子ガ以前ニ死亡シタル兩親ノ一方ヨリノ遺産相續ニ依テ増加サレタル取得財産ニ相當スル額丈ケ之ヲ減額ス。本特典ハ兩相續間二十箇年以上ノ期間ガ存スルトキハ消滅ス

(二)、第六項中ノ「第二項乃至第四項」ナル語ヲ廢シテ、「第二項第四項」ナル語ヲ置ク。

三、第二十二條ニ於テハ

(一)、第一號、第二號、第三號及第四號ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

1. 租稅階級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲノ(一)、Ⅳノ(一)及(五)ニ於テハ五十萬麻ヲ超ユル取得

2. 其ノ他ノ租稅階級ニ於テハ五萬麻ヲ超ユル取得

3. 第二三條中ニ掲ゲラレタル種類ノ出捐、但其ノ出捐ガ内國ニ住所居所又ハ事務所ヲ有セザル自然人、法人、

又ハ法人格ナキ團體ヨリ歸屬スルモノ若ハ出捐額ガ二十萬麻ヲ超ユルモノニ限ル。

4. (イ)、下著類及上衣、ズボン等ノ衣服ヲ含ム家具什器、但第一階級、第二階級ノ者ニ歸屬スルモノニ限ル

(ロ)、下著類及上衣、ズボン等ノ衣服ヲ含ム家具什器、但第三階級、第四階級ノ者ニ歸屬シ且其ノ價ガ二百萬麻ヲ超ユルモノニ限ル

(ハ)、其ノ他ノ有體動産ニシテ財産稅法ノ規定スル經營財産ニ屬セザルカ、又ハ不動産ノ從物ナラザルカ若ハ財産稅法第九條中ニ列記セラレザルモノ。但第一階級乃至第四階級ノ者ニ歸屬シ且其ノ價額ガ第一階級及第二階級ノ者ヘノ歸屬ニ在リテハ百萬麻ヲ超ユル。第三階級及第四階級ノ者ヘノ歸屬ニ在リテハ二十萬麻ヲ超ユルモノニ限ル

(一)、第九號中ノ「三十萬」ナル數字ヲ廢シテ「百萬」ナル數字ヲ置ク

(三)、第四項中ノ「第一號乃至第五號」ナル語ヲ廢シ「第一號第二號」ナル語ヲ置ク

(四)、第五項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ第一項中ニ掲ゲタル金額ヲ貨幣價值ノ變動ニ順應セシムル權限ヲ有ス』

四、第二十三條第二項ノ「及三」ナル語ハ之ヲ削除ス

五、第二十四條ニ於テハ

(一)、第一項中ノ「五千」ナル數字ヲ廢シ「二十萬」ナル數字ヲ置ク

(二)、第二項ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『寄附及出捐額ガ總計シテ一年ニ二十萬麻ヲ超過スルトキハ之ニ五%ノ課稅ヲ爲ス』

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

六、第三十五條中ノ「百」ナル語ヲ廢シ「千」ナル語ヲ置ク

第六條 一九二三年四月三日ヲ過ギタル後ニ期限ノ到來スル資本財産ヨリノ收益ニ對シテハ一九二〇年三月二十九日ノ法律ニ依ル資本收益稅ハ當分ノ間之ヲ徵收セス、大藏大臣ハ參議院ノ同意及帝國議會ノ委員會ノ同意ヲ以テ一九二〇年三月二十九日ノ法律ニ依ル資本收益稅ヲ如何ナル範圍ニ於テ且如何ナル時點ヨリ再ビ徵收スベキカラ決定スル權限ヲ有ス

第七條 競馬及富籤法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

第十八條ニ第二項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ第二項中ニ掲ゲラレタル金額ヲ貨幣價值ノ變動ニ順應セシムベキ權限ヲ有ス』
第八條 手形印紙稅法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第三條第一項ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『印紙稅ハ手形金額一萬麻每又ハ其ノ端數金額ニ付十麻トス』

二、第三條第三項中ノ「一萬」ナル語ヲ廢シ「百萬」ナル語ヲ置ク

三、第十四條ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『印紙稅納付ノ種類ニ關スル規定ハ大藏大臣之ヲ發ス。同大臣ハ特ニ手形面ニ手形印紙ヲ貼用スルコトニ依テ印紙稅ヲ納付スベキコトヲ命ジ得』

四、第二十五條ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『資本流通稅法第七十七條第一項ニ掲ゲラレタル者ハ本法實施ノ爲メニ再檢査ヲ受ク。資本流通稅法第七十七條第一

項ニ從テ發セラレタル規定ハ本再檢査ニ之ヲ準用ス。大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ再檢査ニ關シ更ニ細則ヲ發スベキ權限ヲ有ス』

五、第三十一條ノ後ニ第三十二條トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第三十二條

大藏大臣ハ手形印紙稅法ヲ國租稅通則ニ即應セシムル改正ヲ公布スルニ際シテハ一九二三年三月二十日ノ「稅法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律」第一章第八條ノ二乃至四ニ含まレタル改正ヲ酌量スルノ權限ヲ有ス』

第九條 資本流通稅法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第十一條ニ於テハ第四項ヲ廢シ次ノ規定ヲ置ク

『租稅ハ最低一千麻トス。之ヲ超ニル稅額ハ端數ヲ百麻ニ切り上グルモノトス』

二、第二十二條ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『租稅ハ各證書毎ニ各別ニ之ヲ計算シ且端數ヲ百麻ニ切り上グルモノトス。租稅ハ最低

(イ)、合名會社及合資會社ノ設立ニ關スル證書ニ在リテハ二萬麻

(ロ)、其ノ他ノ會社ノ設立ニ關スル證書ニ在リテハ 一萬麻

(ハ)、新社員ノ入社及社員ノ出資ノ増加ニ關スル證書ニ在リテハ一萬麻

(ニ)、營利會社ト看做サルル營利組合及經濟組合ヘノ新組合員ノ加入ニ關スル證書及斯クノ如キ組合ニ於ケル組合員ノ事業持分ノ増加ニ關スル證書ニ在リテハ一千麻

稅法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

トス』。

三、第二十三條ニ於テハ第二項ヲ廢シ次ノ規定ヲ置ク

『税額ハ出資額又ハ出資増加額ノ千分ノ五トス、但最低五千麻トス。之ヲ超ユル税額ハ端數ヲ百麻ニ切り上グルモノトス』

四、第二十四條ニ於テハ

(イ)、第二項中ノ「五十」ナル數字ヲ廢シ「五千」ナル數字ヲ置ク

(ロ)、第三項第一段中ノ「二十」ナル數字ヲ廢シ「二千」ナル數字ヲ置ク

五、第二十九條ニ於テハ第三項ヲ削除シ第二項ヲ次ノ如ク改正ス

『租税ハ各證券ニ付キ唯一度納付スベク且端數ヲ一麻ニ切り上グベキモノトス』

六、第五十二條ニ於テハ第二項ヲ削除シ次ノ規定ヲ置ク

『税額ハ最低一麻トス。之ヲ超ユル税額ハ端數ヲ一麻ニ切り上グルモノトス』

七、第五十三條ハ之ニ新ニ次ノ第三項ヲ置ク

『有限責任會社ノ持分ニ在リテハ税額ハ最低一千麻トシ、其ノ他ノモノニ在リテハ最低一麻トス。之ヲ超ユル税額ハ端數ヲ一麻ニ切り上グルモノトス』

八、第五十五條ニ於テハ第二段及第三段ヲ廢シ次ノ規定ヲ置ク

『税額ハ最低一麻トス。之ヲ超ユル税額ハ端數ヲ一麻ニ切り上グルモノトス』

九、第五十七條ニ於テハ第三段及第四段ヲ廢シ次ノ規定ヲ置ク

『税額ハ最低一麻トス。之ヲ超ユル税額ハ端數ヲ一麻ニ切り上グルモノトス』

十、第五十九條ハ之ニ新ニ次ノ第四項ヲ置ク

『追徴税 (Die weitere Steuer) 類ハ最低一麻トス。之ヲ超ユル税額ハ端數ヲ一麻ニ切り上グベキモノトス』

十一、第六十條ニ於テハ第二段ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『税額ハ端數ヲ一麻ニ切り上グルモノトス』

十二、第九十條ハトシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第九十條 a』

大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ一九二三年三月二十日ノ「税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律」第一章第九條ニ規定サレタル定額税率及最低税率ヲ貨幣價值ノ變動ニ順應セシムベキ權限ヲ有ス』

第十條 保險税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第四條中ノ「毎年」ナル語ハ之ヲ削除ス

二、第八條ニ於テハ第二項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ第一項第一號、第四號及第六號ニ掲ゲタル金額ヲ貨幣價值ノ變動ニ順應セシムベキ權限ヲ有ス』

三、第九條ニ於テハ第三項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第八條第二項ハ之ヲ準用ス』

四、第十一條ニ於テハ第二項第二段ヲ廢シ次ノ規定ヲ置ク

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

『箇々ノ保險ニ付生ズル税額中ノ布額ハ之ヲ一麻ニ切り上グベキモノトス』

第十一條 旅客及貨物運送ノ課税ニ關スル法律ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『第六條ニ於テハ第三項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ第一項第二段中ニ掲ゲラレタル金額ヲ貨幣價值ノ變動ニ順應セシムベキ權限ヲ有ス』

第十二條 公益博愛又ハ慈善ノ團體又ハ目的財產若ハ類似ノ任務ヲ有スル團體又ハ目的財產ニ於テ分配サルベキ利益ガ規定上一定ノ利率ヲ超エザルコトヲ條件トシテ國稅ニ就キ特典ヲ認メラレ居ル場合ニ在リテハ之迄定メラレ居ル利率ヲ廢シ、年一〇%ノ利率トス

第二章 評價規定ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量

第一條 所得税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第四條ニ於テハ「第十二條」ナル指定ヲ削除ス

二、第十二條ニ於テハ第一號ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『一九二二年七月二十日ノ法律 R. G. B. I. 六九五頁』ノ改正ヲ受ケタル一九一九年九月十日ノ相續税法第二條、

及第三條、又ハ民法第一六二〇條及第一六二四條ニ屬スル一回ノ財産歸屬』

次ニ第一號ハ之ニ次ノ第二段ヲ加フ

『大藏大臣ハ更ニ詳細ナル命令ニ依リ第一段ニ掲ゲラレタル額ノ收入ニ就キ稅ヲ免除スルコトヲ得、但該收

入ガ専ラ慈善又ハ公益ノ目的ノ爲メニ與ヘラレ且内國ニ住所、居所又ハ事務所ヲ有セザル自然人、法人又ハ法人格ナキ團體ノ財産又ハ所得ニ由來スルモノニ限ル』

三、第十三條ニ於テハ

(一)、第一項第一號ノ二ニ於ケル「且免稅ノ下ニ行ハレタル積立金(第五十九條イ)中ヨリ支拂ハレザル」ノ語ハ之ヲ削除ス

次ニ(二)、第一項第一號ノ三ニ於ケル「減價銷却」(Abschreibungen)ナル語ヲ廢シ「控除」(Absetzungen)ナル語ヲ置ク

更ニ(三)、第四項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第一項第三號第五號及第五號ノ一ノ規定ニ依テ許サルル控除ヲ受ケザル代價トシテ課稅所得ガ主トシテ第九條第二號ニ規定スル種類ノ收入ヨリ成ル自由職業ノ所屬者ハ、曆年一九二二年度ノ査定ニ際シ取得費ノ控除(第一項第一號)ノ後自由職業ニ由來スル所得ノ二〇%ヲ收入總額ヨリ控除スルコトヲ得、但其ノ控除額ハ最低三萬、最高八萬トス。此ノ納稅義務者ガ曆年一九二二年度ニ於テ恩給又ハ其ノ他第九條第三號ニ規定スル種類ノ收入若ハ使用人保險ノ年金ヲ得ケル限リ此ノ收入ノ三分ノ一ハ之ヲ前記控除可能額ニ充當ス』

四、第三十三條ニ於テハ第二項ヲ次ノ如ク改正ス

『商法ノ規定ニ依リ商業帳簿ヲ記入スベキ義務ヲ負フ納稅義務者ニ在リテハ事業利益ハ第十五條及第三十三條ハノ規定ヲ順應シ、財産目録及貸借對照表ニ就キ商法ニ依リ規定サレタル諸原則ニ準據シテ之ヲ計算スベキモノトス』

五、第三十三條ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

第三十三條 a

經營財産ノ目的物ニ就キ購入價格又ハ製造價格ノ存スル限り、第三十二條及第三十三條ノ規定スル經營利益 (Be-
triebsgewinn) 又ハ營業利益 (Geschäftsgewinn) ノ調査ニ際シテハ損耗 (Abnutzung) 又ハ物質減少 (Subst-
anzveringerung) ニ對シ許容サレタル控除ヲ爲シタル後ニ於ケル購入價格又ハ製造價格ハ之ヲ該目的物ノ價格ト
看做ス。經營財産ノ目的物ニ就キ購入價格又ハ製造價格ノ存セザル場合ニ於テハ其ノ購入又ハ製造ノ時ニ於ケル該
目的物ノ取得ノ爲メニ納稅義務者ガ通常ノ状態ノ下ニ支出スベカリシ金額ヲ購入價格又ハ製造價格ト看做ス。或ル
目的物ニ就キ損耗又ハ物質減少ニ對シ許容サレタル控除ヲ爲シタル後ニ於ケル購入價格又ハ製造價格ガ通常ノ價格
ヲ超過スルトキハ該目的物ノ通常ノ價格ヲ目的物ノ價格ト評價スベキモノトス、損耗又ハ物質減少ニ對スル控除ノ
許容ハ第三十三條第一項第一號ノ二及三ノ規定ノ定ムル所ニ依ル。

或ル經濟年度ノ終ニ第一項ノ規定ニ依リ評價サレタル經營財産ノ目的物ノ價格ハ其レガ損耗又ハ物質減少ニ對ス
ル控除ヲ爲シタル後ニ於ケル該目的物ノ購入價格又ハ製造價格若ハ該目的物ノ通常ノ價格ヲ超過セザル限り、之ヲ
次ノ經濟年度ニ就キ第一項ノ規定スル該目的物ノ價格ト見積ルベキモノトス

一九二二曆年度ノ査定ニ際シテハ第二項ノ規定ニ關係ナク生産物商品貯藏品ノ現在高中三分ノ二ハ前經濟年度ノ
終ニ於テ見積ラレ得タル價格ヲ以テ、又三分ノ一ハ當該經濟年度ノ終ニ於テ行ハレル市場價格ヨリ六〇%ヲ控除シ
タルモノヲ以テ見積ルベキモノトス。規定ノ期間ニ於テ全ク在庫品ヲ有セザリシカ又ハ僅少ノ在庫品ヲ有シタル經
營ニ對シテハ大藏大臣ノ定ムル細則ニ依リ生産物、商品及貯藏品ノ現在高ノ評價ニ就キ經濟年度ノ終リト異ナル他
ノ時點ヲ基礎トスルコトヲ得。事業經營ノ性質上常ニ外國ノ支拂手段ノ調達ヲ必要トスル納稅義務者ハ第一號ノ規

定ニ依リ外國ノ支拂手段ヲ評價スベキコトヲ申請ニ基キ許容サルベキモノトス。申請ハ之ヲ稅ノ申告ト同時ニ提出
シ且其ノ理由ヲ明カニスベキモノトス

第三項ノ規定ハ其レニ依リ行ハレタル評價ガ國稅通則第三百三十七條第二項ノ原則ト一致セザル限り之ヲ適用セ
ズ

一九二三年ノ經過中ニ所得稅納付義務ガ消滅スル場合ニ就イテハ第三項及第四項ヲ準用ス。』
六、第三十三條 bノ後ニ第三十三條 bトシテ次ノ規定ヲ追加ス

第三十三條 b

一九二二曆年度ノ査定ヲ爲スニ當テハ課稅所得ノ計算ニ於テ一經濟年度ニ就キ第三十二條、第三十三條及第三十三
條 bノ規定ニ從テ調査セラレタル經營利益又ハ營業利益中ヨリ農業又ハ林業、商工業又ハ鑛業上ノ投下資本ニ屬ス
ル目的物ニ就キ該經濟年度ノ經過中ニ生ジタル損耗ノ其ノ都度ノ價格ヲ該經濟年度ノ終ニ於ケル購入價格ヲ基準ト
シテ計算シ、之ヲ控除スベキモノトス。但第二項ノ規定ハ之ヲ留保ス。尙納稅義務者ガ既ニ該經濟年度ニ就キ損耗
及價值減少ノ爲メノ控除ヲ爲シタルトキハ其ノ額ヲ該控除ニ充當ス

第一項ニ從テ控除サレタル額ノ十分ノ一ハ之ヲ租稅ニ加算ス

第一項ノ規定スル其ノ都度ノ損耗價格ハ之ヲ經濟年度ニ就キ評價スルニ際シテハ第三十三條 aノ規定ニ依リ此ノ
經濟年度ニ就キ許サレ又ハ許サルベキ損耗ノ爲メノ控除ノ數倍ヲ基準トシ見積ルベシ。一九二二曆年度ノ査定ニ際
シテハ事業年度中ニ生ジタル損耗ノ價格ハ之ヲ

納稅義務者ガ一九一七年一月一日前迄ニ購入又ハ製造シタル目的物ニ就テハ第三十三條 aニ依リ許サル損耗控

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

除額ノ千倍

納稅義務者ガ一九一六年十二月三十一日後ヨリ一九二〇年一月一日前迄ニ購入又ハ製造シタル目的物ニ就テハ第三十三條ニ依テ許サル損耗控除額ノ五百倍

納稅義務者ガ一九一九年十二月三十一日後ヨリ經濟年度ノ始マル前迄ニ購入又ハ製造シタル目的物ニ就テハ第三十三條ニ依テ許サル損耗控除額ノ八十倍ト定ム。

第三十二條乃至第三十三條ニ規定スル經濟年度トハ農業又ハ林業若ハ商工業又ハ工業ノ經營ヨリノ所得ガ一曆年

ニ就イテノ査定ニ際シ第二十九條第一項及第二項ノ規定ニ準據シテ確定サルベキ期間ヲ謂フ。

七、第五十九條ニ於テハ第一項ハ次ノ如ク改正ス

『第五十九條

課稅所得ノ計算ニ當テハ左ノ額ハ之ヲ控除ス

イ、納稅義務者ガ當該曆年ニ於テ住居ノ新設ノ爲メニ爲シタル支出ノ七五%、但此ノ支出ガ課稅所得ノ調査ニ際シ既ニ本法ノ前條迄ノ規定ニ依リ酌量サルベキモノナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。本控除ハ利用シ得ル住居面積ガ百二十平方米ヲ超ユル住居ニハ之ヲ適用セズ

ロ、納稅義務者ガ當該曆年中邦内國内市町村(市町村組合)、定款上茲ニ事實上専ラ小住宅建築ノ促進ヲ目的トスル公ニ認可サレタル財團法人又ハ新内國ノ公益的團體若ハ會社ニ出損シタル金額
更ニ第二項ノ後ニ第三項及第四項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第一項ノ規定ニ從テ或ル曆年ニ就キ控除シ得ベキ金額ガ此ノ控除ナキモノトシテ計算シタル時ノ納稅義務者ノ當該曆年ノ課稅所得ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ次ノ數曆年ノ査定ニ際シ之ヲ控除スベキモノトス。但既ニ或ル曆年ノ査定ニ際シ酌量サレタル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項及第三項ノ規定ハ支出又ハ出損ガ一九二二年乃至一九二六年ノ間ニ行ハレタル場合ニ限り之ヲ適用ス

八、第五十九條ハ一九二〇及一九二一會計年度ニ對スル査定ニ際シ第五十九條ニ基キ免除サレタル積立金ニ對シ第五十九條ニ規定ガ尙續イテ適用サレルトノ制限ヲ附シテ之ヲ削除ス。財務官廳ハ大藏大臣ノ定ムル細則ニ從ヒ第五十九條ニ規定ニ準據シテ行ハレタル積立金ニ關シ、納稅義務者ト協定ヲ結ブベキ權限ヲ有ス

第二條 法人税ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第三條中ノ「第五條」ナル指定ハ之ヲ削除ス

二、第九條ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『第九條

課稅所得ノ調査ニ對シ第五十九條ヲ含ム所得稅法ノ照應規定ハ規定ノ本旨ニ從ヒ之ヲ適用ス

所得稅法ニ從テ査定ノ行ハルル曆年ニ代フルニ、終期ガ此ノ曆年中ニ存スル經濟年度(事業年度-Geschäftsjahr)ヲ以テス

所得稅法第三十三條ノ規定ハ所得稅法第三十三條ノ第一項ノ規定ニ依テ控除サレタル金額ノ十分ノ一ヲ租稅ニ加ヘルトノ條件ノ下ニ規定ノ本旨ニ從テ適用ス

三、第三十條ハ之ヲ削除ス但所得稅法第五十九條ノ規定ノ本旨ニ應ジタル適用ニ基キ稅ヲ免除サレタル積立金ニ對シテ
稅法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

シテハ所得税法第五十九條ハノ規定ハ尙引續キ之ヲ適用ス。財務官廳ハ大藏大臣ノ定ムル細則ニ從ヒ此ノ積立金ニ關シテ納稅義務者ト協定ヲ結ブベキ權限ヲ有ス。

第三條 相續税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第三十二條第五項ハ之ヲ削除ス

二、從來ノ第五項ヲ削除シタル代ハリニ第五項、第六項及第七項トシテ次ノ規定ヲ置ク

『租稅債務ガ一九二五年十二月三十一日迄ニ生ズル取得ニ就イテハ有價證券、外國通貨ヲ表示スル支拂手段及債權ハ平均相場ヲ以テ評價サルベキモノトシ其ノ平均相場ハ一方ニ於テ一九二二年十二月二十一日ノ法律(R.G. B. I. 九五五頁)ニ依リ改正サレタル強制公債法第二十四條ニ準據シ且強制公債法第二十四條ハ(一九二三年三月二十日ノ「税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律」第二章第四條)ノ規定ヲ酌量シテ確定セラレタル相場竝ニ他方ニ於テ租稅債務發生ノ當日ニ於ケル相場ヨリ調査セラレタルモノトス。但租稅債務發生ノ當日ニ於ケル相場ヲ超エテ評價スルコトヲ得ズ

租稅債務ガ一九二五年十二月三十一日迄ニ生ズル取得ニ就イテハ、農業又ハ林業若ハ園藝目的ニ使用セララルル土地ノ收益額調査ニ際シ租稅債務發生ノ年ノ直前三箇年ノ純收益及平和時ノ最後ノ二箇年ノ純收益ヲ酌量スベキモノトス

第五項及第六項ノ規定ヲ實施スル爲メノ細則ハ大藏大臣之ヲ發ス

三、從來ノ第六項ハ之ヲ第八項トス

四、從來ノ第七項ハ之ヲ第九項トス

第四條 強制公債法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

第二十四條ノ後ニ第二十四條トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第二十四條』

財産稅ノ最初ノ査定ノ爲メノ財産ノ評價ニ就イテハ第二十四條竝ニ大藏大臣ノ評價規程ガ價值調査ニ對スル確乎タル計算上ノ基礎ヲ含ム限リ之ヲ標準トス。一九二二年ニ賣買ニ依テ取得シタル土地ハ少クモ購入價格ヲ以テ見積ルベキモノトス。納稅義務者ガ一九二二年八月三十一日後ニ有價證券ヲ取得シ且債務ヲ負擔シタル場合ニ於テハ其ノ有價證券ハ債務額ニ至ル迄ハ少クモ購入價格ヲ以テ之ヲ見積ルベキモノトス

第一項第一段ノ規定ニ依テ確定セラレタル價格ニ對シテハ三百%ノ割増ヲ附ス

次ノ各號ニ該當スルモノハ割増ヨリ之ヲ除外ス

(一)、居住用ノ土地ニシテ建物アルモノ。但其ノ建物ガ別邸ナルトキハ其ノ別邸ノ國防獻金稅價額ガ五萬圓ヲ超エザルモノニ限ル

(二)、建築用地(建築地、敷地)

(三)、ライヒス麻ヲ表示スル確定利附內國有價證券

(四)、ライヒス麻ヲ表示スル內國抵當債券、土地抵當債券及定期土地負擔

(五)、其ノ他ノ財産ニシテ法律又ハ評價基準ニ依リ呈示日ノ市場價格又ハ相場ヲ以テ評價サルベキモノ

第一項第一段及第二項ノ規定ニ準據セザルコトヲ得ルハ唯納稅義務者ガ之ヲ申請シ且同時ニ之等ノ規定ヲ適用スレバ適當評價ヲ來スコトヲ立證スル場合ニ限ル。但本規定ハ有價證券ニハ適用セズ。第一段ニ規定スル申請ハ遅クト

モ税額査定ニ對スル異議ノ申立ニ際シ之ヲ爲スコトヲ要ス。評價ニ就キ爭アル目的ノ總金額ノ確定ニ關スル納税義務者トノ商議ガ何等ノ成果ヲ得ザルトキハ財政裁判所控訴手續ニ於テ第一段ノ前提條件ノ存否ニ就キ終局的決定ヲ爲ス』

第三章 租税ノ支拂ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量

第一條 所得税法、法人税法、財産税法及取引税法ニ依リ行ハルベキ租税ノ支拂ガ納付期限内ニ行ハレザル場合ニ於テ

ハ納付期限満了ノ時ノ翌月ヨリ各曆月又ハ其ノ端數ニ就キ滞納額ノ一五%ノ割増金ヲ支拂フベキモノトス。又支拂ガ

三箇月ヨリ長ク延滞スルトキハ滞納額ノ三〇%ノ割増金ヲ支拂フベキモノトス。國租税通則第七十條第二項ノ規定

ニ依ル割増金ハ之ヲ本規定ノ租税支拂ト看做ス。但罰金ハ此ノ限ニ在ラズ

本割増金ハ滞納金額中ノ滿一、〇〇〇麻ヨリ之ヲ徴收シ、且滞納金額ガ、一〇、〇〇〇麻ヲ超過スル場合ニ限り之ヲ

徴收ス。大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ本限界ト異ナル限界ヲ定ムル權限ヲ有ス。

割増金追徴處分ニ對スル不服申立ハ訴願ニ依テノミ之ヲ許ス

割増金ガ徴收セラルル限リ滞納金額ニ對スル利息ハ之ヲ徴收セズ

第二條 國租税通則第四百條ニ基キ又ハ國租税法ノ其ノ他ノ諸規定ニ基キ國家ニ對シテ負擔スル遲延利息 (Verzugs-

insen) 並ニ支拂延期 (Zahlungsaufschub)……國租税通則第五百條第一項) 又ハ支拂豫猶 (Stundung)……國租税通

則第五百條第二項) ニ於テ支拂ハルベキ利息ニ就イテハ大藏大臣ハ年五%以上月一〇%以下ノ間ニ於テ利率ヲ定ムル

コトヲ得。利率變更ニ際シテ必要ナル經過規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三條 所得税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第四十二條ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『第四十二條 a』

所得稅ガ其ノ納付済前納額及前年中勞働賃銀ヨリ天引ニ依リ留保サレタル稅額ヲ超過スル場合ニハ其ノ超過額ハ租稅申告ノ提出ト共ニ又ハ遍クモ租稅申告ノ提出ニ就キ定メラレタル期限ノ滿了スル月ノ末日迄ニ之ヲ追加納付スベキモノトス。此ノ支拂ハ追加納付 (Nachzahlung) ト明記スルコトヲ要ス。

此ノ支拂ハ第四十二條 eノ規定ニ拘ラズ、所得稅ノ申告中ニ記載セラレタル所得ヲ基礎トスベキモノトス。納稅義務者ガ所得稅ノ申告ヲ租稅申告提出ニ就キ定メラレタル期限迄ニ提出セザリシトキハ、其者ハ其ノ課稅所得ヲ評價シ且此ノ所得ヲ第一項ノ規定ニ依リ行ハルベキ追加納付ノ基礎ト爲スコトヲ要ス』

二、第四十二條 aノ後ニ第四十二條 b 及第四十二條 cトシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第四十二條 b』

第二十九條ノ規定ニ從テ一曆年ニ就キ定メラレタル租稅債務ガ、第四十二條ノ規定ニ依リ當該曆年ノ租稅債務ニ對シテ爲サレタル前納及第四十二條 dノ規定ニ從ツテ爲サレタル追加納付ヲ超過スル限リ、稅額決定書ノ送達後一箇月以内ニ之ヲ納付スベキモノトス (終結納付……Abschlusszahlung)

第四十二條 c

査定ニ於テ確定セラレタル租稅債務 (第四十二條 b) ガ納稅義務者ニ依リ第四十二條 dニ從テ追加納付ノ基礎ト爲サレタル額ヲ一〇〇、〇〇〇麻ヨリ多ク超過スル場合ニ於テハ終結納付ノ此ノ部分ニ對シ各曆月及其ノ端數ニ就キ

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

五%ノ割増金ヲ支拂フベキモノトス。本割増金支拂ノ義務ハ租税申告ノ提出ニ就キ定メラレタル期限ノ翌月ノ一日ヲ以テ始マリ遅クモ税額決定書ノ送達サルル月ノ末日ヲ以テ終ハル。本割増金ハ税額決定書ニ於テ請求サルベキモノトス。尙一九二三年三月二十日ノ税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律第三章第一條ノ規定ハ之ヲ本割増金ニ適用ス。

第四條 法人税法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第二十四條ノ後ニ第二十四條a、第二十四條b、第二十四條cトシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第二十四條a』

法人税ヲ賦課サルル營利會社(第十一條第三項)ハ特別ノ催告ヲ待タズ現事業年度ノ法人税ニ對スル前納トシテ前事業年度ノ貸借對照表損益計算又ハ其ノ他ノ決算ノ確定後一箇月以内ニ、此ノ決算ニ明示サレタル純益ノ一〇%及種類ノ如何ヲ問ハズ利益配當トシテ分配サルベキ額ノ一〇%ヲ納付スル義務ヲ負ヒ且又此ノ時點後三箇月以内ニ尙前記純益及利益配當ノ五%宛ヲ納付スル義務ヲ負フモノトス

現事業年度ノ純益ガ前事業年度ノ純益ニ比シ五分ノ一ヲ超ユル減少、但少クモ五〇、〇〇〇%ノ減少ヲ來スコトガ計算上豫測セラルルコトヲ營利會社ガ疏明スルトキハ、該營利會社ニ對シ、前納中、純益減少豫想額ニ對應スル部分ハ申請ニ基キ支拂ヲ猶豫サルベキモノトス

第二十四條b

法人税ガ納付済前納金ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ第二十四條bノ規定ニ依ル前納ノ該當スル事業年度ノ貸借對照表損益計算又ハ其ノ他ノ決算ガ確定シタル後二箇月以内ニ追加納付サルベキモノトス。此ノ支拂ハ追加納付ト明

記サルベキモノトス

此ノ支拂ハ法人税ノ申告中ニ記載セラルル所得ヲ基礎トナスベキモノトス、但第二十五條bノ適用ヲ妨ゲズ、營利會社ガ第二項中ニ規定サレタル期限ノ滿了迄ニ法人税ノ申告ヲ提出セザリシトキハ、其ノ會社ハ其ノ課税所得ヲ評價シ且此ノ所得ヲ第一項ノ規定ニ依リ行ハルベキ追加納付算出ノ基礎ト爲スコトヲ要ス

第二十四條c

外國ノ營利會社(第一條第二項)ニ在リテハ第二十四條aノ規定ニ依テ納付サルベキ金額ハ國內ノ土地財産及國內ノ營業ニ照應スル利益ノ一五%及比較的國內ノ土地財産及國內ノ營業ニ照應スル利益配當部分ノ一五%ニ上ルモノトス。細則ハ大藏大臣之ヲ發ス

二、第二十五條ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

『第二十五條』

第十七條乃至第二十一條ニ從ツテ一經濟年度(事業年度)又ハ曆年ニ對シ決定セラレタル法人税ガ第二十四條aノ規定ニ從ツテ行ハレタル前納及第二十四條aノ規定ニ從ツテ行ハレタル追加納付ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ税額決定書ノ受領後一箇月以内ニ之ヲ納付スベキモノトス(終結納付)。税額以上納付サレタル金額ハ税額決定書ノ送達後一箇月以内ニ職權ヲ以テ之ヲ償還ス

三、第二十五條ノ後ニ第二十五條aトシテ次ノ規定ヲ追加ス

『第二十五條a』

査定ニ於テ確定セラレタル法人税(第二十五條)ガ納税義務者ニ依リ第二十四條bニ從テ追加納付ノ基礎ト爲サル税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

ル額ヲ一〇〇、〇〇〇麻ヨリモ多ク超過スル場合ニ於テハ終結納付中ノ此ノ部分ニ對シ各曆月又ハ其ノ端數ニ就キ
五%ノ割増金ヲ支拂フベキモノトス。本割増金支拂ノ義務ハ第二十四條第一項中ニ規定サレタル期限ノ經過セル翌
月ノ一日ヲ以テ始マリ遅クモ稅額決定書ノ送達サル月ノ末日ヲ以テ終ハル。本割増金ハ稅額決定書ニ於テ請求サ
ルベキモノトス。尙其ノ上一九二三年三月二十日ノ税法ニ於ケル貨幣價值ノ酌量ニ關スル法律第三章第一條ノ規定
ハ之ヲ本割増金ニ適用ス』

第五條 財産稅法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

第二十九條ニ第二項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『新査定期間ニ對スル稅額決定書ノ受領ニ至ル迄ニ納稅義務者ハ直前ニ確定セラレタル稅負擔年額ノ四分ノ一宛ノ
額ノ前納ヲ第一項中ニ規定セラレタル諸日時ニ納付スルコトヲ要ス。此ノ分割納付ハ現査定期間ニ對シ確定サレタ
ル財産稅ニ之ヲ充當ス』

第六條 取引稅ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

取引稅法第三十七條第四項ハ之ヲ削除シ第四項乃至第七項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『(四)、租稅期間ガ曆年ナル場合ニハ納稅義務者ハ租稅申告ヨリ生ズル稅額ト査定年度ノ取引 (Umsatz) ニ付キ
納付サレタル前納金總額トノ間ニ存スルコトアルベキ差額ヲ租稅申告提出ニ際シ又ハ遅クモ査定年度ノ翌年ノ
一月三十一日迄ニ納付スルコトヲ要ス。第三十五條第一項第二段ノ場合ニ在リテハ納稅義務者ガ評價スルコト
ヲ要ス。殘額納付ニ就イテノ期限ノ延期ハ之ヲ行ハズ
(五)、割増金ハ一九二三年三月二十日ノ税法ニ於ケル貨幣價值下落酌量ニ關スル法律第三章第一條ノ場合ニ在リ

テハ前納額ニ付キ、少クモ前曆年ニ對シ査定サレタル稅ノ四分ノ一ニ付キ之ヲ納付スベシ。第三項第二段ハ
之ニ準用ス

(六)、租稅期間ノ末日ニ行ハレタル査定額ガ前納ノ總金額ヲ二〇%ヨリモ多ク超過スルトキハ租稅ハ此ノ超過額
ノ一〇%ダケ増加ス

(七)、前以テ行ハレタル届出 (Vormeldung) ハ之ヲ國租稅通則ノ租稅申告ト看做ス』

第七條 第一條乃至第六條ノ規定ハ一九二四年六月三十日以前ニ納付期限到來シ且所定期限内ニ納付セラレザリシモノ
ニ之ヲ適用ス。之等ノ規定ハ一九二三年四月一日ニ納付期限ノ到來スルモノニ對シ第一回ノ適用ヲ爲ス

第四章 (運送關係稅法ノ廢止)

單一條 一九一六年六月十七日ノ貨物運送證書印紙稅法 (R. G. B. I. 五五五頁) ニ依リ改正サレタル一九一三年七月三
日ノ國印紙稅法 (R. G. B. I. 六三九頁) 第四十三條乃至第五十一條及稅率番號第六ノ規定並ニ一九一七年四月八日ノ
旅客及貨物運送稅法 (R. G. B. I. III 九頁) 第三十二條ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第五章 所得及財産ニ關スル租稅ノ範域ニ於ケル脫稅罰則ニ

就テノ貨幣價值下落ノ酌量

單一條 所得及財産ニ關スル租稅ノ範域ニ於テハ脫稅ニ對スル罰金ノ最低額ハ脫稅額其ノモノトス。但更ニ少額ナル最
低罰金ノ定アル時ハ此ノ限ニ在ラズ

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

第六章 國租稅通則ニ規定スル強制罰ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量

單一條 國租稅通則ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

第二百二條第二項ニ於テハ

(一)、第一段ヲ次ノ如ク改正ス

『箇々ノ罰金ハ一〇〇、〇〇〇麻ヲ超ユルコトヲ得ズ』

(二)、第四段ヲ次ノ如ク改正ス

『罰金刑ノ轉換ニ際シテハ五〇麻乃至五、〇〇〇麻ノ金額ヲ一日ノ禁錮刑ト同視ス』

第七章 銀行ノ秘密ニ關スル處理

第一條 國租稅通則ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第百八十九條ハ之ヲ削除ス

二、第二百九條第二項ハ之ヲ削除ス

第二條 一九一九年十月二十四日ノ資本逃避防止措置令(R. G. Bl. 181100)ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、本令第一條乃至第五條及第七條ハ之ヲ削除ス

二、大藏大臣ハ本令ノ其ノ他ノ規定ヲ布告シ其ノ際該削除ヨリ生ズル改正ヲ行フノ權限ヲ有ス

第三條 一九二二年一月二十六日ノ布告(Bl. 181101)ニ依リ改正ナレタル資本逃避防止法ハ之ヲ次ノ如ク改正ス

一、第四條ハ之ヲ削除ス

二、第二十一條第一項中ノ「四」ナル數字ハ之ヲ削除ス

第八章 (施行規定)

本法ハ本法又ハ第二項乃至第十項ニ別段ノ定ナキ限り一九二三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一章 第一條第二項及第二條ノ規定ハ社員ニ對シテハ、一九二三曆年度ノ所得稅及一九二二年十二月三十一日後ニ終了シタル經濟年度(事業年度)ノ法人稅ノ査定ニ際シ始メテ之ヲ適用ス、但之等ノ規定ハ若一九二二曆年ニ社員ノ得タル利益ガ一九二二年四月八日法律ニ依リ改正ヲ受ケタル法人稅法第十一條第二項ノ規定ヲ規準トシテ法人稅ヲ賦課セラレタルトキハ社員ノ申請ニ基キ一九二二年度ノ所得稅又ハ一九二二年十二月三十一日後ニ終了シタル經濟年度(事業年度)ノ法人所得稅ノ査定ニ之ヲ適用ス。法人稅法第三十一條第二項ハ之ヲ廢止ス

第一章 第四條及第二章 第四條ハ一九二二年七月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

第一章 第五條及第二章 第三條ハ相續稅法ノ適用ヲ受クル取得中租稅債務ガ一九二二年十二月三十一日後ニ發生シタルモノニ之ヲ適用ス。租稅債務ガ一九二二年七月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ發生シタル取得ニ於テハ有價證券、外國通貨ヲ表示スル支拂手段及債權ハ之ヲ平均相場ヲ以テ評價スベキモノトス。但平均相場ハ一方ニ於テ一九二〇年、一九二一年及一九二二年ノ各上半期末ニ於ケル相場ノ三等分類及他方ニ於テ租稅債務發生當日ノ相場ヨリ之ヲ調査ス

税法ニ於ケル貨幣價值下落ノ酌量ニ關スル法律

一九二二年十二月三十一日後ニ納付期限ノ到來シタル資本收益税ハ之ヲ償還セザルカ又ハ所得税ニ充當ス(所得税法第四十四條)

第二章第一條ハ一九二二曆年度ノ所得税ノ査定ニ始メテ之ヲ適用ス

第二章第二條ハ一九二二年十二月三十一日ヲ以テ終了スル經濟年度ノ法人税ノ査定ニ始メテ之ヲ適用シ第二號ハ第二章第一條ニ依リ改正サレタル所得税法第三十三條B第三項、第三十三條b第三項ノ規定ガ一九二二年十二月三十一日ヨリ一九二三年七月三十一日迄ニ至ル間ニ滿了スル經濟年度ニ對スル法人税ノ査定ニ、規定ノ本旨ニ從ツテ適用サルルコトヲ條件トシテ之ヲ適用ス

第三章第四條ハ一九二二年十二月三十一日ニ其ノ經濟年度(事業年度)ヲ終了スル營利會社ガ一九二二經濟年度(事業年度)ノ貸借對照表、損益計算又ハ其ノ他ノ決算ノ確定ノ後二箇月内ニ、一九二二經濟年度ノ租稅債務ニ對スル追加納付トシテ、此ノ年ノ法人税ヲ納付スルコトヲ要ストノ制限ヲ附シテ、且最後ノ經濟年度(事業年度)ヲ一九二二年十二月三十一日ヨリモ前ニ終了シタル會社ガ一九二三年五月一日迄ニ前事業決算中ニ記載サレタル純益及分配サレタル利益配當ノ一五%ヲ一九二二—一九二三經濟年度(事業年度)ノ租稅債務ニ對スル前納トシテ納付スルコトヲ要ストノ制限ヲ附シテ、一九二三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。一九二二年三月二十六日ノ法人税前納ニ關スル法律(R. G. B. 三四二頁)ハ一九二二年十二月三十一日前ニ滿了シタル經濟年度(事業年度)ニ對シテ又ハ此ノ時ヨリ後ニ滿了シタル經濟年度ノ中、一九二三年四月一日迄ノ法人税ノ前納ノ行ハレタルモノニ對シテ、最後ニ適用サルトノ制限ヲ附シテ、一九二三年四月一日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

第三章第六條ハ一九二二年度ニ對スル稅額納付ガ一九二三年一月三十一日ノ代ハリニ一九二二年四月十五日ニ始メテ

納付セラレベシトノ制限ヲ附シテ一九二三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四章ハ一九二二年四月一日ニ之ヲ施行ス。此ノ時ヨリ前ニ發行セラレタル貨物運送證書ニ就イテハ税ノ支拂期日ガ以前ニ到來シ居タル限り從來ノ規定ニ依ル。未使用ノ貨物運送證書用印紙及税印ノ押捺ヲ受ケタル貨物運送證書ニ就イテハ大藏大臣ノ定ムル細則ニ依リ稅額ノ補償ヲ與フルモノトス。

一九二三年三月二十日

伯 林

大 統 領 エーペルト

國大藏大臣 ドクトル・ヘルメス

第二次租稅緊急令

一九三三年十二月十九日 (R. G. B. I. 110五頁)

目次

第一章 一九三三年及一九二四年ノ所得稅及法人稅

A、一九三三年ノ租稅債務

B、一九二四曆年ニ於ケル支拂

一、前納

二、勞働賃銀ノ租稅天引

三、資本收益ノ租稅天引

C、一九二四年ノ査定ノ準備

D、終結規定

第二章 財產稅

前文

A、評價

B、稅率

C、財產ノ確定ノ爲メノ調査日

D、其ノ他ノ變更

E、稅ノ納付

F、終結規定

第三章 相續稅

第四章 取引稅

第五章 資本流通稅

第六章 手形稅

第七章 取引所稅

第八章 土地取得稅

第九章 保險稅

第十章 競馬富籤稅

第十一章 動力車稅

第十二章 消費稅

第十三章 關稅

- 第十四章 火 酒 稅
- 第十五章 租稅上ノ罰金
- 第十六章 課稅手續及稅法上ノ處罰手續
- 第十七章 資 本 逃 避
- 第十八章 滯納ニ對スル割増租稅利息
- 第十九章 終 結 規 定

國政府ハ一九二三年十二月八日ノ授權法(R. G. B. I. 1179頁)ニ基キ國會ノ委員會及參議院ノ委員會ニ諮問シタル後次ノ命令ヲ發布ス

第一章 一九二三年及一九二四年ノ所得稅及法人稅

A、一九二三年ノ租稅債務

第一條 (一)、一九二三年七月九日、同年八月十一日ノ法律(R. G. B. I. 556頁、七七三頁)ニ依ル増額前納ヲ爲スコトヲ要シタル所得稅納付義務者ハ一九二三曆年ノ租稅債務ノ終結支拂トシテ一九二四年一月十日迄ニ租稅債務年額ノ滿千麻每ニ〇・四〇金麻ヲ納付スルコトヲ要ス。所得ノ決定ガ一九二二年七月一日ヨリ前ノ營業(事業)決

算ヲ基礎トスル限リ終結支拂ハ租稅債務年額ノ滿千麻每ニ一・六〇金麻トス。租稅債務年額トハ一九二二曆年ニ對シテ決定サレタル租稅債務ヨリ一九二二年中ニ留保サレタル租稅天引ヲ差引キタルモノヲ謂フ

(二)、一九二三曆年ノ租稅債務ニ對スル支拂(前納、労働賃銀ノ租稅天引、終結支拂)ガ納稅義務者ノ給付能力ニ對シテ比例ヲ失スル場合ニハ稅務署ハ終結支拂ニ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得。給付能力ノ計算ニ當リテハ消費(第十條)ヲ斟酌スベシ

(三)、第一項及第二項ニ依リ行ハルベキ終結支拂及從來ノ規定ニ從ヒテ行ハルベカリシ前納並ニ一九二三曆年中ニ行ハレタル労働賃銀ノ租稅天引ハ所得稅法第二十九條ニ依ル特別査定ヲ行ハズシテ之ヲ一九二三曆年ノ最終決定ノ所得稅ト看做ス。前納及労働賃銀ノ租稅天引ノ拂戻ハ之ヲ行ハズ

第二條 (一)、事業年度ガ曆年ト一致スル營利會社ハ一九二三事業年度ノ租稅債務ニ對スル終結支拂トシテ一九二四年一月十日迄ニ一九二二事業年度ノ法人稅債務ノ滿千麻每ニ〇・六〇金麻ヲ納付スルコトヲ要ス。此ノ終結支拂及從來ノ規定ニ從ヒ一九二二/二三事業年度來ノ規定ニ從ヒテ一九二三事業年度ニ對シテ納付スベカリシ前納ハ特別ノ査定ヲ行ハズシテ之ヲ一九二三事業年度ノ最終決定ノ法人稅ト看做ス。

(二)、事業年度ガ曆年ト一致セザル營利會社ニシテ未ダ一九二二/二三事業年度ニ對スル査定ヲ受ケザルモノハ一九二二/二三事業年度ノ租稅債務ニ對スル終結支拂トシテ一九二四年一月十日迄ニ一九二二/二三事業年度ノ法人稅債務ノ滿千麻每ニ〇・六〇金麻ヲ納付スルコトヲ要ス。此ノ終結支拂及從來ノ規定ニ從ヒ一九二二/二三事業年度ニ對シ納付スベカリシ支拂ハ特別ノ査定ヲ行ハズシテ之ヲ一九二二/二三事業年度ノ最終決定ノ法人稅ト看做ス

(三)、事業年度ガ曆年ト一致セザル營利會社ハ第二項ノ適用ヲ妨ゲズシテ一九二三/二四事業年度ニ屬スル一九二三

曆年ノ各月ニ對シ一九二四年一月十日迄一九二二/二三事業年度ノ法人稅債務ノ滿千麻毎ニ三分ノ一金麻ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス。一九二三/二四事業年度ニ對シテ既ニ納付シタル前納ハ其ノ金價値ヲ以テ之ヲ右ノ支拂ニ充當スベキモノトス。右ノ支拂及納付濟前納ハ之ヲ一九二三/二四事業年度中ノ一九二三年十二月三十一日ヲ以テ滿了スル部分ニ對スル最終決定ノ法人稅ト看做ス

(四)、一九二三事業年度又ハ一九二二/二三事業年度又ハ一九二三/二四事業年度中ノ一九二三年十二月三十一日ヲ以テ滿了スル部分ノ租稅債務ニ對スル支拂ガ營利會社ノ給付能力ニ對シテ比例ヲ失スル場合ニハ稅務署ハ第一項乃至第三項ニ從ツテ爲スベキ支拂ヲ別段ニ定ムルコトヲ得

(五)、法人稅納付義務者ガ第一項乃至第三項ニ依リ一九二三若ハ一九二三/二四事業年度中ノ一九二三年十二月三十一日ヲ以テ滿了スル部分ノ租稅債務ニ對スル支拂ノ義務ヲ有セザル場合ニ於テハ稅務署ガ給付能力ニ應ジテ確定スル支拂ヲ爲スコトヲ要ス。此ノ支拂及納付濟ノ支拂ハ特別ノ査定ヲ爲サズシテ之ヲ最終決定ノ法人稅ト看做ス

B、一九二四曆年ニ於ケル支拂

一、前納

第三條 一九二四曆年中ニ爲スベキ所得稅及法人稅ニ對スル前納(所得稅法第四十二條法人稅法第二十四條及第二十四條C)ニ付キテハ第四條乃至第十四條ノ規定ヲ適用ス

第四條 (一)、農業及林業ノ經營ヨリ生ズル所得ニ付テハ一九二四年二月二十九日、五月十五日、八月十五日及十一月十五日迄ニ前納ヲ爲スベシ。前納ハ四半期毎ニ一九二三年十二月三十一日ノ財產稅査定ノ基礎トシテ課税土地

價額千麻毎ニ一金麻トス。財產稅額決定書ガ未ダ送達サレザル限り財產稅價額ニ代フルニ最近ニ土地稅ノ基準トナリタル價額ヲ以テス

(二)、農業及林業ノ用益賃借經營ヨリ生ズル所得ニ付テハ第一項ニ依リ一曆四半期ニ對シテ爲スベキ前納ハ其ノ曆四半期ノ用益賃借料ノ一〇%ヲ輕減ス

(三)、葡萄及ホツブノ栽培、果實及蔬菜ノ栽培並ニ其ノ他ノ土壤耕作ヨリ生ズル所得ハ之ヲ農業ヨリ生ズル所得ト同視ス

第五條 (一)、商工業及鑛業ノ經營ヨリ生ズル所得及法人稅納付義務アル營利會社ノ所得ニ對シテハ前納ハ取引稅ノ基準トナリタル既經過前納期間ノ經營收入(總收入)ニ依リテ之ヲ計算ス。右ノ經營收入ヨリ經營支出トシテ控除シ得ベキモノハ同一期間内ニ於ケル經營ノ賃銀及俸給費用ニシテ租稅ノ天引制ノ適用ヲ受クルモノニ限ル。此ノ前納ハ二%トシ前納期間ノ經過後十日以内ニ之ヲ納付スベキモノトス。國大藏大臣ハ合名會社及合資會社ニ在ツテハ會社ガ社員ノ計算ニ於テ前納ヲ爲スベキ旨ノ命令ヲ發スルコトヲ得

(一)、經營收入ニ屬スルモノハ特ニ次ノ各號ニ掲グルモノトス

一、經營ノ行フ供給及其ノ他ノ他ノ給付ニ對スル報酬

二、營業活動外ノ目的ニ使用又ハ消費スル爲ニ行フ經營ヨリノ物品ノ搬出

三、營業上ノ經營財產ニ屬スル債權及有價證券ヨリ生ズル利息及其ノ他ノ收入

金錢債權特ニ手形、小切手、銀行券、紙幣、各種貨幣及内國ノ官製ノ印紙切手類ノ取引ハ經營收入ニ屬セス

(二)、實際所得ノ推定ヲ一層適切ナラシムルノ目的ヲ以テ國大藏大臣ハ國經濟大臣ト協議ノ上一般のニ又ハ納稅義務

者ノ特定集團ニ對シ特定種類ノ經營收入ニ付前記以外ノ除外ヲ認ムルコトニ關スル命令又ハ特定種類ノ經營支出ニ付前記以外ノ控除ヲ認ムルコトニ關スル命令ヲ發シ、並ニ經營收入ガ第一項ノ規定ニ關シテ所得ニ對スル適切ナル尺度ヲ示サザル箇々ノ場合又ハ數箇ノ場合ニ對シテ前納ヲ別段ニ確定スルコトヲ得。但シ總テノ納稅義務者ニ對スル其ノ所得上ヨリ見タル均一課稅ノ原則ヲ維持スル上ニ之ヲ必要トスルモノト認メラルル場合ニ限ル

第六條 國大藏大臣ハ手工業者並ニ營業ガ小商工業 (Kleingewerbe) ノ範圍ヲ超エザル者ノ前納ニ付平均率ヲ確定スルコトヲ得

第七條 (一)、次ノ各號ニ掲グル所得ニ對シテハ前納ハ納稅義務者ガ其ノ納稅義務ノ存續期間中經過シタル曆四半期內ニ次ノ各號ノ所得種類ヨリ取得シタル取得費ヲ超ユル收入殘高總計ヲ基準トシテ之ヲ計算ス。所得稅法第十三條第一項第一號ト乃至e、第三號乃至第七號、第四項、第二十二條ニ規定スル控除ハ此ノ場合收入總額ヨリ之ヲ差引クコトヲ得ズ

(a)、土地所有ヨリ生ズル所得、但賃貸及用益貸貸ヨリ生ズル所得ヲ含ミ、第四條ニ掲ゲラレタル所得 (所得稅法第六條第一號、第二號第四號) ヲ除ク

(b)、自由職業及其ノ他ノ獨立ノ勤勞ヨリ生ズル所得 (所得稅法第九條第二號及第四號)

(c)、所得稅法第五條第十一條ノ規定スル其ノ他ノ所得

(11) 前納額ハ
曆四半期ニ於ケル收入殘高中初メノ二、〇〇〇金庫迄ニ付テハ一〇%トス、但第十七條第三項ニ掲グル家族ニ對シ各一%ヲ減ズ

右ヲ超ユル金額ニ付テハ二〇%トス

(12)、前納ハ當該曆四半期ノ經過後十日以内ニ之ヲ納付スベシ

第八條 (一)、國大藏大臣ハ法律顧問 (Rechtskonsulent)、職業紹介人 (Stellenvermittler)、醫師、助産婦、技術教師 (Technische Lehrer) 私立學校主ガ其ノ仕事ノ種類ヨリ見テ最早自由職業ニ屬セザル限り之等ノ者ノ職業ハ前納ニ關シテハ之ヲ自由職業 (第七條第一項b) ト同視スル旨ヲ命令スルコトヲ得、國大藏大臣ハ右ノ限リニ於テ爾餘ノ職業ノ所屬者ヲ自由職業ト同視スルコトヲ得

(二)、營利會社ガ農業又ハ林業ヲ營ム限リ其ノ營利會社ハ國大藏大臣ノ別ニ定ムル細則ニ從ツテ第四條ニ依ル前納ヲ爲スコトヲ要ス。國大藏大臣ハ特定種類ノ營利會社ニ對シテモ第五條ニ依リテ計算サル前納ヲ如何ナル範圍ニ於テ第七條ニ依リテ爲スベキカラ命令スルコトヲ得

第九條 (一)、獨立ナラサル勤勞 (所得稅法第九條第一項及第三項) ヨリ生ズル所得ハ勞働賃銀ノ租稅天引 (第十六條乃至第二十六條) ノ方法ニ依テ課稅ス

(二)、被傭者ガ既經過曆四半期ニ於テ二、〇〇〇金庫ヲ超ユル勞働賃銀ヲ取得シタルカ又ハ勞働賃銀ト第七條第一項及第八條ノ規定スル所得トノ合計二〇〇〇金庫ヲ超ユル金額ヲ取得シタルトキハ第七條第二項、第三項ニ依ル前納ヲ爲スベキモノトス。此ノ場合ニハ勞働賃銀ヨリ既經過曆四半期ニ於ケル勞働賃銀ノ租稅天引ノ際ニ第十七條第一項及第十九條ニ依テ酌量サレタル取得費ノミヲ減ズ。勞働賃銀ノ租稅天引ノ方法ニ依リ既經過曆四半期中ニ留保ノ上國庫ニ納付サレタル金額ハ之ヲ右ノ前納ニ充當スベキモノトス。

第十條 公債登錄簿ニ登錄サレタル恒定價値ノ公債ノ利子又ハ分割債券ニテ發行セラレタル恒定價値公債ノ利子、及株

式、礦山株、享益證券並ニ帝國銀行、植民會社、法人ノ權利ヲ有スル鑛業組合、産業組合及有限責任會社ノ持分ニ對スル配當、利子、鑛山收益(Ausbeuten)及其ノ他ノ利益ハ資本收益ノ租稅天引ノ方法ニ依リ第二十七條乃至第三十條ニ從ツテ之ニ課稅ス

第十一條 (一)、納稅義務者ハ第四條乃至第十條ニ依テ納付スベキ前納額ガ少額ニシテ消費ニ現ハルル納稅義務者ノ給付能力ニ比シ均衡ヲ得ザルトキハ既ニ經過シタル曆四半期又ハ夫レヨリ短キ前納期間ニ於ケル其ノ消費ヲ前納ノ基礎ト爲シ且之ヨリシテ第七條第二項ニ規定サレタル稅率ヲ以テ納付スルコトヲ要ス

(二)、第一項ニ規定スル消費トハ特ニ納稅義務者ノ家計費及生活費支辨ノ爲メニ使用サレタル金額、自己及家族ノ扶養ノ爲メニ使用サレタル金額、貴金屬製品、美術品、裝飾品、及奢侈品、蒐集品、家具及其ノ他ノ使用及消費ニ供スル有體動産ノ取得ノ爲メノ支出ヲ謂フ。醫藥及其ノ他ノ治療目的ノ爲メ又ハ身體缺陷ノ矯正ノ爲メノ物品ハ消費ニ屬セズ。申請アルトキハ之ニ基キ疾病又ハ災害ニ因テ生ジタル其ノ他ノ支出モ亦稅務署ニ於テ免稅ヲ宣告スルコトヲ得

(三)、國大藏大臣ハ消費ノ評價ノ爲メニ概算率ヲ定ムルコトヲ得

第十二條 法人稅ノ納付義務ヲ負フ營利會社ノ第五條ニ依テ爲スベキ前納額ガ一九二三年十二月三十一日ノ財産稅査定ニ際シ基準トナル財産ノ千分ノ〇・五ヲ納付スルニ依テ生ズル金額ヲ超ユルトキハ第五條ニ依テ爲スベキ前納額ニ代ヘテ右ノ千分ノ〇・五ヲ毎月納付スベシ

第十三條 前納スベキ金額が一曆四半期ニ於テ次ノ各號ニ掲グル金額ヲ超エザルトキハ之ヲ納付スルコトヲ要セズ
(a)、第四條乃至第八條、第九條第二項、第十二條ノ場合ニ於テハ五金庫ノ金額

(b)、第十一條ノ場合ニ於テハ二十金庫ノ金額

第十四條 (一)、收入、支出及消費(第五條乃至第十一條)ハ國大藏大臣ノ定ムル細則ニ依リ之ヲ金庫ヲ以テ計算スベシ

(二)、前納ハ金價値ニ從ツテ之ヲ爲スベシ

第十五條 (一)、國大藏大臣ハ納稅義務者ガ第五條乃至第九條ニ依リテ爲スベキ前納ノ納付ト同時ニ既經過ノ曆四半期中又ハ取引稅ニ對シテ基準トナル夫レヨリ短キ前納期間中ノ收入及支出(第五條、第七條、第九條)ニ關スル豫申告(Voranmeldung)ヲ提出スベキカ否カ及如何ナル範圍ニ於テ提出スベキカヲ定ム。豫申告提出義務ハ之ヲ擴張シテ消費ノ額ニ關スル記載ニ迄及ボスコトヲ得。國大藏大臣ハ更ニ又消費ノ額ニ關スル特別申告ノ提出ヲ如何ナル範圍ニ於テ求ムベキカニ關スル命令ヲ發スルコトヲ得。豫申告ハ之ヲ國租稅通則ノ規定スル稅ノ申告ト看做ス。前納ヲ爲スベキ期限内ニ納稅義務者ガ豫申告ヲ提出セザルトキハ稅務署ハ納稅義務者トノ協議ヲ要セズシテ現在ノ基礎資料ニ基キ又ハ斯ル資料ヲ利用シ得ザル場合ニハ見積ニ基キ前納スベキ金額ヲ確定ス。前納ガ第四條乃至第十四條ノ規定ニ合致セザル場合ニ付キ亦同ジ。國大藏大臣ハ前納額ヲ確定スベキ準則タル詳細ナル原則規定ヲ定ム

(二)、稅務署ハ國大藏大臣ノ定ムル細則ニ依リ前納期間ノ經過前ト雖モ前納ノ金額及期限ニ關スル決定書ヲ納稅義務者ニ交付スル權限ヲ有ス。豫申告提出義務ノ存在セザル場合ニ付亦同ジ。此ノ場合ニ於テハ稅務署ハ消費ヲ前納額確定ニ付テノ標準トシテ參考資料ト爲スコトヲ得

二、勞働賃銀ノ租稅天引

第十六條 (一)、獨立ナラザル勤勞ニ因ル收入(勞働賃銀)ハ賃銀ノ一部ノ留保(勞働賃銀ノ租稅天引)ニ依リ課稅ス。

租税天引ハ雇主ニ於テ之ヲ行フベキモノトス

(一)、次ノ各號ニ掲グルモノハ労働賃銀ニ屬ス

一、公私ノ勤務ニ使用又ハ雇傭サルル者ノ俸給、給與、賃銀、歩合報酬、報賞又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ供與サルル
收入及金錢價値アル利益竝ニ所得税法第三十四條第三項ノ規定スル實費辨償

二、従前ノ勞務給付又ハ職業活動ニ對スル待命給、恩給、寡婦及孤兒年金竝ニ其ノ他ノ收入又ハ金錢價値アル利益
(三)、一九一九年十二月二十四日ノ取引税法(R. G. B. I. 1175頁)ニ基キ取引税ノ賦課サルル物品供給及其ノ他
ノ給付ニ對スル報酬ハ労働賃銀ニ屬セズ

(四)、國大藏大臣ハ或ル報酬ヲ如何ナル條件ノ下ニ労働賃銀ト看做スベキカニ關スル細則ヲ發布スルコトヲ得

第十七條 (一)、被傭者ノ爲メ労働賃銀中毎月五〇金(毎週十二金)ノ金額ハ所得税法第十三條第一項第一號乃至

第七號第五十九條ニ依リ許サルル控除ヲ適用セザル代價トシテ租税ノ天引ヨリ之ヲ除外ス

(二)、毎月五〇金(毎週十二金)ノ額ヲ超ユル労働賃銀ノ中ヨリ雇主ハ賃銀支拂ノ都度一〇%ノ金額ヲ被傭者ノ
計算ニ於テ租税トシテ留保スルコトヲ要ス

(三)、労働賃銀ノ一〇%ノ金額(第二項)ハ被傭者ノ世帯ニ屬スル妻竝ニ所得税法第十七條第二項ノ規定スル其ノ世
帯ニ屬スル未成年ノ子各一人ニ付労働賃銀ノ一%宛ヲ低減ス。十七歳ヲ超エタル子ニシテ勤勞所得ヲ得ル者ハ之ヲ
算入セズ

(四)、労働賃銀ノ全部又ハ一部ガ現物收入ヨリ成リ且現金賃銀ガ現物收入ノ價額ヲ考慮ノ上留保サルル程ノ支拂ニ足
ラザルトキハ被傭者ハ税ノ支拂ニ必要ナル金額ガ現金賃銀ヲ以テ支拂セラレザル限リ其ノ金額ヲ雇主ニ支拂フコト

ヲ要ス。被傭者ガ此ノ義務ヲ履行セザル場合ニ於テハ雇主ハ現物賃銀中價額ニ於テ右ノ金額ニ相當スル部分ヲ隨意
ニ留保シテ之ヨリ租税ヲ支拂スルコトヲ要ス。労働賃銀ノ支拂ガ恒定價値ノ支拂手段ヲ以テ行ハルル場合ニ對シテ
國大藏大臣ハ右ト異ナル手續ヲ命令シ特ニ租税ガ恒定價値ノ支拂手段ヲ以テ留保サルルコトヲ規定スルコトヲ得
(五)、國大藏大臣ハ第一項ニ掲ゲタル金額ヲ別段ニ確定シ竝ニ留保サルベキ金額ノ端數除整ニ關スル規定ヲ發布スル
權限ヲ有ス。國大藏大臣ハ更ニ又所得税法第二條第一號ノ一第二項及第二號ニ掲グル者ノ労働賃銀ノ租税天引ニ付
概算額ヲ定ムル權限ヲ有ス

第十八條 (一)、労働賃銀ガ特定ノ労働時間ニ對シテ支拂ハルルモノニアラザル場合ニ於テハ第十七條第一項第三項ノ

規定ハ之ヲ適用セズ、此ノ場合ニ於テハ雇主ハ労働賃銀全額ノ中ヨリ一〇%ヲ留保スベシ。右ノ一〇%ノ金額ハ第

十七條第一項、第三項ニ規定スル免稅額ノ適用サレザル代價トシテ六%ヲ低減ス

(二)、被傭者ガ繼續收入ノ外ニ其ノ他ノ收入、特ニ一回性ノ收入(歩合報酬報償等)ヲ得ルトキハ其ノ中ヨリ一〇%

ヲ第十七條第三項ニ規定スル輕減ノ考慮ノ下ニ留保スベシ。第十七條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(三)、第十七條第三項ニ依テ控除スベキ金額ニ付テハ第二十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨グルコトナク國大藏大臣ガ
前年度ノ戸口調査ノ爲メニ定メタル調査日現在ニ於ケル當該被傭者ノ家族狀態ヲ以テ一曆年間ノ基準トス

第十九條 所得税法第十三條第一項第一號乃至第七號、第五十九條ニ依テ許サルル諸控除ガ第十七條第一項ニ規定スル
金額ヲ超エルコトヲ被傭者ガ證明スルトキハ申請ニ基キ第十七條第一項ニ規定スル金額ノ引上ヲ許可スベキモノト
ス。此ノ金額ノ引上ハ更ニ又所得税法第二十六條第二項ヲ適用スベキ要件ノ存スル場合ニモ之ヲ許可スベキモノト
ス。申請ニ關シテハ稅務署之ガ裁決ヲ爲ス。國大藏大臣ハ所得税法第二十六條第二項ニ規定スル金額ヲ別段ニ定ム

ル權限ヲ有ス

第二十條 第十七條第三項ニ規定スル一%ノ輕減ハ申請ニ基キ被備者ノ扶養スル貧困ナル家族ニ對シテモ之ヲ供與スベキモノトス申請ニ關シテハ稅務署之ガ裁決ヲ爲ス

第二十一條 (一)、被備者ハ毎曆年ノ開始前又ハ雇傭關係ノ開始前ニ、市町村役場ヨリ納稅帳 (Steuerbuch) ノ交付ヲ受クル義務ヲ有ス。國大藏大臣ハ右ノ除外例ヲ許可スルコトヲ得。

(二)、第十七條第三項、第二十條ニ依リ勞働賃銀ノ租稅天引ノ輕減ヲ受クル要件タル人員數ガ納稅帳ニ記載セラレ居ルヨリモ多キコトヲ被備者ガ證明スルトキハ、第十七條第三項ノ場合ニ於テハ市町村役場、第二十條ノ場合ニ於テハ稅務署ガ被備者ノ申請ニ基キ右ノ事實ヲ納稅帳ニ記入スルコトヲ要ス。此ノ場合ニ於テハ追加サレタル人員ニ對スル輕減ハ納稅帳ノ補充後ノ最初ノ賃銀支拂ノ時ヨリ其ノ效力ヲ生ズ

第二十二條 (一)、毎曆年ノ開始又ハ雇傭關係ノ開始ノ際ニ被備者ハ其ノ納稅帳ヲ雇主ニ手交スルコトヲ要ス。雇主ハ納稅帳ヲ雇傭關係ノ繼續中保管シ曆年末又ハ雇傭關係ノ終了ノ際ニ之ヲ被備者ニ返還スルコトヲ要ス。

(二)、雇主ハ第十七條第十八條ニ依テ徵收シタル稅額ヲ現金又ハ振替ヲ以テ收稅金庫 (Finanzkasse) ニ引渡スコトヲ要ス。國大藏大臣ハ右ト異ナル手續ヲ命令シ特ニ當該金額ニ相當スル租稅印紙ヲ納稅帳ニ貼布ノ上之ヲ消印スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第二十三條 (一)、雇主ハ第十七條第十八條ニ規定スル金額ノ留保及納付ニ付被備者ト共ニ國ニ對シテ其ノ責任任ズ

(二)、被備者ノ責任ハ次ノ各號ニ掲グル場合ニ之ヲ限定ス
イ、被備者ガ規定通りノ天引ヲ受ケズシテ勞働賃銀ヲ受取リタル場合

ロ、雇主ガ留保シタル金額ヲ規定通りニ使用セズ且ツ被備者ガ此ノ事實ヲ知り居ル場合、但此ノ場合ニ於テハ被備者ガ其ノ知りタル處ヲ稅務署ニ遲滞ナク通知スルトキハ責任ハ消滅ス

第二十四條 箇々ノ場合ニ於テ第十六條乃至第二十二條ノ規定ヲ適スベキカ否カ及如何ナル範圍ニ於テ之ヲ適用スベキカハ關係人ノ一人ノ請求ニ基キ稅務署之ヲ裁決ス、稅務署ノ裁決ニ對シテハ唯財務局ヘノ抗告ノミ之ヲ許ス

第二十五條 公法團體ガ課稅ヲ爲スニ付所得稅ノ爲メノ査定ヲ基礎ト爲シ得ベキコトガ法律規定上許サレ居リ且勞働賃銀ニ對スル所得稅ノ査定ガ行ハレザル限り第十七條、第十八條ニ依テ留保サレ第二十二條ニ依テ規定通り使用サレタル金額ハ之ヲ査定サレタルモノト看做ス。勞働賃銀ヨリ一九二三曆年中ニ留保サレタル金額ノ確定ガ行ハレザル限り査定サレタル所得稅ト看做スベキ概算額ヲ定メ之ヲ以テ右ニ代フルコトヲ得。細則ハ國大藏大臣當該公法團體ト協議ノ後之ヲ定ム

第二十六條 國保險規則ニ依ル國保險ノ負擔者 (Versicherter) 及使用者保險法ニ依ル保險ノ負擔者ハ第十六條乃至第二十二條ノ實施及稅務署ノ職責タル検査監督ノ爲メニ役立ツ凡テノ援助ヲ稅務官廳ニ提供スルコトヲ要ス
右ノ限りニ於テ國保險規則第四百四十二條及使用者保險法第三百五十條ハ之ヲ適用セズ

三、資本收益ノ租稅天引

第二十七條 (一)、内國ノ資本收益ハ一〇%ノ留保ニ依テ之ニ課稅ス (資本收益ノ租稅天引) 此ノ租稅ノ天引ハ資本收益ノ債務者之ヲ行フモノトス

(二)、本條ニ規定スル資本收益トハ次ノ各號ニ掲グルモノヲ謂フ

一、公債登錄簿ニ登錄サレ又ハ分割債券ニテ發行サレタル價值恒定ノ公債ノ利子

二、株式、鑛山株、享益證券、並ニ帝國銀行、植民會社、法人ノ權利ヲ有スル鑛業組合、産業組合及有限責任會社ノ持分ニ對スル配當、利子、鑛山收益及其ノ他ノ利益

(三)、第二項ニ掲グル種類ノ資本收益ト共ニ又ハ之ニ代ヘテ供與セラルル特別ノ報酬又ハ利益モ之ヲ第二項ニ規定スル資本收益ト看做ス

第二十八條 資本收益ハ債務ノ利息、取得費及租稅トシテ差引カルベキ金額ヲ控除セザル全額ニ於テ天引ノ適用ヲ受ク第二十九條 收益ガ金額ヨリ成ラザルトキハ通常價格ニ依テ之ヲ金額ニ換算スベキモノトス。第十七條第四項第三段ハ之ヲ準用ス。

第三十條 債務者ハ資本收益ノ支拂期日ニ債權者(擔稅者)ノ計算ニ於テ租稅ヲ留保シ右期日後一週間内ニ債務者ノ管轄稅務署ニ引渡スコトヲ要ス。債務者ハ債權者ガ資本收益ノ取立ヲ懈怠スル場合ニ於テモ租稅ヲ引渡スコトヲ要ス。債務者ハ天引サルベキ金額ノ納付ニ付キ其ノ責ニ任ズ

C、一九二四年ノ査定ノ準備

第三十一條 (一)、一九二四曆年ノ査定ハ一九二四曆年ノ經過ノ後納稅義務者ガ同曆年ニ於テ其ノ納稅義務ノ存續期間中ニ取得シタル課稅所得ニ基キテ之ヲ行フ。

(二)、一九二四曆年ノ租稅債務ニ對シテ爲サレタル前納及勞働賃銀ノ租稅天引ニ依テ留保サレ且規定通りニ引渡サレ又ハ使用サレタル金額ハ其ノ金價値ヲ以テ之ヲ査定サレタル租稅ニ充當ス

第三十二條 (一)、法律ニ依リ記帳義務ヲ課サレ居ルカ又ハ自由意思ニ依ル記帳ニ法律效果ヲ附與サレ居ル限り所得稅及法人稅ニアリテハ一九二四年一月一日以降ハ記帳ガ恒定價値ヲ有スルモノヲ基礎トシテ行ハレ居ルトキニ限リ右ノ義務ハ履行サルモノトシ及右ノ法律效果ハ發生スルモノトス

(二)、國大藏大臣ハ國經濟大臣ト協議ノ上第一項ノ規定スル記帳及記帳ノ基礎ノ轉換ノ爲メニ原則ヲ確定シ且記帳上何レノ計算單位ヲ恒定價値アルモノト看做スベキカ及如何ニシテ右ノ計算單位ヲ租稅ノ算出上金額ニ換算スベキカヲ命令スベシ

第三十三條 (一)、査定ハ農業經營ヨリ生ズル所得ニ對シテハ平均收益ガ次ノ各號ニ掲グル基準ニ從ツテ確定サルル如ク之ヲ準備スルモノトス

- 一、農業ノ平均收益ハ土壤ノ性質、栽培狀態、氣候、果實及栽培ノ種別、交通狀態及販路ヲ斟酌シ諸種ノ品質等級ニ分ツテ之ヲ決定スベシ。右決定ハ獨立家計段別 (Selbständige Ackerbauern)ノ收益ヨリ出發スベシ、獨立家計段別トハ耕作ノ爲メニ輓獸 (Zugvieh)ノ飼養ヲ必要トスル一農業經營ニシテ持主自ラ主業 (Hauptberuf)トシテ他人ノ常時的助力ヲ俟タズシテ之ヲ行ヒ其ノ收益ガ本人及家族ヲ養フニ足ルモノヲ謂フ。各稅務署ハ其管轄區域内ノ箇々ノ經營ヲ品質等級ニ排列スベシ。右ノ排列ニ對スル抗告ニ關シテハ財務局之ガ最終ノ裁決ヲ爲ス

- 二、收益ハ租稅年度ノ收穫ヨリ生ズル主タル果實(穀物、馬鈴薯、甜菜、葡萄)ニ對スル價格、家畜飼養ヨリ生ズル生産物ニ對スル價格及經營支出ノ費用(勞働賃銀、肥料)ヲ基礎トシ金額ヲ以テ之ヲ確定ス
- 三、特殊栽培又ハ特殊經營ニ對シテハ特別ノ平均收益ヲ確定スルコトヲ得
- 四、通常ノ農業經營成果ヲ超ユル家畜飼養收益、並ニ農業的副業經營、特殊栽培、耕地賃貸ヨリ生ズル收益ハ平均收益ニ之ヲ加算スルモノトス

五、平均收益及平均率ノ確定ニ關スル細則ハ國大藏大臣國食糧農業大臣ト協議ノ上之ヲ發布ス

(二)、國大藏大臣ハ國食糧農業大臣ト協議ノ上査定ノ準備ノ爲何レノ原則ニ依テ林業、葡萄及ホツブ栽培、果物及蔬菜ノ栽培並ニ其ノ他ノ土地耕作ニ對スル平均收益ヲ定ムベキカヲ規定ス

(三)、記帳ニ依テ證明サレタル所得ノ酌量、曆年ト異ナル事業年度ノ酌量並ニ酌量セザルトキハ平均收益ニ比シテ特別ノ不正ヲ來スベキ管ノ箇人の事情ノ酌量ニ關スル規定ハ終局的立法ニ之ヲ留保シ置クモノトス

第三十四條 商法ノ規定ニ依リテ商業帳簿記入ノ義務ヲ有スル納稅義務者ハ租稅上ノ目的ノ爲メ一九二四年一月一日現在ニ於ケル事業年度開始貸借對照表ニ付テハ同日以前ニ作成シタル最後ノ財産目錄ヲ基礎トスベキモノトス。斯ル財産目錄ヲ基礎トスル場合ト雖モ事業年度開始貸借對照ノ作成ノ爲メニハ財産構成物件ハ一九二四年一月一日現在ノ價額ヲ以テ之ヲ計上スベキモノトス。事業年度開始貸借對照表ニ記載サレタル價額ハ之ヲ一九二四年ノ課稅所得ノ確定ノ際ニ於ケル購入價額ト看做ス。此ノ價額ハ又一九二四曆年ニ對スル財産稅ノ査定ノ際ニ於テ之ヲ最低額ト評價スベキモノトス。但本令第二章ニ依リ財産稅ニ付更ニ高キ評價ヲ行フベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 (一)、自由職業及其ノ他ノ獨立勤勞ヨリ生ズル所得並ニ手工業者及小商工業ノ範圍ヲ超エザル商工業經營者ノ所得ノ課稅ノ準備ニ對シテハ各納稅義務者ノ總收入ヨリ控除スベキ費用概算率ヲ定ム。此ノ限リニ於テ法律顧問、職業紹介人、醫師、助産婦、技術教師、私立學校主ガ其ノ仕事ノ種類ヨリ見テ最早自由職業ニ屬セザル限リ之等ノ者ノ職業ハ之ヲ自由職業ト同視ス。國大藏大臣ハ右ノ限リニ於テ爾餘ノ職業ノ所屬者ヲ自由職業ノ所屬者ト同

視スルコトヲ得

(二)、前項ノ費用概算率ハ各職業ニ付各別ニ之ヲ確定スベキモノトス

第三十六條 一九二四年ノ所得ニ對スル課稅ノ準備工作實施ノ爲メ財務官廳ハ稅額査定ノ開始ニ先チ各種ノ報告及意見ノ入手ヲ要求スルコトヲ得。租稅ノ調査手續及租稅ノ監督手續ニ於テ稅務署ニ屬スル一切ノ權利ハ財務官廳之ヲ右ノ準備工作ノ目的ノ爲メニ行使スルコトヲ得

D、終 結 規 定

第三十七條 (一)、前納及終結支拂ニ關スル裁判ニ對シテハ抗告(國租稅通則第二百二十四條、第二百八十一條)ニ限リ之ヲ許ス。第一條第二項、第二條第四項ニ依ル稅ノ増額確定ノ場合並ニ第四條、第五條ノ場合ニ於テハ抗告裁判ニ對シテ再抗告ヲ爲スコトヲ得。再抗告ニ關シテハ國財政裁判所ノ所得稅及法人稅所管ノ部之ヲ裁判ス。右ノ部ハ五名ノ構成員ヲ以テ裁判ヲ行ヒ其ノ所在在外ニ於テモ其ノ職務行爲ヲ行フコトヲ得。尙其ノ他ノ點ニ於テ再抗告ニ關スル手續ニハ國財政裁判所ノ決定手續ニ付キ適用サルル規定ヲ適用ス

(二)、國財政裁判所ハ再抗告ニ依リ受理シタル事案ニ於テ前納ヲ實際所得ノ推定ニ又ハ抗告人ノ屬スル經濟集團ノ特殊事情ニ適合セシムルノ目的ヲ以テ別段ニ決定スルコトヲ得。國財政裁判所ハ斯ル裁判ノ場合ニ於テ法律問題ニ對スル態度表示ヲ度外視スルコトヲ得

(三)、第一項ニ掲ゲタル各部ハ第一項、第二項ノ場合ニ於テ原則的問題ニ關シテ下シタル裁判ヲ國財政裁判所長ニ提出スル權能ヲ有ス。各部ハ右ノ場合ニ其ノ確立シタル原則ヲ特記スルコトヲ要ス。或ル裁判ニ際シ一ツノ部ガ他ノ部ヨリ財政裁判所長ニ提出サレタル原則上ノ裁判ト異ナル裁判ヲ爲サント欲スルトキハ當該兩部ハ財政裁判所長ヲ裁

判所長トスル合同審議ヲ以テ裁判ヲ行フ

第三十八條 第十六條乃至第二十六條ノ規定ハ一九二三年十二月三十一日ヨリモ後ニ行ハルル勞務給付ニ對シテ供與サル勞働賃銀ニ對シテ始メテ之ヲ適用ス

第二章 財 産 税

第一條 一九二四曆年ニ付テハ一九二三年十二月三十一日現在ノ財産状態ニ依リ財産税ノ新規査定ヲ行フ。右査定ニ付テハ次ノ各條ニ掲グル變更ヲ加ヘテ財産税法ノ規定ヲ適用ス

A、評 價

第二條 財産ハ金庫ヲ以テ之ヲ評價ス。財産税ノ算出ノ爲メニハ課税財産中百金庫未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三條 (一)、價額ノ調査ニ付テハ次ノ各號ノ規定ヲ適用ス

- 一、不動産ハ國防献金價額 (Wehrbeitrag) ヲ以テ之ヲ評價シ總テノ納税義務者ノ負擔ヲ均等ナラシムル爲右ノ國防献金價額ヲ更訂スル規定ヲ設クベキモノトス
- 二、經營財産中投下資本ハ其ノ目的物ヲ一九二三年末ニ購入又ハ製作ノ爲メニ支出スベカリシ價格ヨリ損耗ニ對スル適正額ヲ控除シテ之ヲ評價スベシ
- 三、經營財産中原料、半製品、完成品並ニ商品ノ在庫高ハ其ノ目的物ヲ一九二三年十二月三十一日ニ購入又ハ製作ノ爲メニ支出スベカリシ價格ヲ以テ之ヲ評價スベシ
- 四、法人税法第十一條第三項ノ規定スル内國營利會社ノ課税財産ハ少クモ當該會社ノ持分及當該會社ノ發行シタル

享益證券及債務證書ニ付決定サレタル租税相場價額 (Steuerkurswert) 又ハ調査サレタル販賣價額ノ合計ニ相當スル金額ヲ以テ之ヲ評價スベシ

大藏大臣ハ租税相場價格ノ決定ナキ營利會社ノ持分ニ付當該企業ノ屬スル官設商事代理所 (Amtliche Handelsvertretung) 又ハ同所ニ設置セララルル鑑定係 (Gutachterstelle) ガ第四號第一項ヲ準用シテ會社經營財産ノ總額ト評價スル價格ヲ如何ナル程度ニ於テ第四號第一項ニ掲グル金額ノ代ハリニ基礎トナシ得ルカヲ規定スルコトヲ得。商法ノ規定ニ依リ商業帳簿ヲ備ヘ付クル義務ヲ有スル納税義務者ノ企業ガ法人税第一一條第三項ノ規定スル營利會社ノ法律形式ト異ナル形式ニ於テ經營セル場合ニ於ケル右納税義務者ノ經營財産ニ付テモ亦同シ

五、有價證券ハ納税義務者ノ經營財産ニ屬スルト其ノ他ノ財産ニ屬スルトヲ問ハズ一九二三年十二月三十一日現在ノ租税相場價格又ハ調査セララルル販賣價格ヲ以テ評價スルコトヲ要ス。國租税通則第一四二條ハ之ヲ適用セス
法人税法第一一條第三項ノ規定スル内國營利會社ノ持分及斯カル會社ノ發行シタル享益證券ハ右持分又ハ享益證券ノ所有者ニ在リテハ右ノ價格ノ半額ヲ以テ之ヲ評價スベシ

六、外國通貨ヲ以テ表示スル支拂手段及債權ハ納税義務者ノ經營財産ニ屬スルト其ノ他ノ財産ニ屬スルトヲ問ハズ一九二三年十二月三十一日ニ於ケル現在相場 (中值) ヲ以テ之ヲ評價スベシ

七、評價ニ付キ國防献金價格又ハ戰前代價 (Vorkriegspreis) ガ基礎トセララルル限り (第一號、第二號) 國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ一九二三年十二月三十一日現在ニ於ケル價格又ハ代價ガ國防献金價格又ハ戰前代價ヲ超エル目的物又ハ目的物ノ集團ニ對シ此ノ國防献金價格又ハ戰前代價ニ對スル超過方單ニ一時的ナラザルコトヲ

推定シ得ル場合ニハ國防献金價格又ハ戦前代價ニ割増ヲ附スベキ旨ノ定メヲ爲スコトヲ要ス。同様ニ又國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ一九二三年十二月三十一日現在ニ於ケル價格又ハ代價ガ國防献金價格又ハ戦前代價ニ違セザリシ目的物又ハ目的物ノ集團ニ對シ此ノ國防献金價格又ハ戦前代價ヨリノ低下ガ單ニ一時的ニアラザルコトヲ推定シ得ル場合ニハ割引ヲ爲スベキ旨ノ定メヲ爲スコトヲ要ス

國防献金價格又ハ戦前代價存在セザル限リ又ハ國防献金調査基準日以降ニ於テ不動産ノ状態ニ重要ナル變動發生シタル限リ國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ價格調査ニ關スル細則ヲ定ムルコトヲ要ス

八、評價ノ基準トナル價格又ハ價額ガ紙幣麻ヲ以テ表示サレルカ又ハ金麻ヲ示サザル其ノ他ノ計算單位ヲ以テ表示サレル場合ハ此ノ價格又ハ價額ヲ金麻ニ換算スルコトヲ要ス。換算ニ付テハ伯林取引所ニ於テ一九二三年十二月中弗ノ相場ノ建テラレタル最後ノ日ニ於ケル弗ノ中值ヲ基準トス。國大藏大臣ハ換算率ヲ端數除算ノ上確定シ且之ヲ公布スルコトヲ要ス

九、國大藏大臣ハ財産又ハ財産ノ目的物ノ集團ノ評價ニ付一九二三年十二月三十一日ニ代ヘテ一九二三年十一月十六日ト十二月三十一日トノ間ニ在ル右ト異ナル期日ヲ基準ト定メ竝ニ紙幣麻又ハ其ノ他ノ計算單位ノ金麻換算ノ爲ニ伯林取引所ニ於テ一九二三年十二月中弗相場ノ建テラレタル最後ノ日ニ於ケル弗相場ニ代ヘテ一九二三年十一月十六日ト十二月三十一日トノ間ニ在ル右ト異ナル期日ニ於ケル弗相場ヲ基礎トスル權限ヲ有ス

(一)、一九二四曆年ニ於ケル納稅義務ノ發生(財産稅法第一四條第二項)又ハ納稅義務ノ擴大(財産稅法第一四條第三項)ノ場合ニ對シ國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ價額ノ調査ニ付第一項ニ掲グル基準ヲ適當ニ斟酌シテ法律上ノ拘束力アル規定ヲ更ニ發布ス

B、稅 率

第四條 稅率ニ付テハ財産稅法第一八條乃至第二二條ヲ排除シテ次ノ規定ヲ適用ス

第五條 (一)、財産稅ハ金價値ニ從ツテ之ヲ納付スベシ、財産稅ハ凡テノ納稅義務者(自然人及非自然人)ニ對シ千分ノ五トス

(二)、財産稅ハ端數切捨(第二條)ヲ爲シタル課稅財産ガ

- 二五、〇〇〇金麻ヲ超エザル場合 千分ノ三
- 二五、〇〇〇金麻ヲ超エザル場合 千分ノ四
- ニ之ヲ輕減ス

第六條 (一)、財産稅法第一條第二項ニ規定スル附加稅ハ一九二四曆年ニ對シ左ノ如ク定ム端數切捨(第二條)ヲ爲シタル課稅財産ガ

- 一〇〇、〇〇〇金麻ヲ超エルモ五〇〇、〇〇〇金麻ヲ超エザル場合 財産稅ノ二〇%
- 五〇〇、〇〇〇金麻 " " 三〇%
- 一、〇〇〇、〇〇〇金麻 " " 四〇%
- 五、〇〇〇、〇〇〇金麻ヲ超エル場合 五〇%

(二)、第五條及本條第一項ニ依リテ生ズル租稅ト課稅財産ガ此等ノ規定ニ掲グル財産限界ノ最後上位ニ達シタルニ過ギザル場合ニ此等ノ規定ニ依リ支拂フベキ租稅トノ差額ハ此ノ差額ガ端數切捨(第二條)ヲ爲シタル課稅財産ノ右ノ財産限界ヲ超ユル額ノ二分ノ一ヨリ支拂セラレ得ル限度ニ於テ之ヲ徵收ス

第七條 (一)、納稅義務ハ端數切捨(第二條)ヲ爲シタル課稅財產ガ五、〇〇〇金麻ヲ超エザル場合ニハ存在セズ

(二)、課稅財產ガ主トシテ財產稅法第九條ノ規定スル財產若ハ住居用不動産又ハ此ノ兩財產種目ヨリ成ルトキハ財產稅

合ニハ之ヲ徵收セズ
a、六十歳ヲ超エタル者、生業能力ナキ者又ハ自己ノ生業ニ依リテ其ノ生計費ヲ支辨スルコトヲ單ニ一時的ニ妨ゲラルルニ非ザル者ニ在リテハ其ノ端數切捨(第二條)ヲ爲シタル課稅財產總額ガ二〇、〇〇〇金麻ヲ超エザル場合ニハ之ヲ徵收セズ

b、其ノ他ノ自然人ニ在リテハ其ノ端數切捨(第二條)ヲ爲シタル課稅財產ガ一〇、〇〇〇金麻ヲ超エザル場合ニハ四分ノ一ヲ輕減ス

(三)、第一項及第二項ハ財產稅法第三條ニ依ル制限付納稅義務者ニハ之ヲ適用セズ

C、財產ノ確定ノ爲メノ調査日

第八條 財產ノ確定ニ付テハ通常ノ年次決算ガ十二月三十一日以外ノ日ニ行ハルル經營ニ對シテモ亦一九二三年十二月三十一日現在ノ狀態ヲ基準トス、但シ通常ノ年次決算ガ六月三十日ヨリ十二月三十日ノ終ニ至ル迄ノ期間内ニ行ハルル經營ハ種類及數量ニ依リ財產ノ確定(財産目録)ニ付キ一九二三年十二月三十一日ヨリモ前ニ爲シタル最後ノ決算ヲ基礎トナスベキ權利ヲ有ス。斯ル決算ヲ基礎ト爲シタル場合ト雖モ財產ノ目的物ハ專ラ本章ノ規定ニ依リテ之ヲ評價スベシ

D、其ノ他ノ變更

第九條 財產稅法第三條第一段ノ規定スル内國經營財產トハ調査日ニ於テ獨逸國內ノ農業又ハ林業、蠶業又ハ商工業

(Gewerbe)ノ經營ノ用ニ供セラレタル財產ヲ謂フ。特ニ一九二三年六月二十三日ノ財政調査法(Einkommensteuergesetz vom 23. Juni 1923. R. G. Bl. I 四九四頁)第十條第一項ノ規定スル經營場所(Betriebsstätte)ガ存在スル場合ニハ内國經營財產ノ存在ヲ推定スベキモノトス。査定ノ標準タル調査日直前三箇月内ニ相當對價ヲ附加スルコトナクシテ内國經營財產ヨリ分離サレタル財產ノ目的物ハ尙之ヲ内國經營財產ニ屬スルモノト看做ス

第十條 (一)、財產稅法第九條第五號ノ規定スル定期金及其ノ他ノ反覆性ノ利益及給付ヲ請求シ得ル權利ノ元本價額ハ一箇年ノ利益ノ價額ガ四百金麻ヲ超ユル場合ニ限り之ニ課稅ス

(二)、貴金屬製品、裝飾品及奢侈品並ニ美術品及蒐集品(財產稅法第九條第七號、第八號)ハ其ノ購入價格ガ次ノ各號ニ掲グル金額ニ該當スル場合ニ限り之ニ課稅ス

a、一九一九年一月一日ヨリモ前ニ行ハレタル購入ニ在リテハ箇々ノ目的物ニ付一萬金麻若ハ其レ以上、又數箇ノ同種若ハ一組ヲ爲セル目的物ニ付十萬金麻若ハ其レ以上ニ上ルモノ

b、一九一八年十二月三十一日ヨリモ後ニ行ハレタル購入ニ在リテハ箇々ノ目的物ニ付一千金麻若ハ其レ以上、又數箇ノ同種若ハ一組ヲ爲セル目的物ニ付一萬金麻若ハ其レ以上ニ上ルモノ

(三)、國大藏大臣ハ第二項bノ場合ニ於テ紙幣麻ヲ表示スル購入價格ノ金麻ヘノ換算方法ニ關シ細則ヲ定ム

第十一條 (一)、次ノ各號ニ掲グルモノハ之ヲ財產稅法第十一條ノ規定スル控除シ得ル債務又ハ負擔ト看做サズ

a、一九二三年十月十五日ノ獨逸レンテン銀行設立ニ關スル命令(R. G. Bl. I 九六三頁)第六條、第九條ニ依リテ負擔

b、一九二四年一月二日ニ納付期限ノ到來スル麵粉供給資金確保稅(Brotweinsicherungssubstanz)第二回分

c、本令第一章第一條第二條ニ依リ一九二四年一月十日迄ニ納付スベキ所得稅及法人稅ノ支拂
 (11)、三箇月分控除 (Dreimonatsabzug) 財産稅法第十一條第一項第三號) トシテ控除スルコトヲ得ルモノハ俸給
 賃銀並ニ利息及類似ノ收入ニシテ一九二三年ノ最後ノ四半期中ニ收得セラレ且一九二三年十二月三十一日現在獨
 逸支拂手段ニ於テ存在スルモノ又ハ獨逸支拂手段ヲ表示スル銀行預金若ハ其ノ他ノ當座貸越 (laufende Guthabe)
 (12)ニ於テ存在スルモノニ限ル。斯ノ種ノ收入ニ對スル請求權ニシテ期限ノ到來セルモノニ付亦同ジ。此ノ控除ハ
 制限付納稅義務者ニ對シテハ之ヲ許サズ

第十二條 拂込濟資本金 (財産稅法第十二條第一項第一號) 又ハ之ニ代ハル金額 (財産稅法第十二條第二項) ハ財産稅
 法第二條第一項第三號ニ掲グル非自然人タル納稅義務者ノ總財產 (Reinvermögen) ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得ズ
 第十三條 續行サレタル夫婦共通財產制ニ在リテハ夫婦共通財產ハ之ヲ生存配偶者ノ財產ト看做ス。此ノ場合ニ於テ分
 割ノ行ハレタル場合ニ生存配偶者ノ財產ニ適用セラルベキ稅率ヲ夫婦共通財產ノ全財產ニ適用ス
 第十四條 財産稅法第二十五條ニ依ル新規定ハ一九二二年八月七日ノ布告 (R. G. Bl. I. 六九五頁) ニ依ル改正ヲ經テ
 ル相續稅法第二條、第三條ノ規定スル取得ガ三千金麻ノ額ヲ超ユル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

E、稅ノ納付

第十五條 (一)、一九二四曆年ニ對スル財産稅ハ財産稅法第二十九條第一項ニ依リ二月十五日及五月十五日ニ納付スベ
 キ各四半期分支拂ニ代ヘテ一九二四年二月二十九日迄ニ財産稅申告ニ相當スル金額ノ二分ノ一額ヲ納付スベシ。法
 人稅法第十一條第二項ノ規定スル營利會社ハ一九二四曆年ニ對スル財産稅トシテ第三條第四項第四號ニ依リ納付ス
 ベキ金額ノ少クモ二分ノ一ヲ納付スルコトヲ要ス

(12)、一九二四年二月二十九日迄ニ財産稅ノ申告ヲ提出セザルトキハ法人稅法第十一條第三項ノ規定スル營利會社ヲ
 除ク納稅義務者ハ其ノ納付スベキ總額供給資金確保稅ノ第二回分納額ノ三倍

法人稅法第十一條第三項ノ規定スル營利會社ニシテ會社ノ持分又ハ會社ノ發行シタル享益證券若ハ債務證書ニ對ス
 ル租稅相場價額又ハ賣渡價額ガ一九二四年二月二十九日迄ニ尙未ダ調査セラレザルモノハ前記分納額ノ六倍

ヲ、一九二四年一月二日ニ於テ基準トナル金換算率ニ依リテ金麻ニ換算シタル上、一九二四年二月二十九日迄ニ支
 拂フベシ。營利會社ニ在リテ會社ノ持分並ニ會社ノ發行シタル享益證券及債務證書ニ對スル租稅相場價額又ハ賣渡
 價額ガ一九二四年二月二十九日迄ニ調査セラレタルトキハ會社ハ第三條第一項第四號ニ依リ一九二四曆年ニ對スル
 財産稅トシテ少クトモ納付スルコトヲ要スル金額ノ二分ノ一ヲ支拂フコトヲ要ス

F、終 結 規 定

第十六條 國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ本章ノ施行ニ必要ナル規定ヲ發布ス。其ノ際地租家屋稅及營業稅ノ査定ヲ
 容易ナラシムル爲メ財産稅ノ査定ニ際シテハ問題ト爲ルベキ箇々ノ財產集團 (例ヘバ農業用土地財產、都市土地財
 產農業用經營財產、商工業用經營財產等) ガ區分シ得ラルル機配慮スルコトヲ要ス

第三章 相 續 稅

第一條 相續稅法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

- 一、第八條第一項ノIIニ於テ「又ハ内國ニ在ル物、内國ノ債務者ニ對スル債權」ヲ削除ス
- 二、第九條第一項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『相続税ハ被相続人ニ對スル取得者ノ身分關係ニ依リ次ノ五階級ニ分チテ之ヲ徵收ス』

第一階級

1. 被相続人ノ配偶者及子（繼子及養子ヲ含ム）、嫡出子ノ法律上ノ地位ヲ附與セラルル子竝ニ嫡出子ノ法律上ノ地位ヲ附與セラルル異腹ノ子。但配偶者ノ取得ハ兩配偶者間ノ年齢ノ差ガ二十年ヲ超エ且婚姻後尙未ダ五年ヲ經過セザル場合ニ限り之ニ課税ス
2. 父ノ認知シタル私生兒

第二階級

第一階級ニ掲ゲタル子ノ卑屬、尙第一階級第2號ニ掲ゲタル種類ノ卑屬竝ニ養子ノ卑屬ニシテ其ノ養子縁組ノ之ニ及ブモノヲ含ム

第三階級

1. 父母及繼父母
2. 父母ノ双方又ハ一方ヲ同グクスル兄弟姉妹

第四階級

1. 祖父母及其以上ノ祖先
2. 兄弟姉妹ノ一等親ノ卑屬
3. 舅 姑
4. 婿 媳

第五階級

別段ノ規定無キ限り其ノ他ノ總テノ取得者及目的出捐』

三、第十條ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『第十條

(一)、相続税ノ税率ハ之ヲ次ノ如ク定ム

第一階級	取得ノ	二%
第二階級	"	四%
第三階級	"	六%
第四階級	"	八%
第五階級	"	一四%

(二)、税率ハ取得額ガ

五、〇〇〇〇金	麻ヲ超ユル場合ニ在ツテハ第一項ニ掲グル税率ノ	一〇%
一〇、〇〇〇〇金	麻	一〇%
一五、〇〇〇〇金	麻	三〇%
二〇、〇〇〇〇金	麻	四〇%
二五、〇〇〇〇金	麻	五〇%
三〇、〇〇〇〇金	麻	六〇%

第二次租税緊急令

三五、〇〇〇金麻	"	七〇%
四〇、〇〇〇金麻	"	八〇%
四五、〇〇〇金麻	"	九〇%
五〇、〇〇〇金麻	"	一〇〇%

ヲ増加シ、爾後ハ歸屬財産總額一〇〇、〇〇〇金麻ニ至ル迄ハ一〇、〇〇〇金麻毎ニ、歸屬財産總額右ヲ超エニ
 〇〇、〇〇〇金麻ニ至ル迄ハ二〇、〇〇〇金麻毎ニ、歸屬財産總額右ヲ超エニ、〇〇〇、〇〇〇金麻ニ至ル迄ハ
 五〇、〇〇〇金麻毎ニ、夫々第一項ニ掲グル稅率ノ一〇%宛ヲ増加ス。右ヲ超ユル取得ニ在リテハ第一項ノ稅率
 ノ五倍ヲ徵收ス。

(三)、第二項ヲ適用スル場合ニ生ズル租稅ト取得額ガ其ノ最後ノ價格限界(例ヘバ取得額一六、〇〇〇金麻ナル場
 合ハ最後ノ取得限界ハ一五、〇〇〇金麻)ヲ超エザルモノトセバ算出セラルベカリシ租稅トノ差額ハ其ノ取得額
 ガ

- a、三〇%以下ノ稅率ニ在リテハ右價格限界ヲ超ユル取得額ノ二分ノ一ヲ以テ
- b、三〇%ヲ超エ五〇%以下ノ稅率ニ在リテハ右價格限界ヲ超ユル取得額ノ四分ノ三ヲ以テ
- c、五〇%ヲ超ユル稅率ニ在リテハ右價格限界ヲ超ユル取得額ノ十分ノ九ヲ以テ

(四)、第一項乃至第三項ノ規定スル取得トハ免稅サレザル取得者ノ致富(Bereicherung)ヲ謂フ。但シ第八條第三
 項ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

四、第十一條ハ之ヲ削除ス

五、第十二條ニ於テハ第一項ヲ次ノ如ク改ム

「取得トハ別段ノ規定ナキ限り取得者ヘノ財産歸屬ノ總額ヲ謂フ。目的出捐ニ在リテハ歸屬ニ代フルニ出捐義務者ノ
 義務ヲ以テス」

六、第十四條ハ之ヲ削除ス

七、第十七條第二項ニ於テ「八〇」ナル數ヲ「七〇」ナル數ニ改ム

八、第二十一條乃至第二十三條ヲ廢シテ次ノ規定ヲ置ク

『第二十一條』

(一)、次ノ各號ニ掲グルモノハ其ノ稅ヲ免ズ

1. 第一階級第一階級ニ在リテハ三、〇〇〇金麻ヲ超エザル取得
2. 第二階級第一階級ニ在リテハ二、〇〇〇金麻ヲ超エザル取得
3. 第三階級ニ在リテハ五〇〇金麻ヲ超エザル取得
4. a、第一階級第一階級ノ所屬者ニ歸屬スル洗濯物(肌膚、敷布ノ類)及衣服ヲ含ム家具什器
 b、第二階級第一階級ノ所屬者ニ歸屬スル洗濯物及衣服ヲ含ム家具什器ニシテ其ノ價額五〇〇〇金麻ヲ超エ
 ザルモノ
 c、第一階級乃至第四階級ノ所屬者ニ歸屬スル財産稅法第九條第七號ニ掲グル種類ノモノヲ含ム其ノ他ノ有
 體動産ニシテ其ノ價額ガ第一階級第一階級ノ所屬者ヘノ歸屬ニ在リテハ五、〇〇〇金麻ヲ超エズ、第二階

級第IV階級ノ所屬者ヘノ歸屬ニ在リテハ二、〇〇〇金麻ヲ超エザルモノ。財産稅法第九條ニ列舉スル兩餘ノ有體動産並ニ財産稅法ノ規定上經營財産ニ屬スル有體動産又ハ不動産ノ從物ハ之ヲ免稅ヨリ除外ス

5. 第一階級第II階級ノ所屬者ニ歸屬スル美術品及蒐集品ニシテ生存中ノ、若ハ死後十五年ヲ超ユル歲月ヲ經ザル獨逸藝術家ノ製作ニナルモノ、又ハ簡々ノ目的物ニ付

- a、一九一九年一月一日ヨリ前ニ行ハレタル購入ニ在リテハ一〇、〇〇〇麻ヲ超エズ
 - b、一九一八年十二月三十一日ヨリモ後ニ行ハレタル購入ニ在リテハ一、〇〇〇金麻ヲ超エザルモノ
- 又ハ數箇ノ同種若ハ一組ヲナセル目的物ニ付

- a、一九一九年一月一日ヨリモ前ニ行ハレタル購入ニ在リテハ一〇〇、〇〇〇麻ヲ超エズ
 - b、一九一八年十二月三十一日ヨリモ後ニ行ハレタル購入ニ在リテハ一〇、〇〇〇金麻ヲ超エザルモノ
- 財産稅法ノ規定上經營財産ニ屬スル美術品及蒐集品ハ之ヲ免稅ヨリ除外ス

國大藏大臣ハ一九一八年十二月三十一日ヨリモ後ニ行ハレタル購入ニ在リテ紙幣麻ヲ以テ表示セラルル購入價格ヲ金麻ニ換算スベキ方法ニ付細則ヲ定ム

6. 歴史的美術史的又ハ科學的價値ヲ有シ且少クトモ二十年以來被相続人ノ一家ノ有ニ存スル讓渡ヲ目的トセザル有體動産ニシテ第一階級第II階級ノ所屬者ニ歸屬シ且官廳ノ詳細ナル指圖ニ從ヒ研究又ハ國民教育ニ利用セラルルモノ。斯ル動産ガ相續開始後十年以内ニ讓渡セラルルトキハ稅ノ免除ハ其ノ效力ヲ失フ

7. 民法第九百六十九條ニ依ル取得
8. 第一階級第I階級ニ屬スル納稅義務者ノ被相続人ニ對シテ負フ債務ノ免除、但シ右歸屬ニ依リ債務超過ノ除

去ガ達成セラルル範圍ニ限ル

9. 被相続人ニ對シテ負フ債務ノ免除、但シ其ノ債務ガ受遺者ノ相當ナル扶養又ハ教育ノ爲メ資金ヲ供與スルコトニ依リ生ジタルカ又ハ被相続人ガ債務者ノ窮狀ヲ顧慮シテ右ノ債務免除ヲ命ジ且ツ其ノ窮狀ガ此ノ出捐ニ依テモ尙除去セラレザル場合ニ限ル。此ノ免稅ハ免除サレタル債務ノ外ニ受遺者ニ歸屬スル出捐ノ二分ノ一ヲ以テ租稅ガ支辨サレ得ル限リ消滅ス

10. 第一階級第II階級ノ納稅義務者、被相続人ノ父母、繼父母、又ハ祖父母ニ歸屬スル取得ニシテ取得者ノ爾餘ノ財産ト合計シテ五〇〇〇〇金麻ヲ超エズ且ツ取得者ガ身體上若ハ精神上ノ障礙ニ因リ並ニ其ノ從來ノ生活地位ニ鑑ミテ生業能力ナシト認メラルルカ又ハ生業能力ナキ若ハ生業ノ爲メノ教育ヲ受ケツツアル卑屬ト共同世帯ヲ營ムニ因リ生業活動ヲ行フコトヲ妨ゲラルルモノ

11. 終意處分ニ依ル出捐ヲ期待シテ無償又ハ不十分ナル報酬ヲ以テ被相続人ヲ看護又ハ扶養シタル者ニ歸屬スル取得、但シ出捐額ガ適當ナル報酬ト認メラルベキ範圍ニ限ル
12. 實父母、祖父母又ハ其レ以上ノ祖先ガ其ノ卑屬ニ贈與又ハ引渡契約ニ依リテ出捐シタル財産ニシテ此等ノ者ニ復歸シタルモノ

- 13. 遺留分請求權ノ拋棄
- 14. 受遺者ノ相當ナル扶養又ハ教育ノ爲メノ生存者間ノ出捐
- 15. 法律上ノ義務ナクシテ既往又ハ現在ノ使用人又ハ僕婢ニ供與セラルル恩給及類似ノ出捐並ニ自己經營ノ恩給金庫若ハ共濟金庫ニ對スル出捐

16. 慣行上ノ機會贈與

17. 國、邦、又ハ内國ノ市町村(市町村組合)ヘノ財産歸屬竝ニ専ラ國、邦又ハ内國ノ市町村(市町村組合)ノ目的ニ役立つ財産歸屬

18. 内國ノ教會ニ對スル出捐、専ラ教會ノ目的ヲ追求スル内國ノ財團、組合、社團若ハ營造物ニシテ法人タルノ權利ヲ有スルモノニ對スル出捐、竝ニ獨逸國若ハ其ノ保護領内ニ於テ又ハ在外獨逸國籍保有者ノ爲メニ専ラ教會ノ目的ニ供セラルル出捐ニシテ此ノ目的ニ使用スベキコトノ保證アルモノ

教會トハ法人ノ權利ヲ有スル總テノ内國ノ宗教團體ヲ謂ヒ、教會ノ目的トハ斯ル宗教團體ノ目的ヲ謂フ。世界觀ノ共同涵養ヲ任務ト爲シ法人ノ權利ヲ有スル内國ノ團體ハ之ヲ宗教團體ト同視シ斯カル團體ノ目的ハ之ヲ教會ノ目的ト同視ス

19. 次ノ各號ニ掲グル出捐

a. 専ラ慈善又ハ公益ノ目的ヲ追求スル内國ノ財團、組合、社團若ハ營造物ニシテ法人ノ權利ヲ有スルモノニ對スル出捐

b. 獨逸國若ハ其ノ保護領内ニ於テ又ハ在外ノ獨逸國籍保有者ノ爲メニ専ラ慈善又ハ公益ノ目的ニ供セラルル出捐ニシテ所定ノ目的ノ爲メニ使用スベキコトノ保證ガ存シ且ツ其ノ出捐ガ箇々ノ家族又ハ特定ノ人ニ限定セラレザルモノ

20. 出捐者又ハ其ノ家族ノ記念ノ助成又ハ冥福ニ役立つ出捐

(一)、第一項第十四號ノ規定スル相當ナル出捐トハ受遺者ノ財産狀態及社會的地位ニ相應ナル出捐ヲ謂フ。此ノ程

度ヲ超ユル出捐ハ其ノ全額ニ於テ納稅義務アルモノトス

(三)、第一項第十八號第十九號ニ掲ゲタル種類ノ外國ノ教會、財團、組合、社團若ハ營造物ノ爲メ、竝ニ外國ニ於テ第一項第十八號、第十九號ニ掲ゲタル目的ニ役立つ出捐ノ爲メニ免稅ヲ許可スルコトヲ得、但當該外國ガ相互の特典ヲ供與スル場合ニ限ル。此ノ要件ガ存在スルヤ否ヤニ關スル決定ハ國大藏大臣之ヲ行フ。

(四)、各免除規定ハ各別ニ之ヲ適用スベシ

(五)、取得額ガ第一項第一號乃至第三號ニ掲ゲタル額ヲ超ユル場合若ハ取得額ガ取得者ノ爾餘ノ財産ト合計シテ第一項第十號ニ掲グル額ヲ超ユル場合ニ於テハ租稅ハ價額限界ヲ超ユル額ノ二分ノ一ヲ以テ支辨サレ得ル範圍ニ限り之ヲ徵收ス

九、第二十四條ハ之ヲ次ノ如ク改ム

第二十四條

(一)、單ニ構成員ノ利益促進ノミヲ目的ト爲スニ非ザル人ノ結合體ニ對スル贈出金ハ右ノ結合體ノ一構成員ノ爲ス贈出金ガ一曆年ニ、五〇金麻ヲ超エザル限り其ノ稅ヲ免ズ。専ラ教會、慈善若ハ公益ノ目的ヲ追求スル人ノ結合體ニ對スル贈出金ニ付テハ第二十一條第一項第十八號、第十九號ノ規定ヲ適用ス

(二)、政治團體ニ對スル贈出金及出捐ハ此ノ團體ノ一構成員ノ爲ス贈出金及出捐ガ一曆年ニ合計一〇〇金麻ヲ超エザル限り其ノ稅ヲ免ズ。右ノ贈出金及出捐ガ一年ニ一〇〇金麻ヲ超ユル限リ之ニ五%ノ稅ヲ課ス

一〇、第二十九條第一項ニ於テハ「稅務署ニ」ナル語ノ後ニ「國大藏大臣ノ定ムル細則ニ從ヒ」ナル語ヲ挿入ス
一一、第三十二條ハ之ヲ次ノ如ク改ム

第三十二條

(一)、財産ノ評價ニ付テハ財産税法ノ諸原則ヲ準用ス。國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ細則ヲ發布ス

(二)、租税債務ガ一九二三年七月一日ト一九二四年十二月三十一日トノ間ニ存スル期間中ニ成立スル取得ニ在リテハ一九二四曆年ノ財産税ノ査定ニ於ケル價格調査ニ關スル本令第二章第二條第一段、第三條ノ規定ヲ準用スベシ但シ此等ノ規定ノ施行ヲ遲ラスコトハ之ヲ妨グズ。第二章第三條第一項第五號第二段ハ之ヲ適用セズ

細則ハ國大藏大臣之ヲ發ス

一三、第三十三條第二項ハ之ヲ次ノ規定ニ改ム

『租税ハ金價値ニ從ツテ之ヲ納付スベシ』

一四、第三十四條ニ於テハ確定通知書 (Feststellungsscheids) ナル語ヲ税額決定書 (Steuerbescheids) ナル語ニ改ム

一五、第三十五條ニ於テハ

a、第一項ノ「千麻」ナル語ヲ「十金麻」ナル語ニ改ム

b、第二項ハ之ヲ削除ス

一六、第三十八條ニ於テ「又ハ取得者ノ財産ノ」ナル語ヲ削除ス

第二條 國大藏大臣ハ相續税ノ繰上納付ヲ目的トスル規定ヲ發布スル權限ヲ有ス

第三條 第一條ノ規定ハ一九二三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス。一九二三年七月一日ヨリモ前ニ租税債務ノ成立シタル取得ニ付テハ相續税法ノ從來ノ規定ニ依ル

第四章 取 引 税

第一條 一九二二年四月八日、一九二三年三月二十日及一九二三年六月二十五日ノ各法律ニ依ル改正ヲ經タル一九二九年十二月二十四日ノ取引税法 (R. G. B. I. 一九一九年二五七頁、一九二二年一、三七三頁及一九二三年一、一九八頁、四六六頁) ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

一、第二條第一號 e ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『(c)、外國ヘノ輸出取引、但シ物品ノ發送元及仕向先ノ保證ニ關スル參議院ノ規定ガ遵守セラレ且本法(第二十三條第一項第五號)ニ別段ノ定メナキ場合ニ限ル

輸出業者ニ對スル供給ハ供給者ガ自己又ハ他人ノ名ニ於テ直接ニ外國ニ送付スル場合ト雖モ之ヲ外國ヘノ輸取出引ト看做サズ』

二、第三條ノ後ニ次ノ第四條ヲ挿入ス

『第四條

(一)、業者ガ其ノ輸出シタル物品ヲ内國ニ於テ取得シタルコト又ハ輸入シタルコト竝ニ其ノ者ノ受ケタル當該物品ノ供給ニ付既ニ租税ノ賦課ヲ受ケタルコトヲ立證スルトキハ稅務官署ハ之ニ對スル調整トシテ其ノ者ノ受ケタル右ノ供給ガ第十三條ニ依ル一般取引稅ヲ賦課サレタルカ又ハ第十五條、第二十六條ニ依ル高率取引稅ヲ賦課サレタルカニ應ジ、收受セル若ハ協定セル實價ノ一定百分率ヲ以テ其ノ者ニ償還ス

(二)、償還額及償還手續ニ關スル細則ハ國大藏大臣參議院ノ同意ヲ以テ之ヲ發布ス』

- 三、第十三條ニ於テハ第二段ハ之ヲ削除ス第一段ノ次ニコママツ打チ其ノ後ニ次ノ條句ヲ追加ス
『以下ノ規定(第十五條、第二十一條、第二十五條乃至第二十七條)ニ高率又ハ低率ナル稅率ヲ規定セラレザル限り』
- 四、第十九條ハ之ヲ削除ス
- 五、第二十五條ニ次ノ規定ヲ第三項トシテ追加ス
『(三)、國大藏大臣ハ第一項第一號ニ掲ゲタル金額ヲ貨幣價值ノ下落ニ應ジ參議院ノ同意ヲ以テ別段ニ確定スベキ權限ヲ有ス』
- 六、第二十七條ハ之ヲ次ノ如ク改ム
『第二十七條

- (一)、第二十六條ニ依ル廣告ノ引受ニ對スル租稅ハ新聞及雜誌ニ在リテハ一四年曆年中ニ收受シタル報酬中
最初ノ一〇〇〇金麻ニ付テハ
〇・五%ニ
次ノ一〇〇〇金麻ニ付テハ
一%ニ
次ノ一〇〇〇金麻ニ付テハ
一・五%ニ之ヲ輕減ス
- (二)、一四年曆年中ニ收受シタル報酬中右ヲ超ユル金額ハ之ニ二%ノ取引稅ヲ課ス
- (三)、一納稅義務者ガ數種ノ新聞又ハ雜誌ヲ發行スルトキハ行ハルルコトアルベキ租稅ノ輕減ニ付テハ各新聞及各種雜誌ハ之ヲ各別ニ取扱フベシ』
- 七、第三十二條ノ後ニ次ノ第三十二條ヲ挿入ス
『第三十二條

- (一)、租稅ハ第一條第一號及第二號ノ場合ニ於テハ納稅義務者ガ一租稅期間中ニ其ノ給付ノ代價トシテ收受シタル報酬ノ總額ニ依リ之ヲ計算ス
- (二)、記帳ガ恒定價值アルモノヲ基礎トシテ行ハルルトキハ租稅ハ金麻ヲ以テ之ヲ計算スベシ。國大藏大臣ハ何レノ計算單位ヲ以テ記帳上恒定價值アルモノト看做スカ及如何ニシテ之ヲ金麻ニ換算スベキカニ關スル細則ヲ發布ス
- (三)、記帳ガ恒定價值アルモノヲ基礎トシテ行ハレザルトキハ租稅ハ租稅期間ニ於ケル佛貨相場ノ平均ニ依リテ之ヲ金麻ニ換算スベシ。租稅期間ガ數箇月ニ及ブトキハ月平均ノ中值ヲ換算ノ基礎ト爲スベシ。國大藏大臣ハ換算率ヲ租稅期間ノ終末ノ直後ニ公告ス』
- 八、第三十三條ニ於テハ第一項ハ之ヲ削除ス。第二項乃至第四項ハ之ヲ第一項乃至第三項トス
- 九、第三十六條ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『第三十六條

- (一)、稅務官署ハ金麻ヲ以テ租稅ヲ確定シ納稅義務者ニ稅額決定書ヲ交付ス
- (二)、當該租稅期間ニ對スル租稅ニ付キ第三十七條ニ依リ豫申告(Vorankündigung)ノ提出又ハ前納ノ確定ガ行ハレタルトキハ納稅要求(Schwarzforderung)(第一項)ハ豫申告及確定済前納ニ該當スル租稅ト當該租稅期間ノ全期ニ亙ル課稅取引ヨリ調査サレタル總稅額トノ差額ニ之ヲ限定ス。右ノ總稅額ガ豫申告及確定済前納ト一致スルトキハ其ノ旨ノ通知ヲ以テ足ル
- (三)、第三十二條ニ第二項ノ要件ガ當該租稅期間ノ全期ニ亙ツテ存在シタルニ非ザルトキハ右ノ差額ヲ調査スル爲

メ先ツ總稅額ヲ第三十二條ニ依ラズシテ紙幣麻ヲ以テ計算スベシ

此ノ總稅額ヨリ豫申告及確定済前納ヲ紙幣麻ヲ以テ差引クベシ。其ノ場合ニ恒定價値アルモノヲ基礎トスル記帳ニ於テ金麻ヲ以テ表示セラルル稅額ハ前納期間ニ於ケル弗貨相場ノ相場ニ依リテ之ヲ紙幣麻ニ換算スベシ。差額ハ之ヲ第三十二條第三項ヲ適用シテ換算シ金麻ヲ確定スベシ

- (四)、總稅額ガ豫申告及確定済前納ヲ超ユルコト二〇%ヨリモ大ナルトキハ租稅ハ差額ノ一〇%丈ケ之ヲ増額ス
- (五)、第三十三條第一項第二段ノ場合ニ於テハ一曆年ノ終了後、經過セル其ノ一箇年ノ全範圍ニ亙リ、又一曆年ノ終了前事業活動ヲ休止シタルトキハ其ノ休止後ニ於テ、當該曆年中其レ迄ニ經過シタル部分ノ範圍ニ亙リ、新規査定ヲ行フコトヲ得

一〇、第三十七條ヲ廢シテ次ノ第三十七條及第三十七條ヲ置ク

【第三十七條】

- (一)、納稅義務者ハ各四半曆年ノ經過後十日以内ニ右四半曆年中ニ收得シタル報酬ヲ第三十五條ニ從ツテ記載シタル豫申告ヲ提出シ、同時ニ右ノ報酬ニ相應スル前納ヲ爲スコトヲ要ス。但租稅期間ガ四半曆年ヨリモ短ク且ツ當該四半曆年内ニ在ル各租稅期間ニ付賦課サレタル租稅ノ納付期限ガ第一段ニ掲グル期日ニ至ル迄ニ到來スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- (二)、大規模ナル營業上又ハ職業上ノ活動ヲ爲ス納稅義務者ハ各月ノ經過後十日以内ニ同月中ニ收得シタル報酬ニ關スル豫申告ヲ提出シ且ツ同時ニ右ノ報酬ニ相應スル前納ヲ爲スコトヲ要ス。國大藏大臣ハ何レノ納稅義務者ニ此ノ義務ヲ負ハシムベキカヲ定ム

- (三)、前納ノ計算ニ付テハ第三十二條ニ第二項及第三項ヲ準用ス。國大藏大臣ハ前納期間ヲ更ニ一週又ハ二週宛ノ小期間ニ分割シ各小期間ニ對シテ前納ノ特別換算率ヲ基礎トシ得ルコトヲ命令スルコトヲ得

- (四)、豫申告ハ之ヲ租稅申告 (Steuerklarung) ト看做シ前納ハ之ヲ國租稅通則ノ規定スル租稅トス。納稅義務者ガ前納期限ノ經過スルニ至ル迄豫申告ヲ提出セザルカ又ハ豫申告ト同時ニ之ニ相應スル稅額ヲ支拂ハザルトキハ稅務官署ハ前納ヲ確定ス。前納ガ收得サレタル報酬ニ相應セザル場合亦同ジ。國大藏大臣ハ前納確定ノ準據トスベキ細目原則ヲ定ム。之ニ對スル上訴手續ハ之ヲ許サズ。納稅義務者ノ抗告權 (國租稅通則第二百二十四條、第二百八十一條) ニ付テハ何等ノ變更ヲ加ヘズ

第三十七條 a

- (一)、第三十六條ニ依リ一租稅期間ニ付確定サレタル租稅債務ガ第三十七條ニ依リ當該租稅期間ノ租稅債務ニ對シ提出セラレタル豫申告又ハ確定サレタル前納ヲ超ユル限り稅額決定書ノ通達後二週間以内ニ之ヲ納付スベシ (終結支拂—Abschlusszahlung)

- (二)、第一項ノ規定ハ第三十六條第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス。但シ租稅期間ニ代フルニ曆年ヲ以テシ且豫申告及確定済前納ノ外ニ當該曆年ノ租稅期間ニ關スル終結支拂ヲ差引クベキコトヲ條件トス

第二條

- (一)、一般取引稅ハ一九二四曆年ノ課稅取引ニ在ツテハ報酬ノ二・五%トス
- (二)、一般取引稅ノ稅率ガ第一項ニ依リ二・五%ナル限り一九二四曆年中ニ行ハレタル廣告ノ引受ニ對シ第二十六條ニ依リ賦課サルル租稅ハ新聞及雜誌ニ在リテハ最初ノ三、〇〇〇金麻ノ次ノ一、〇〇〇金麻ニ付テハ之ヲ二%ニ輕減シ、之ヲ超ユル金額ニ付テハ二・五%トス

第三條 國大藏大臣ハ一九二三年曆年ノ取引ノ査定ヲ一般ニ又ハ納稅義務者ノ特定集團ニ對シテ行ハザルコト若ハ同曆年ノ特定ノ數箇月ニ之ヲ限定スル旨ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第四條 第一條及第三條ノ規定ハ一九二三年三月三日ノ法律(R. G. Bl. I. 一五九頁)ニ依ル改正ヲ經タル一九二二年七月二十一日ノ新聞雜誌ノ經濟的窮迫ニ對スル措置ニ關スル法律(R. G. Bl. I. 六一九頁)第二條ニ依ル租稅ニ規定ノ本旨ニ從ツテ之ヲ準用ス

第五條 (一)、第一條第一號ハ一九二四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス。其ノ他ニ在リテ第四章ノ規定ハ公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。右ノ期日ヲ以テ一九二三年八月四日ノ取引稅分納ニ關スル命令(R. G. Bl. I. 七六一頁)及一九二三年八月十一日ノ所得稅法人稅及取引稅ニ對スル前納ニ關スル法律(R. G. Bl. I. 七七三頁)ハ之ヲ廢止ス
(二)、從來ノ規定ニ依リ低率ノ適用ヲ受ケタル供給又ハ其ノ他ノ給付ニ付租稅ヲ納付スベキトキハ稅率ハ報酬ノ收受及供給若ハ其ノ他ノ給付ガ共ニ一九二三年十二月三十一日ヨリ後ニ存スル場合ニ限り第二條ノ定ムル所ニ依ル。第一條ノ規定ハ一九二四年十二月三十一日ヲ以テ之ヲ廢止ス。取引稅法第四十六條第五項ハ之ヲ準用ス

第五章 資本流通稅

第一條 資本流通稅法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

一、第四條ニ於テハ其ノ第三項ヲ削除ス

二、第十一條ニ於テハ

a、第二項bノ第二ノ半段ヲ廢シ次ノ規定ヲ置ク

『給付ノ價額トハ少クモ給付ニ對スル報酬ヲナス社員權ノ價額ヲ謂フ』

b、第二項ノ後ニ次ノ新規定ヲ第三項トシテ挿入ス

『目的物ノ價額ノ確定ニ際シテハ通常價額ヲ基礎トスベシ。目的物價額ハ金庫ヲ以テ之ヲ計算ス。國大藏大臣ハ價額確定ニ關スル細則ヲ發布スルコトヲ得』

c、第四項ハ之ヲ廢シ其ノ代リ第五項トシテ次ノ規定ヲ置ク

『租稅ハ金價値ニ從ツテ之ヲ納付スベシ。稅額ハ少クトモ二〇金庫トス』

三、第十二條ヲ削除シ其ノ代リニ次ノ新規定ヲ置ク

『第十二條』

資本公司ノ合併ノ場合ニ於テハ一方ノ會社ノ財産ガ清算ヲ以テ又ハ清算ナシニ一括シテ他方ノ會社ニ移轉サレ其ノ反對給付トシテ合併會社ノ社員權ヲ與フルコトニ依リ双方ノ給付ガ實行セラルル限り租稅ハ之ヲ四%ニ輕減ス

四、第十五條ハ之ヲ削除ス

五、第二十一條ニ第二項トシテ次ノ規定ヲ置ク

『第十一條第三項ハ之ヲ適用ス』

六、第二十二條ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『租稅ハ金價値ニ從ツテ之ヲ納付スベシ。租稅ハ各文書ニ付各別ニ之ヲ計算シ且一金庫未滿ハ之ヲ一金庫ニ切上グベシ
租稅ハ少クトモ次ニ掲グル金額トス

- a、合名會社及合資會社ノ設立ニ關スル文書ニ在リテハ……………一〇金麻
- b、其ノ他ノ會社ノ設立ニ關スル文書ニ在リテハ……………一〇金麻
- c、新社員ノ入社及社員ノ出資ノ増額ニ關スル文書ニ在リテハ……………一〇金麻
- b、營利會社ト看做サルル營利組合及經濟組合ヘノ組合員ノ加入、及組合員ノ斯ル組合ニ於ケル事業持分ノ増額ニ關スル文書ニ在リテハ……………一金麻

〔七〕、第二十三條第二項ハ之ヲ次ノ如ク改ム
 〔租稅ハ金價値ニ從ツテ之ヲ納付スベシ。稅額ハ出資ノ十分ノ五トス。但五金麻ヲ下ルコトヲ得ズ〕
 八、第二十四條ニ於テハ

- a、第二項中ノ「一〇、〇〇〇、〇〇〇麻」ナル語ヲ「五金麻」ナル語ニ改ム
 - b、第三項第一段中ノ「四百萬麻」ナル語ヲ「三金麻」ナル語ニ改ム
 - c、第三項第三段及第四段ハ之ヲ削除ス
- 九、第四十五條第一項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

〔租稅債務者〕

- a、取引業者ノ取引 (Handelsgeschäft) トシテ租稅ノ納付ヲナスベキ取引ニ在リテハ各々取引業者各半額宛
- 一〇、第五十三條第二項ハ之ヲ削除ス
- 一一、第五十五條中ノ「取引ニ在リテ」ナル語ヲ「取引業者ノ取引ニ在リテ」ナル語ニ改ム
- 一二、第五十八條ニ於テ第三項ニ第二段トシテ次ノ新規定ヲ追加ス

〔取引業者ノ取引ノ委託者ガ公共貯蓄金庫又ハ國家ノ監督ヲ受ケル貯蓄金庫ニシテ振替中央局ニ加入セルモノナルトキハ、第二項第二段ノ規定スル免除ハ貯蓄金庫ガ其ノ住所ヲ取引業者ノ取引ノ受託者タル振替中央局ノ本店所在地ニ有スル場合ト雖モ之ヲ行フ〕

- 一三、第六十四條ニ於テハ第三項ノ次ニ次ノ新規定ヲ第四項トシテ追加ス
- 〔報價 (Verkauf) ノ價額ハ金麻ヲ以テ之ヲ計算スベシ。國大藏大臣ハ價額ノ確定ニ關スル細則ヲ發布スルコトヲ得〕
- 一四、第六十七條ニ於テハ第二項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

〔租稅ハ金價値ニ從テ之ヲ納付スベシ〕

- 一五、第六十八條第一段及第二段中ノ「二週間内」ニナル語ヲ「一週間内」ニナル語ニ改ム
- 一六、第九十條ハ之ヲ次ノ如ク改ム
- 〔國大藏大臣ハ次ノ各號ニ掲グルコトヲ行フ權限ヲ有ス
- a、第二十九條、第五十二條、第五十三條、第五十五條、第五十七條、第五十九條、第六十條ニ規定スル最低稅率ヲ貨幣價値ノ變動ニ適應セシムルコト、特ニ恒定價値ヲ有スル如クニ之ヲ定ムルコト
- b、第五十二條第五十三條ノ文言ヲ稅率ノ變更ヲ顧慮シテ其ノ都度公示スルコト
- c、有價證券稅 (第二十五條乃至第三十四條) 及取引所取引稅 (第三十五條乃至第六十二條) ヲ金麻ヲ以テ計算シ金價値ニ從テ之ヲ納付スベキ規定ヲ設クルコト、國大藏大臣ハ租稅ノ金ヘノ轉換ニ必要ナル規定ヲ發布スルコトヲ得〕

一七、第九十條 aノ次ニ第九十條 bトシテ次ノ新規定ヲ挿入ス

『第九十條 b』

(一)、次ノ各號ニ掲グル租稅ハ當分ノ間之ヲ徵收セズ

a、第十六條乃至第二十四條ニ規定スル租稅、但シ合名會社、合資會社及右二者ニ相當スル外國會社ノ内國支社ニ賦課スル租稅ハ之ヲ除外ス

b、第三十五條第一項 d 第五十九條ニ規定スル租稅

(二)、大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ如何ナル程度迄及如何ナル時期ヨリ再ビ前項ノ租稅ヲ徵收スベキカラ定ムル權限ヲ有ス』

第二條 國大藏大臣ハ本令ニ因リ生ズル資本流通稅法ノ條文ヲ連續番號順ニ國法令公報 (R. G. B.) ニ公示シ且本章ノ實施ニ必要ナル規定ヲ發布シ特ニ資本流通稅法ノ施行規定ヲ變更スル權限ヲ有ス

第三條 第一條ノ規定ハ一九二四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 手形稅

手形稅法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

第八條ニ第五項トシテ次ノ新規定ヲ追加ス

『國大藏大臣ハ租稅ヲ金庫ヲ以テ計算シ且之ヲ金價値ニ從テ納付スベキ旨ノ規定ヲ設クル權限ヲ有ス。同大臣ハ租稅ノ金ヘノ轉換ニ必要ナル規定ヲ發布スルコトヲ得』

第七章 取引所稅

(一)、國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ、内國官廳ノ認可セル有價證券取引所ヘノ出入ノ許可又ハ斯ル取引所ヘノ出入若ハ右ノ双方ヲ課稅對象トスル租稅ヲ徵收スル權限ヲ有ス。經常的租稅ヲ取引所ヘノ出入ニ對シテ賦課スルトキハ之ヲ箇々ノ取引所經營者ニ課徵シ且之ヲ取引所出入者ニ其ノ給付能力ヲ參酌シテ割當ツルコトヲ取引所經營者ニ委任スルコトヲ得

(二)、第一項ニ規定スル國大藏大臣ノ命令ハ一九二四年二月十五日迄ニ之ヲ發布スルコトヲ要ス

第八章 土地取得稅

土地取得稅法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

一、第八條第一項第一號第一段中ノ「相續稅法第一條及第二十條……………相續稅法第四十條ノ規定スル」ナル語ヲ

「又ハ生存者間ノ贈與(一九二二年八月七日ノ布告—R. G. B. I—六九五頁—ニ依ル改正)經タル相續稅法第二條、第三條)ニ基ク」ナル語ニ改ム

二、第九條ハ之ヲ削除ス

三、第十一條ニ次ノ數段ヲ追加ス

『通常價額又ハ第十二條乃至第十四條ニ依リテ之ニ代ハル金額ノ計算ハ金庫ヲ以テ之ヲ行フ。國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ計算ノ方法特ニ紙幣麻價額ノ金庫價額ヘノ換算ニ關スル細則ヲ發布スルコトヲ得』

第二次租稅緊急令

四、第十八條中ノ「百五十麻」ナル語ヲ「五十金麻」ナル語ニ改ム
五、第二十四條ニ於テハ

a、擔保セラレ又ハ租稅ガ徵收ニ至ラザル」ナル語ヲ「租稅ノ豫想額ニ相當スル金額ガ金價値ニ從ツテ納付セラレ又ハ租稅ガ徵收セラレベカラザル」ナル語ニ改ム

b、次ノ新規定ヲ第二段トシテ追加ス

『國大藏大臣ハ細則ヲ發布ス』

六、第二十九條ニ次ノ新規定ヲ第二項トシテ追加ス

『租稅ガ第二十四條ニ依リ行ハレタル納付額ト一致スルトキハ其ノ旨ノ通知ヲ以テ足ル』

七、第三十條ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『第三十條

租稅ガ第二十四條ニ依リテ行ハレタル納付額ヲ超ユル限リ稅額決定ノ通達後一週間以內ニ金價値ニ從ツテ之ヲ納付スベシ

第九章 保 險 稅

第一條 保險稅法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

一、第三條第一項ニ於テハ第一號ヲ削除ス、從來ノ第一號及第三號ハ之ヲ第一號及第二號トス

二、第四條ハ之ヲ削除ス

三、第五條第一項ニ次ノ新ナル第一〇號ヲ追加ス

『一〇、火災保險（火事、爆發、又ハ雷害及之ニ類スルモノニ對スル保險）……………四』

四、第七條第一項ニ於テハ末段ヲ次ノ如ク改ム

『然ラザル場合ニ於テハ租稅ハ第一段ニ含マザル保險部門又ハ保險種類ニ對スル保險料ノ一〇トス』

五、第七條第二項中ノ「第三條第一項第一號」ヲ「第五條第一項第一〇號」ニ改メ、第三項中ノ「第三條第一項第三

號ヲ第三條第一項第二號」ニ改ム

六、第十一條第三項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『外國ノ價額ハ國大藏大臣ノ定ムル細則ニ依テ之ヲ換算スベシ』

七、第十三條第二項中ノ「火災及」ナル語ハ之ヲ削除ス

八、第二十一條ニ第二項トシテ次ノ規定ヲ追加ス

『國大藏大臣ハ租稅ヲ金價値ニ從テ計算シ且之ヲ金價値ニ從テ納付スベキ旨ノ規定ヲ設クル權限ヲ有ス。同大臣ハ租稅

ノ金ヘノ轉換ニ必要ナル規定ヲ發布スルコトヲ得』

第二條 第一條ノ規定ハ一九二四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十章 競馬及富籤稅

競馬及富籤稅法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

第二十五條ニ次ノ新規定ヲ第二項トシテ追加ス

『國大藏大臣ハ競馬並ニ富籤ニ對スル租稅ヲ金麻ヲ以テ計算シ、且之ヲ金價値ニ從ツテ納付スベキ旨ノ規定ヲ設クル權限ヲ有ス。同大臣ハ租稅ノ金ヘノ轉換ニ必要ナル規定ヲ發布スルコトヲ得』

第十一章 動力車稅

第一條 動力車稅法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

一、第四條第一項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『稅額ハ一箇年ニ付之ヲ次ノ各號ニ掲グル金額トス

一、自動自轉車但小型自動自轉車ハ之ヲ除ク

一・五馬力迄

一・五馬力ヲ超エ三馬力迄

三・馬力ヲ超エ三五馬力迄

三・五馬力ヲ超エ四馬力迄

四馬力ヲ超ユルモノ

一〇金麻

一五金麻

二〇金麻

二八金麻

三五金麻

二、乘用自動車但乘合自動車ヲ除ク

最初ノ六馬力(一一六)中ノ各一馬力又ハ一馬力未滿ノ端數ニ付

次ノ四馬力(七一〇)中ノ各一馬力又ハ一馬力未滿ノ端數ニ付

次ノ四馬力(一一一四)中ノ各一馬力又ハ一馬力未滿ノ端數ニ付

二〇金麻

四〇金麻

六〇金麻

八〇金麻

三、乘合自動車及貨物自動車但第四號ニ掲グルモノヲ除ク
運轉可能動力車ノ自重

五〇〇疋迄

五〇〇疋ヲ超エ

一、〇〇〇疋

一、五〇〇疋

二、〇〇〇疋

二、五〇〇疋

三、〇〇〇疋

三、五〇〇疋

四、〇〇〇疋ヲ超ユルモノ

三〇金麻

六〇

九〇

一二〇

一四〇

一六〇

一八〇

一九〇

二〇〇

四、電氣又ハ蒸氣ヲ以テ推進スル貨物自動車並ニ貨物積載場所ナキ牽引車
運轉可能動力車ノ自重

五〇〇疋迄

五〇〇疋ヲ超エ

一、〇〇〇疋

一、五〇〇疋

一五金麻

三〇

四五

第二次租稅緊急令

- 一、五〇〇疋 ” 二、〇〇〇疋 ” 六〇 ”
- 二、〇〇〇疋 ” 二、五〇〇疋 ” 七〇 ”
- 三、〇〇〇疋 ” 三、〇〇〇疋 ” 八〇 ”
- 三、〇〇〇疋 ” 三、五〇〇疋 ” 九〇 ”
- 三、五〇〇疋 ” 四、〇〇〇疋 ” 九五 ”
- 四、〇〇〇疋 ” 超ユルモノ ” 一〇〇 ”

二、第六條ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『租税ノ計算ニ當リテハ一金麻未滿ノ端數ハ之ヲ一金麻ニ切上グベシ』

三、第七條第一項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『租税ハ動力車ノ利用前ニ於テ税票ヲ購入シテ之ヲ納付スベシ。租税ハ金價値ニ從ツテ之ヲ納付スベシ』

四、第九條第二項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

『租税ハ一税票ニ對シ一箇年間ノ税額次ノ如シ

各種ノ動力車ニ對シテ有效ナル試運轉證ニ付

二〇〇金麻

單ニ自動自轉車ニ對シテノミ有效ナル試運轉證ニ付

三〇金麻

六箇月間ニ對シテハ 一箇年税額ノ三分ノ二

二箇月間ニ對シテハ 四分ノ一

第二條 (一)、第一條ノ規定ハ國法令公報 (R. G. B. I.)ニ於ケル本令公布ノ後二週間ヲ經テ之ヲ施行シテモ

a、新税票ノ有効期間ガ右ノ時日ヨリモ後ニ開始スル場合ニ於テハ税票更新ニ對スル租税ノ確定ニ關シ

b、其ノ他ニ於テハ稅務官署ガ右ノ期日ヨリモ後ニ動力車稅法ニ基キテ行フ一切ノ租稅確定ニ關シテ之ヲ施行ス

(二)、第一條ノ規定ノ施行ト同時ニ一九二二年十二月二十九日ノ動力車稅ノ附加稅徵收ニ關スル法律 (R. G. B. I. 九二三年 I 二六頁) 竝ニ一九二二年十一月九日ノ動力車稅附加稅ノ確定ニ關スル第六次命令 (R. G. B. I. 10 八八頁) ハ之ヲ廢止ス

第十二章 消費 稅

國大藏大臣ハ消費稅ヲ金麻ヲ以テ計算シ且金價値ニ從ツテ納付スベキ旨ノ規定ヲ設ケル權限ヲ有ス。同大臣ハ消費稅ノ金ヘノ轉換ニ必要ナル規定ヲ發布スルコトヲ得

第十三章 關 稅

一九二二年八月五日ノ暫定的關稅變更ノ權限授與ニ關スル法律 (R. G. B. I. 七〇九頁)ノ有効期間ハ一九二四年六月三十日迄之ヲ延長ス

第十四章 火 酒 專 賣

國大藏大臣ハ火酒賣上及火酒賣渡ノ價格ヲ一九二二年四月八日ノ火酒專賣法 (R. G. B. I. 四五〇頁) 第十一條乃至第十五條ニ於ケル規定ニ拘ラス國食糧農業大臣ト協議ノ上別段ニ確定シ且一九一八年七月二十六日ノ火酒專賣法 (R. G. B. I. 一八七

三 八八七頁) 第二百十三條乃至第二百十八條及第二百二十條乃至第二百四十二條ヲ廢止スル權限ヲ有ス

第十五章 租稅上ノ罰金

第一條 (一)、稅法違反ノ行爲ヲ爲シタル場合之ニ對シ刑罰トシテ一定金額ノ數倍、一倍若ハ一部ヲ課セラレ且ツ租稅自身ガ金額ヲ以テ計算セラレザリシトキハ罰金ノ計算ニハ一九二三年十月十一日及十八日ノ貨幣價值引上令 (Anf. Wertungsverordnung—R. G. Bl. I. 九三九頁、九七九頁) 第二條、第三條、第六條及一九二三年十月十三日ノ貨幣價值引上令ノ第一次施行細則 (R. G. Bl. I. 九五—頁) 第八條ニ依リテ生ズル金額額ヲ基礎トス
(二)、第一項ノ規定ハ本令施行前ニ行ハレタル稅法違反行爲ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

第二條 一九二三年十月十一日及十八日ノ租稅價格引上及課稅手續簡易化ニ關スル命令 (貨幣價值引上令) (R. G. Bl. 九三九頁、九七九頁) ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

- 一、第十條ノ前ノ標題中ノ「及租稅上ノ罰金」ナル語ハ之ヲ削除ス
- 二、第十一條ハ之ヲ削除ス

第三條 (一)、國大藏大臣ハ參議院ノ同意ヲ以テ稅法上ノ罰則規定中ニ定ムル價額界限ヲ紙幣額ヨリ金額ニ轉換シ且稅法上ノ罰則規定ヲ一般刑法ノ規定ニ適合セシムル權限ヲ有ス

(二)、右ノ同様ノ權限 (第一項) ヲ郡、市町村、市町村組合及其ノ他ノ公法上ノ團體ノ賦課スル租稅ニ付各邦政府ニ附與ス。又各邦政府ハ第一條、第二條又ハ其ノ箇々ノ條項ヲ邦、市、町、村、市町村組合及其ノ他ノ公法上ノ團體ノ賦課スル租稅ニ準用スベキ旨ヲ命令ヲ以テ規定スル權限ヲ有ス

第十六章 課稅手續及稅法上ノ處罰手續

第一條 國租稅通則ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

- 一、第三百三十二條中ノ「三百兩」ナル語ヲ「百金兩」ナル語ニ改メ、「十兩」ナル語ヲ「一金兩」ナル語ニ改ム
- 二、第三百六十四條中ノ「一萬兩」ナル語ヲ「二千金兩」ナル語ニ改ム
- 三、第三百九十九條中ノ「五百兩」ナル語ヲ「百五十金兩」ナル語ニ改ム
- 四、第二百二條第二項中
 - a、第一段ノ「十萬兩」ナル語ヲ「五千金兩」ナル語ニ改ム
 - b、第四段ヲ「此ノ範圍内ニ於テ拘留ノ期間ヲ自由裁量ニ依リ決定スベシ」ト改ム
- 五、第二百三條第一項第二段中ノ「一萬兩」ナル語ヲ「一萬金兩」ナル語ニ改ム
- 六、第二百九十二條第二段中ノ「最低一兩及最高五十兩」ナル語ヲ「最低一金兩及最高五十金兩」ナル語ニ改ム
- 七、第四百七條第一項第一段中ノ「二十兩」ナル語ヲ「五金兩」ナル語ニ改ム

第二條 一九二三年四月二十一日ノ國租稅通則ニ依ル督促手續及強制手續ノ費用ニ關スル命令 (R. G. Bl. I. 115九頁) ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

- 一、第一條第二項中
 - a、第一段ノ「書信手数料 (Briefgebühr) (第六條) ノ二倍」ナル語ヲ「二十金布」ナル語ニ改ム

b、第二段ノ「書信手数料(第六條)ノ三倍」ナル語ヲ「三十金布」ナル語ニ改ム

二、第三條中

a、第一項ノ「書信手数料(第六條)ノ六倍」ナル語ヲ「六十金布」ナル語ニ改ム

b、第四項第二號ノ「書信手数料(第六條)ノ三倍」ナル語ヲ「三十金布」ナル語ニ改ム

三、第四條中

a、第一項ノ「書信手数料(第六條)ノ六倍」ナル語ヲ「六十金布」ナル語ニ改ム

b、第四項ノ「書信手数料(第六條)ノ三倍」ナル語ヲ「三十金布」ナル語ニ改ム

四、第五條第一項中ノ「書信手数料(第六條)ノ二倍」ナル語ヲ夫々「二十金布」ナル語ニ改ム

五、第六條ハ之ヲ削除ス

六、第七條中

a、第一項ノ「書信手数料(第六條)ヲ手数料計算ノ基準トシテ使用セザル限」ナル語ヲ「最低率手数料ヲ徴收セザル限リ」ナル語ニ改ム

b、第二項ハ之ヲ次ノ如ク改ム

【(1)】手数料ノ計算ノ爲ニハ第一項ニ依リ基準タル金額ハ、金庫ヲ以テ表示サレタル場合ニハ一金庫未滿ヲ切捨テ、紙幣麻ヲ以テ表示セラレタル場合ニハ一兆紙幣未滿ヲ切捨ツ】

第三條 一九二三年八月十五日ノ租稅利息法施行ニ關スル命令(R. G. E. I. 八〇四頁)ハ之ヲ次ノ如ク變更ス

【第四條ハ之ヲ削除ス】

第四條 (一)、課稅手續又ハ稅法上ノ處罰手續ニ於テ金庫ヲ以テ計算セザリシ現金上ノ立替支出ヲ生ジタル場合ニ於テハ右金額ヲ徴收スル限リ之ヲ金庫ニ換算スベシ。前段ノ規定ハ一九二三年九月一日ヨリモ以前ニ立替支出セラレタル金額ニ付テハ之ヲ適用セズ

(二)、立替支出金ガレンテン麻ヲ以テ計算サレタル場合ニ於テハ國大藏大臣ガ別段ノ定メヲ爲サザル限リ換算(第一項)ニ際シテ一レンテン麻ヲ一金庫トシテ計算スベシ。紙幣麻ヲ以テ計算サレタル立替支出金ハ立替支出ノ當日ニ有效ナル換算率ニ依リテ之ヲ金庫ニ換算スベシ

第五條 (一)、稅法(國租稅通則第二條、第三條)ニ於テ後日法律又ハ命令ニ依リ變更サレタル又ハ變更サルベキ裁判所費用法ノ規定ガ指示セラレタルトキハ此ノ指示ハ亦當該變更ニ延及ス(著者註、裁判所費用法ガ變更サルレバ其ノ變更サレタル規定ヲ指示スルコトトナル)。右ノ變更ハ課稅手續及稅法上ノ處罰手續ニ於テハ其ノ變更ノ效力發生後ニ納付期限ノ到來シタル又ハ到來スベキ手数料ニ付キ之ヲ適用ス

(二)、裁判所費用法ノ手数料率ヲ金庫ニ轉換スル規定ノ效力發生以降ニ於テハ課稅手續上提出セラレタル上訴ニ於ケル係争目的ノ價額ハ必要ナル限リ金庫ヲ以テ之ヲ確定スベシ。其ノ他ニ於テハ國租稅通則第二百四十三條ノ規定ヲ適用ス

第六條 (一)、法律(國租稅通則第二條、第三條)ニ依リ金庫ヲ以テ計算サレタルカ又ハ稅務官廳ニ依リ金庫ヲ以テ確定サレタル租稅債務及其ノ他ノ稅法上ノ金錢債務ハ國大藏大臣ノ定ムル細則ニ從ツテレンテン麻又ハ獨逸金庫公債ノ引渡ニ依リ之ヲ辨濟スルコトヲ得。此ノ債務ハ亦獨逸ノ通貨ヲ表示スル銀行券、國庫證券又ハ貸附金庫證券ノ支拂ニ依テモ亦之ヲ償却スルコトヲ得。第二段ノ場合ニ於テハ國大藏大臣ノ定ムル換算率(國稅ニ對スル金換算率)

ニ依リテ換算ヲ行フモノトス。當該金額ノ支拂又ハ取立ノ行ハルル當日ニ有效ナル換算率ヲ基準トス
 (二)、國大藏大臣ハ獨逸ノ金貨又ハ銀貨並ニ外國ノ支拂手段(各種貨幣、紙幣、銀行券、利札、及配當證券及之ニ類
 スルモノ、拂渡證券、爲替、小切手、手形)ノ引渡ニ依リテ支拂ヲ爲スコトヲ得ルカ又ハ爲スコトヲ要スルカ否カ
 及如何ナル條件ノ下ニ爲シ得ルカ又ハ爲スコトヲ要スルカヲ規定スルコトヲ得

第十七章 資本逃避

一九二三年一月二十六日布告 (E. G. B. I. 九一頁) ニ依ル改正ヲ經タル資本逃避防止法ハ之ヲ次ノ如ク變更ス
 第七條第一項第四號中「三千兩ノ金額又ハ右金額ノ當該期日ノ相場ニ依リテ計算サルベキ外國通貨ニ於ケル價額ヲ超
 エザル」ナル語ヲ「六十金兩(貨幣價值引上令第二條第三項、第五條第一項)ヲ超ユル價額又ハ外國通貨ニ於ケル右
 ノ相當額ヲ有セザル」ノ語ニ改ム

第十八章 滞納ニ對スル割増、租稅利息

第一條 (一)、所得稅、法人稅法、財産稅法、相續稅法、取引稅法ニ依リ、一九二三年七月九日及同年八月十一日ノ所
 得稅及法人稅ニ對スル前納ノ増額ニ關スル法律ニ依リ、ルール占領ニ因ル非常稅(ライン・ルール稅)徵收ニ關ス
 ル法律ニ依リ、一九二三/一九二四專業年度ニ於ケル麵粉供給ノ確保ヲ目的トスル法律第五條ニ依リ、一九二三年
 八月四日ノ取引稅分納ニ關スル命令ニ依リ、一九二三年十二月七日ノ租稅緊急令ニ依リ、又ハ本令第一章乃至第四
 章ニ依リ國ニ對シテ負フ支拂、又ハ新聞雜誌ノ經濟的窮狀ニ對スル措置ニ關スル法律第二條ニ依リテ納付スベキ支

拂ガ所定ノ期日ニ納付セラレザルトキハ納付期限満了ノ日ニ續ク毎半月又ハ其ノ總數ニ付滞納額ノ五%ニ相當スル
 割増ヲ支拂フバシ。國租稅通則第七十條第二項ニ依ル割増モ亦之ヲ右前段ニ規定スル支拂ト看做ス。但罰金ハ此
 ノ限ニ在ラズ。半月トハ十五日ノ期間ヲ謂ヒ一月ガ三十日ヲ超ユル日數ヲ有スルトキハ第三十一日ハ之ヲ計算セズ
 支拂ガ納付期日満了ノ日ニ續ク一週以內ニ納付セラルトキハ割増ハ之ヲ徵收セズ。但雇主ニ依ル賃銀稅額ノ引渡
 ハ此ノ限ニ在ラズ

(二)、割増ハ滞納額中一金兩未滿ヲ除キタル金額ニ付テノミ之ヲ徵收シ且滞納額ガ一〇金兩ヲ超ユル場合ニ限り之ヲ
 徵收ス

(三)、割増ノ要求ニ對シテハ抗告ニ限り之ヲ許ス

(四)、割増ガ徵收セラルル限リ滞納額ニ對スル利息ハ之ヲ付セズ

(五)、國大藏大臣ハ割増ノ高、計算及徵收ニ關シ第一項及第二項ノ規定ト異ナル規定ヲ設クル權限ヲ有ス。同大臣ハ
 又本條規定ガ第一項ニ掲グル種類以外ノ租稅ニ付テモ亦適用サルル旨ノ命令ヲ爲スコトヲ得

第二條 國租稅通則第百四又ハ國稅法ノ其ノ他ノ規定ニ基キ國ニ對シテ負フ遲延利息並ニ支拂延期(國租稅通則第百五條
 第一項)若ハ支拂猶豫(國租稅通則第百五條第二項)ノ場合ニ納付スベキ利息ニ付國大藏大臣ハ年五%ヲ超ユル利
 率ヲ定ムルコトヲ得。利率ノ變更ニ際シテ必要ナル經過規定ハ國大藏大臣之ヲ設ク。

第十九章 終結規定

第一條 (一)、國ノ租稅ニ付特典ヲ供與スルノ條件トシテ公益博愛又ハ慈善ヲ目的トスル人的結合體又ハ右ニ類似スル
 第二次租稅緊急令

任務ヲ有スル目的財産ニ於テ分配サルベキ利益ガ一定ノ利率ヲ超エズ且右ノ人的結合體ノ抽籤、構成員ノ脱退又ハ解散ノ際出資額面價額ヲ超エテ拂戻ヲナス保證無キコトヲ要スル旨ノ規定存スル場合ニ於テハ右特典ハ一箇年ノ利益分配ガ拂込額ノ有スル金價値ノ5%ヲ超ユルトキ又ハ拂戻サルベキ額ノ有スル金價値ガ拂込額ノ金價値ヨリ大ナルトキハ之ヲ供與セズ。金價値ノ計算ニ關スル細則ハ國大藏大臣之ヲ發布ス

(11) 一九三三年三月二十日ノ稅法ニ於ケル貨幣價値下落ノ酌量ニ關スル法律 (R. G. Bl. I. 一九八頁) 第一章第十二條ハ之ヲ廢止ス

第三條 (1) 一九三三年八月十一日ノ經營 (Betriebe) ニ對スル課稅ニ關スル法律 (R. G. Bl. I. 七六九頁) 一九二四年一月一日ヨリ之ヲ廢止ス。從テ一九二三年十二月三十一日ヨリ後ニ納期限ノ到來スル稅額 (即チ雇主稅 — Arbeitgeberabgabe) 在リテハ一九二四年一月一日ニ最初ニ納付期限ノ到來スル稅額、土地稅 — Landabgabe 在リテハ一九二四年一月一日ニ最初ニ納付期限ノ到來スル稅額) ハ之ヲ徵收セズ

(12) 經營ニ對スル課稅ニ關スル法律ニ基キ一九二四年一月一日ヨリモ前ニ成立シタル義務 (特ニ租稅債務) ハ同法ノ廢止ニ因リ何等ノ變更ヲ受クルコトナシ。經營ニ對スル課稅ニ關スル法律第一條第二號ニ基キ一九二三年九月一日ヨリ一九三三年十二月三十一日迄ノ間ニ成立シタル租稅債務ニ付テハ財產稅法第三十條乃至第三十二條ノ規定ヲ準用ス

(13) 土地稅 (經營ニ對スル課稅ニ關スル法律第一條第二號) ニ對シテ過納トナリタル金額ハ之ヲ一九二四年ノ財產稅ニ充當スベシ。右ノ過納額ガ一九二四年ノ財產稅トシテ負擔シタル額ヲ超ユル限り國租稅通則第二百二十七條乃至第二百二十九條、第三百一十一條、第三百二十二條ノ要件ノ下ニ償還ヲ請求スルコトヲ得。充當及償還ハ金價値 (第五段)

ニ依リ之ヲ行フベシ。償還ノ場合ニ於テハ法定ノ支拂手段ヲ以テ拂戻ヲ行フ。充當セラルベキ額又ハ償還セラルベキ額ハ國大藏大臣ノ定ムル細則ニ從ヒ過納額ヲ金庫ニ換算シタル場合ト同一ノ觀點ニ依リ確定サルル計算率ヲ採用シテ之ヲ算出ス。土地稅ノ充當又ハ償還ヲ求ムル請求權ニ付テハ上訴手續ヲ行ハズ。抗告提起ノ權限 (國租稅通則第二百二十四條、第二百八十一條) ハ何等ノ變更ヲ受クルコトナシ。一九三三年八月二十三日ノ經營ニ對スル課稅ニ關スル法律ノ施行細則 (Reichsministerialblatt 九一〇頁) 第二十七條ハ一九三三年八月三十一日ヨリ之ヲ廢止ス

第三條 一九二三年八月十一日ノライン・ルール稅法 (R. G. Bl. I. 七七四頁) 第一章第一條第一號及第四章第一條第二段ニ基キ納付サルベキ稅ニ付テハ財產稅法第三十條乃至第三十二條ノ規定ヲ準用ス

第四條 (1) 次ニ掲グル諸稅ノ査定及徵收ハ之ヲ中止ス

國防獻金 (Wehrbeitrag)

占有稅 (Besitzsteuer)

一九一六年ノ戰時稅

一九一八年ノ戰時稅

一九一九年ノ戰時稅

戰時財產增加稅 (Kriegszugabe vom Vermögenszuwachs)

國緊急犧牲稅 (Reichsnotopfer)

財產稅法第三十七條ニ依ル租稅

第二次租稅緊急令

一九二〇年及一九二二年ノ所得稅
一九二〇年及一九二二年ノ法人稅

(一)、從來ノ法律規定及命令規定ニ依ツテ第一項ニ掲グル諸稅(竝ニ此等ノ稅ニ對スル附加稅又ハ利息)ノ充當又ハ償還ヲ求ムル法律上ノ請求權ガ存在スル限リ右ノ充當又ハ償還ハ本令施行前ニ申請サレタル場合ニ限リ之ヲ行フモ
ノトス

第五條 一九二三年十二月七日ノ大統領租稅緊急命令(R. G. B. I. 一七七頁)ハ獨逸國憲法第四十八條ニ基ク命令トシテハ之ヲ廢止シ且同時ニ一九二三年十二月八日ノ授權法ニ基ク命令トシテ之ヲ施行ス

第六條 國大藏大臣ハ本令施行細則ヲ發布スル權限ヲ有ス

第七條 本令ハ別段ノ施行期日ノ定無キ限リ國法令公報(R. G. B.)ニ於ケル公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス
一九二三年十二月十八日

伯 林

宰 相 マ ル ク ス

國大藏大臣 ドクトール・ルツダー

昭和十八年九月七日印刷
昭和十八年九月十日發行

〔非賣品〕

發行所

財團 金融研究會
法人 東京都日本橋區室町二丁目一番地一

財團法人金融研究會内

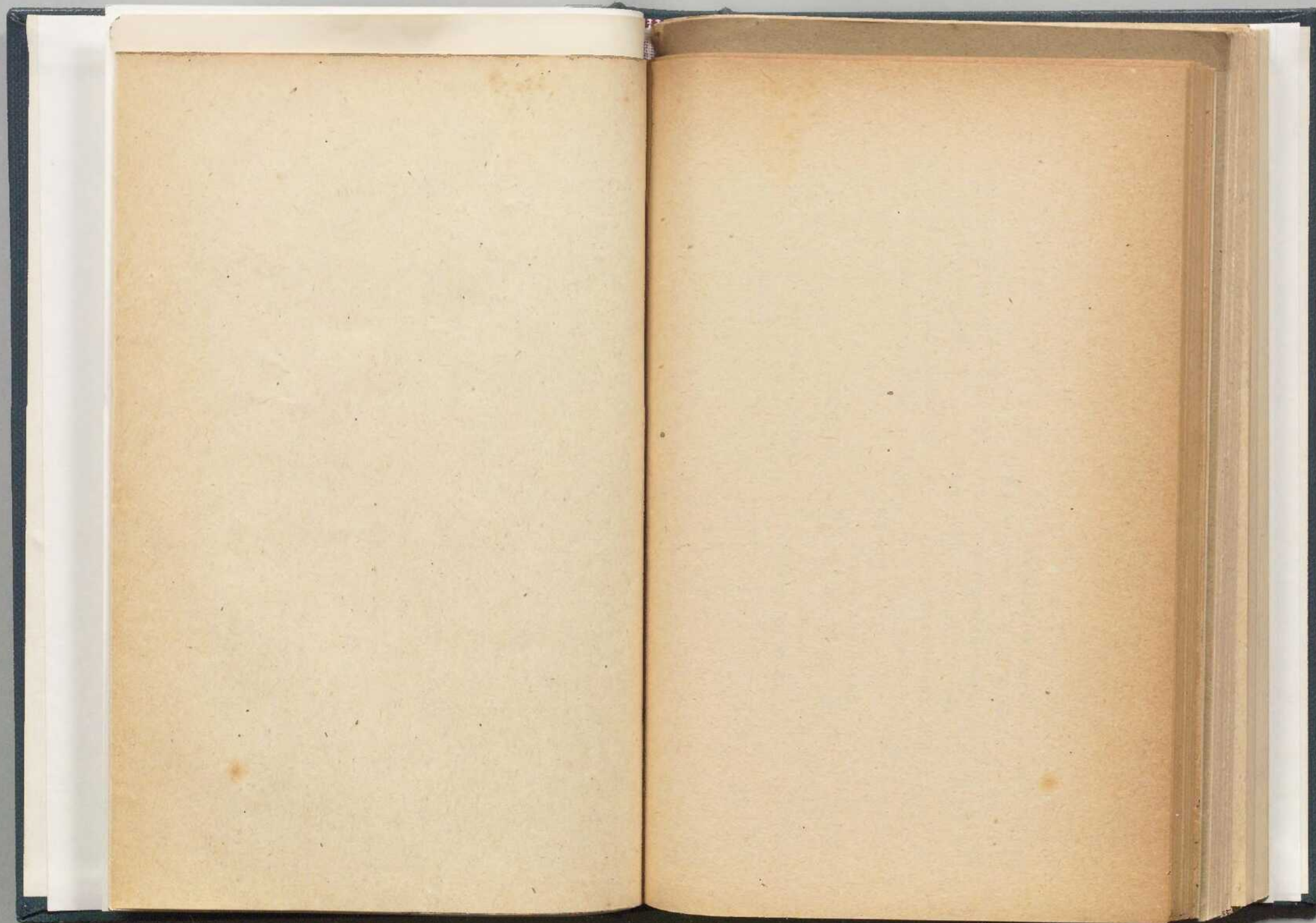
發行者 石 川 英 夫

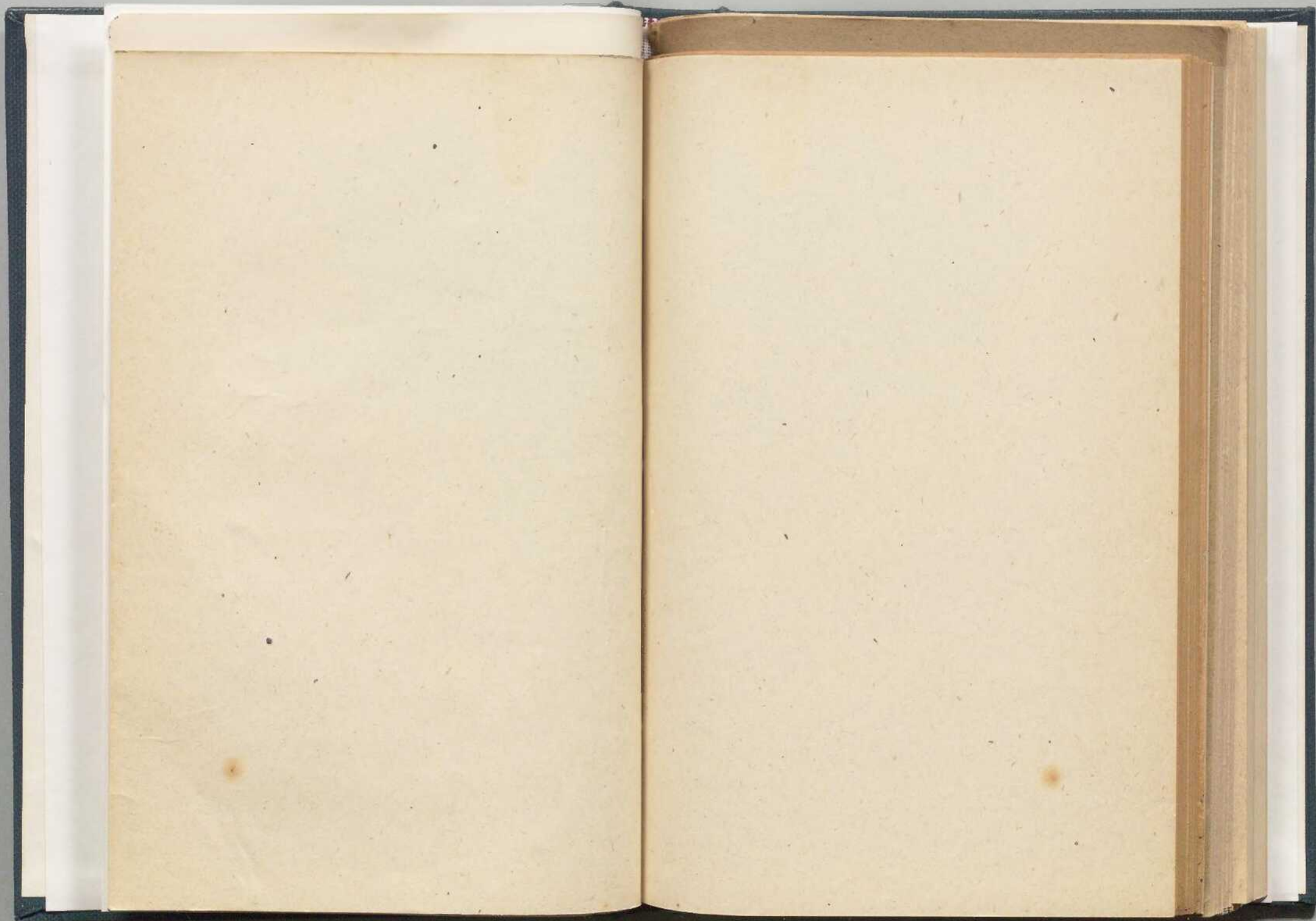
印刷者 北 川 武 之 輔

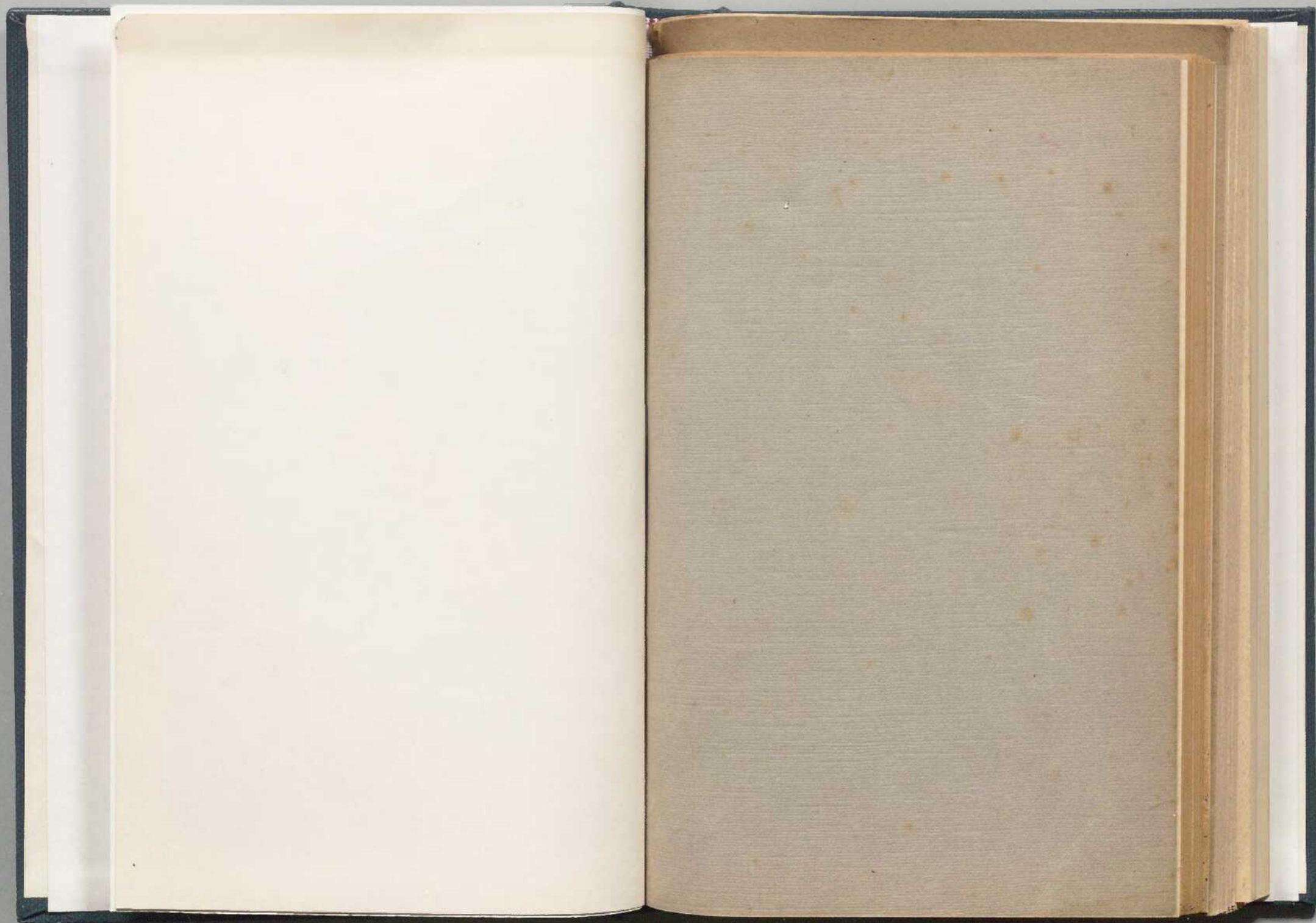
印刷所 東京都京橋區銀座四丁目四番地七

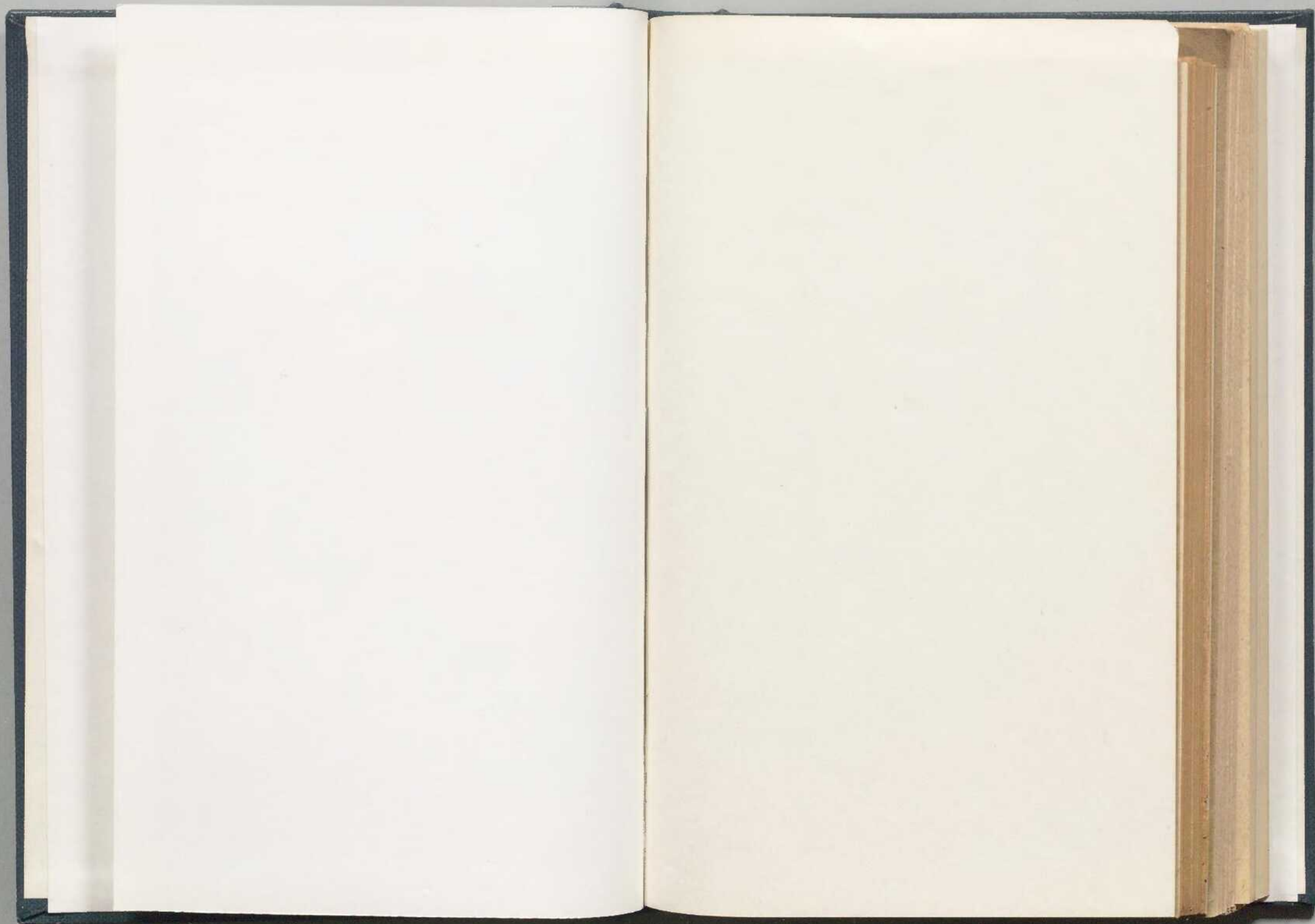
株式會社 細川活版所
東京都京橋區銀座四丁目四番地七

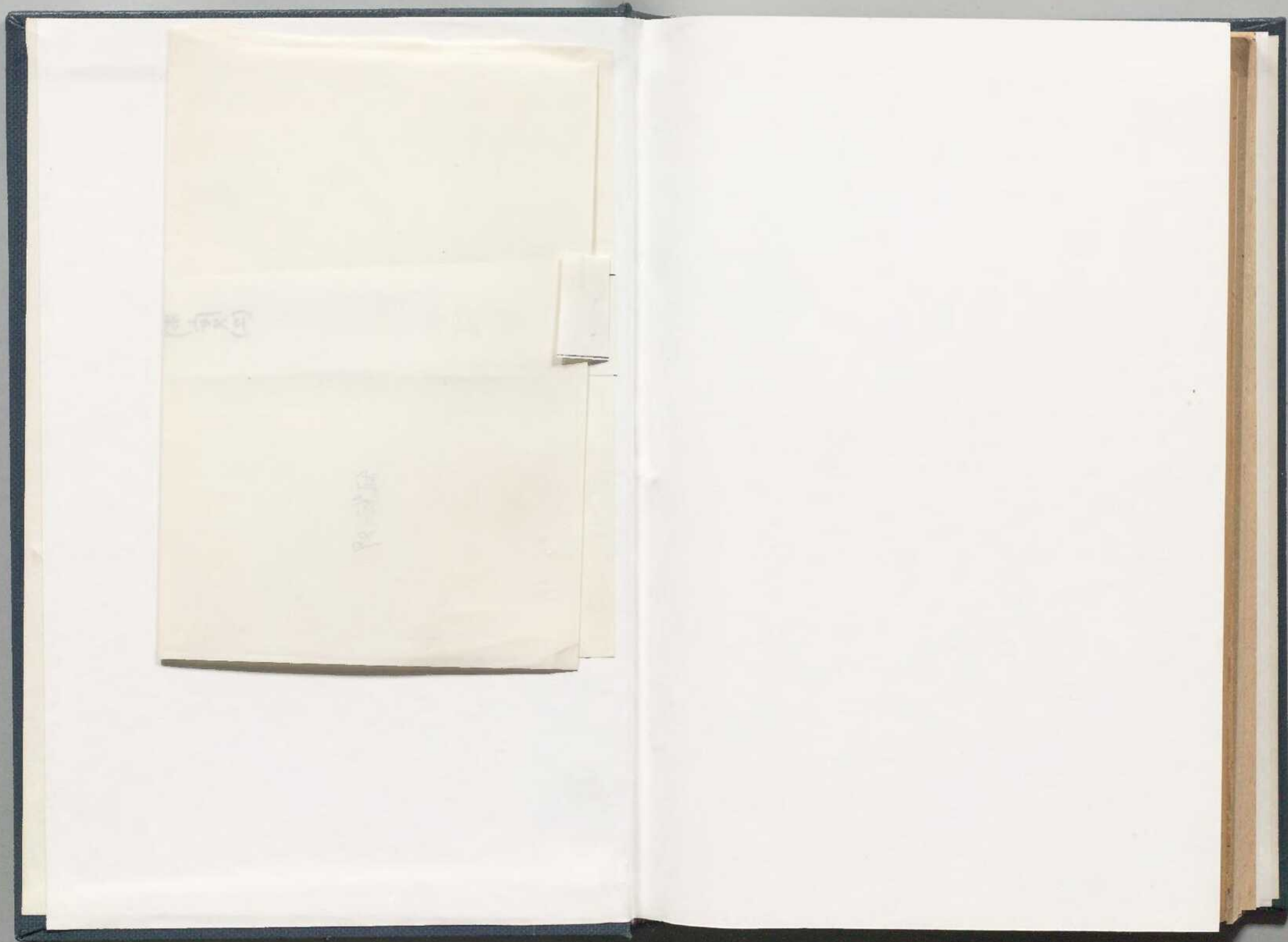
不 許
複 製











光緒廿年

九月廿日

昭和財政史資料 第9号。
租税 德國租税制度

租税-49

租税資料 第1巻 1 租税制度

租税

独国租税制度(2)

租税-49

